

等重要電気設備を収容した部屋の水密化として、水密扉設置、配管貫通部等の止水処理等)、③電源確保対策(非常用ディーゼル発電機、配電盤等の高所配置及び建屋内機器とのケーブル接続、可搬式電源車、配電盤等の配置)を挙げるので、上記の観点から、これらについて検討する。

5 (ア) 防潮堤や防波堤等の設置について

一審被告国も主張するように、証拠(丙ロ92, 100, 108)によれば、平成14年当時の我が国における原子炉施設の津波対策は、ドライサイトコンセプトに基づく対策、すなわち、防潮堤や防波堤等の設置によりドライサイトを維持することが中心的な対策の在り方であったと認められる。津波により原子炉施設に重大な事故が発生するのは、津波によって主要建屋内や重要機器等が被水し、機能を喪失することにより、原子炉を冷温停止に導くことができなくなることによるといえるから、津波が主要建屋の敷地内に浸入することがなければ、上記の事態を回避することができるといえる。したがって、想定される津波に対してドライサイトを維持することは、津波に対する原子炉施設の安全性を確保するための対策として、最も合理的で確実なものであるといえることができる。

そして、長期評価に示された見解に依拠した場合に想定される津波の波高は、平成20年推計によれば、敷地北側においてO. P. +13.695m、敷地南側においてO. P. +15.7mであった(甲ロ178)のであるから、これらの箇所にこれらの波高の津波が到来しても敷地内への浸入を防止し得る防潮堤や防波堤等を設置することによりドライサイトを維持することができれば、福島第一原発の安全性を確保することができるといえる。

25 このことからすると、長期評価に示された見解に基づき想定される津波に対応する措置としては、まずは、防潮堤・防波堤等の設置によるド

ライサイトの維持であったと考えられ、平成20年推計で想定津波とされた津波が到来しても敷地内に浸水が生じないような防潮堤、すなわち、敷地北側についてO. P. +13.695mの津波、敷地南側についてO. P. +15.7mの津波による浸水を防止し得る防潮堤等を設計し、設置することが想定される。

なお、この点について、一審原告らは、防潮堤設置よりも先に、あるいは防潮堤設置と並行して水密化対策や電源確保対策を行うべきと主張するが、ドライサイトコンセプトに基づく防潮堤の設置等による浸水防護策の有効性自体を否定するものではないと解される。

もともと、証拠（丙ハ155の1から4まで、156の1、157）によれば、このような防潮堤を設置することについては、一審被告東電内部における耐震バックチェックの過程において、平成20年推計に基づく想定津波に対応するための防護措置を検討する中で、防潮堤や防波堤による防護措置について、いくつかのシミュレーションをするなどして具体的に検討がされたものの、O. P. +10m盤に既存の施設を維持しつつ鉛直壁を設置することの技術的問題、O. P. +10m盤だけでなく、取水口やポンプのあるO. P. +4m盤への浸水に対する対応の問題、工事に要するコストと時間の問題、防潮壁を高く設置した場合にそこに反射した波が周辺集落に向かう波を大きくする可能性があるという問題などが指摘されていたことが認められる。これらの事情からすると、規制機関においては、平成20年推計による想定津波（O. P. +15.7m）に対しては、防潮堤等によりドライサイトの維持を全うすることは容易ではなく、安全性確保のための措置として十分ではないと判断した蓋然性があるというべきであり、一審被告東電や一審被告国においては、他の対策も併せて講じることを検討した蓋然性もあるということができる。

(イ) タービン建屋等の水密化及び重要機器室の水密化について

一審原告らは、防護措置として、①タービン建屋等の水密化及び②重要機器室の水密化を挙げるところ、これらの措置に関する国内外の状況は次のとおりである。

5 a 溢水勉強会における指摘

保安院と原子力安全基盤機構が平成18年1月に立ち上げた溢水勉強会では、原子力発電所内の配管の破断等を理由とする内部溢水、津波による外部溢水を問わず、溢水に関する調査、研究を進めていたところ、同年5月11日に開催された第3回溢水勉強会では、敷地レベルを超えた津波が到来した場合における電力施設への影響に関する報告が事業者からされた。そこでは、津波が建屋内に浸入して浸水すると、電源設備の機能を喪失する可能性があることが報告され、それに対する発言として、水密扉を検討する必要に触れるものがあった。(丙13の2, 甲ハ103)

15 b 安全情報検討会における指摘

平成18年8月から9月にかけて開催された安全情報検討会において、スマトラ地震によるインド・スマトラ原発の外部溢水事故についての検討の中で、外部溢水対策として、防波堤の設置及び必要に応じて建屋出入口への防護壁の設置が挙げられていた。(甲ハ50)

20 c 一審被告東電における検討

一審被告東電は、平成20年3月、耐震バックチェックの過程において、津波による施設への影響が無視できない場合の対策として建屋の水密化等が考えられるとし、水密化を一つの選択肢として考えていた。(丙ハ155の1, 4, 156の1)

25 また、平成22年には、上記(ア)のとおり、防潮堤の設置について、周辺集落等に影響があるのは望ましくないとの観点から、設備側での

対応が必要とされ、非常用海水系電動機の水密化や建屋扉の水密化等の提案がされ、議論がされた。(丙ハ155の2, 4)

d 東海第二原発及び浜岡原発における水密化措置

東海第二原発では、長期評価に基づく津波評価を前提に、平成20年から21年にかけて、建屋の水密化措置として、防水扉、防水シャッター等が施工された。(丙ハ162)

浜岡原発では、平成20年までの段階で津波対策として、原子炉建屋等の出入口への防水構造の防護扉等の設置がされていた。(甲ハ78の1, 2)

e 海外での溢水事故の検証、対策

フランスのルブレイエ原子力発電所では、平成11年の大規模溢水事故を受け、地下構造の被水領域の貫通部の防水化、防潮壁や防水壁等の設置がされた。このことは、原子力安全機構が調査を行い、保安院に提出した報告書(甲ハ71)にも記載されている。

インドのマドラス原子力発電所では、平成16年スマトラ沖地震による外部溢水事故においては、主要施設等が高所に設置されていたため、外部電源喪失に至らなかったことを受け、津波ハザード解析を行い、追加ディーゼル発電機が高所に設置され、津波防護壁が建設される等の措置がとられた。(甲ハ56の1, 2)

アメリカのキウオーニー原子力発電所でも、内部溢水及び外部溢水双方を対象とした対策がされた。

以上の事実からすれば、内部溢水及び外部溢水に対する対策としては、本件事故以前から、国内外において、防潮堤等の設置にとどまらず、機器室の水密化や建屋の水密化等の検討が行われ、実際にこれらの措置を採用した原子力発電所も存在していたことが認められる。福島第一原発について、ドライサイトコンセプトを維持する限りは、外部溢水に対す

る対策を導入する必要は必ずしも存しないものではあるが、規制機関において、平成20年推計による想定津波と同等の津波を念頭に置いて津波対策を検討すれば、前記(ア)のとおり、ドライサイトコンセプトの維持を全うすることは容易ではなく、防潮堤等のみでは安全性確保のための措置として十分でないと判断した蓋然性があるのであって、上記 a から e までの検討等がされるより以前であっても、これらの水密化の措置を検討することは十分に想定することができ、防潮堤等による津波対策と併せて採用することも想定することができたというべきである。

なお、原子炉施設における水密化の措置については、どのような場合に水密化の対策をとるのがふさわしいか、津波についてどのような推計に基づいて水密化に関する設計をするかなどについて相当多くの具体的検討を要すると考えられるところ、一般的な指針や基準といったものが策定されていたことはうかがわれないが、そのことが、上記のような水密化の措置を津波に対する対策の選択肢の一つとすることを妨げるものと評することはできない。

(ウ) 電源確保措置について

一審原告らは、電源設備の高所配置、可搬式ポンプ及び可搬式電源車を整備しておくことが、福島第一原発が重大な損傷を受けることを防止するための措置となる旨主張する。

確かに、これらの措置は、防護措置を多重にするという観点からは有効であると考えられる。もっとも、電源設備の高所配置は、福島第一原発全体の設計を大きく変更することになるものであり、この措置をとることを想定して技術基準適合命令を発することは考え難いというべきである。また、可搬式ポンプ及び可搬式電源車については、第二次的、第三次的措置としての性格が強く、技術基準適合命令を発する際に想定される措置としても、技術基準適合性の判断を左右するような要素とは考

え難い。

したがって、これらの電源確保措置については想定される措置であったとまではいえない。

5 (エ) 以上によれば、防潮堤等により福島第一原発の敷地内への津波の浸入を防ぐ措置に加え、タービン建屋の水密化及び重要機器室の水密化が、規制機関において、平成14年当時においても想定することができた措置であったと認められる。そして、平成20年推計の後に一審被告東電においてさまざまな対策を検討していることからみても、これらを組み合わせることによる効果を十分に検討し、具体的措置を実施すれば、平成20年推計による津波と同等の津波、すなわち福島第一原発の敷地南側
10 側にO. P. +15.7m程度の波高の津波が到来した場合においても、全電源喪失等の重大な事故を回避することは可能であったといえることができる。

エ 一審被告国の主張について

15 この点について、一審被告国は、ドライサイトを維持せず、津波が敷地内に浸入することを容認した上で、水密化対策を行うことは、大きな不確定性を伴い、事故対応にも困難をきたす恐れがあるから、容認し得ないものである旨主張する。しかしながら、上記ウの判示における水密化の措置は、どのような津波の浸入をも容認した上で、さらに、全ての原子炉施設
20 が浸水することがないように水密化の措置を意味するものではなく、規制機関が、福島第一原発においてドライサイトの維持を全うすることが容易でないと判断した蓋然性があることを前提として、防潮堤等によりできる限り敷地への浸水を防いだ上で、それでは防ぎきれない浸水や、想定外の浸水があったときに、それにより電源設備等の主要機器が完全に機能喪失
25 することがないように対策をいわば補完的な措置として施すことを想定するものであって、一審被告国の上記主張は、前提を異にするものと言わ

ざるを得ない。

一審被告国は、当時は多重防護の考え方が日本では採用されておらず、ドライサイトコンセプトに加えて水密化等の措置を検討することは考え難いなどとも主張するが、上記のように、規制機関においてドライサイトの維持を全うすることが容易でないと判断した場合に、ドライサイトの維持を基本としつつも、水密化の措置の併用を検討することまでを否定するものではないと考えられる。

オ 以上によれば、経済産業大臣は、長期評価に示された見解に依拠して想定される津波が福島第一原発に到来した場合において、全電源喪失という重大事故を防ぐための措置として、防潮堤等の設置のほか、タービン建屋や重要機器室の水密化の措置をとることを想定することが可能であり、これを想定すべきであったと認められる。

(3) 小括

以上に検討したところによれば、経済産業大臣が、長期評価の公表後、福島第一原発の技術基準適合性についての判断において長期評価に示された見解に依拠しなかったことは、著しく合理性を欠くものであり、それによって技術基準に適合していないとの判断に至らず、技術基準適合命令を発しなかったことは、許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くというべきである。

(4) 違法性の判断に関する一審被告国の主張について

ア 一審被告国は、原子炉設置許可処分取消訴訟において原子炉施設の安全性に関する判断の適否が争われた場合の司法審査における判断枠組みと、使用開始後の原子炉施設の安全性に係る規制権限の不行使が国賠法上違法となるか否かについての、その権限を定めた炉規法の趣旨、目的や、その権限の性質を適切に考慮した上での判断枠組みが乖離するという事態はおよそ考え難いとし、本件における判断枠組みは、①使用開始後の原子炉施

設に関して用いられた安全性の審査又は判断についての具体的審査基準
(規制実務において事実上用いられている考え方も含む。)に不合理な点があるか否か、②当該原子炉施設がその基準に適合するとした規制機関の判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるか否かという観点(二段階の審査)
5 によって判断されなければならないとし、具体的には、①津波評価技術の考え方という審査基準に不合理な点があるか否かと、②その具体的な適合性の判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるか否かによって審査されることになる旨主張する。

規制権限不行使の違法性の基本的な判断枠組みは、前記1のとおりであり、
10 具体的判断は、上記(1)から(3)までに判断したとおりであるが、本件においては、津波評価技術との対比において、長期評価に示された見解について、福島第一原発が技術基準に適合しているか否かの判断においてこれに依拠しなかったことが著しく合理性を欠くか否かを判断し、これが著しく合理性を欠くとの判断に立って、長期評価に示された見解に依拠しなかったことにより福島第一原発が技術基準に適合していないと判断せず、
15 技術基準適合命令を発しなかったことが許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くか否かを判断しているところである。一審被告国は、審査基準として津波評価技術の考え方を前提としていると解されるが、本件においては、長期評価に示された見解との関係で、津波評価技術の考え方を前提とすること自体の合理性が問題となることから、その点について判断
20 しているものであり、この点において一審被告国の主張とは異なるものの、基本的には一審被告国が主張するところと矛盾するような判断過程を経ているものではない。

イ また、一審被告国は、本件事故以前の原子力規制実務においては、決定
25 論的安全評価手法(発生する可能性のある様々な事象の中から特定の事象(代表事象))を選定し、これが発生すると仮定した上で、その代表事象に

より原子炉施設にもたらされる影響の有無・程度によって施設の安全性を評価する手法)に基づいて安全性を審査してきたものであり、その基準として原子力発電所における決定論的安全評価手法として開発された津波評価技術の考え方と同様の考え方が採用されていたところであるとした上で、
5 次のように主張する。すなわち、津波における確率論的安全評価(確率論的ハザード解析。発生する可能性が確立した科学的知見により基礎付けられている事象から、発生する可能性が科学的根拠をもって否定できないだけの事象まで、様々な事象を評価の基礎に取り込んだ上で、それらの事象の発生確率などを算出して施設の安全性を評価する手法)は、確定論的安全
10 評価手法により基準を満たしていると評価された原子炉施設の津波に対する安全性を見直すきっかけを与えるものではあり、長期評価に示された見解については、一審被告東電において確率論的安全評価に取り入れていく方針としたことを是としたものであるが、本件事故前の確率論的安全評価の進展状況からすると、福島第一原発では、確率論的安全評価によっても、早急に津波対策を見直す必要がある状況ではなかったなどと主張する。
15

しかしながら、この一審被告国の主張する安全評価手法の体系自体は合理的なものであると考えられるが、この考え方に即していえば、これまで判断したところは、一方で津波評価技術の考え方を決定論的安全評価手法として採用しながら、他方で、これと同等の科学的信頼性のある長期評価
20 に示された見解については、確率論的安全評価に取り込むとすることは著しく合理性を欠くものであり、これを決定論的安全評価の中に取り込んで福島第一原発の安全性を評価すべきであったということになると解される。したがって、上記一審被告国の主張によって、前記の判断に消長をきたすものではない。

25 3 本件事故との因果関係について

(1) 経済産業大臣は、福島第一原発について規制権限を行使せず、技術基準適

合命令を発することはなかったのであるが、前記2(2)のとおり措置を想定して技術基準適合命令を発していたとしても、本件津波による本件事故、すなわち全電源喪失という重大な事故を回避することがおよそ不可能であったとすれば、経済産業大臣の規制権限不行使と本件事故の間には因果関係があるとはいえず、国賠法上の責任を問うことはできないこととなる。

そこで、規制権限不行使と本件事故との間の因果関係について検討するに、前記2(2)のとおり、長期評価に示された見解に依拠した場合の想定津波は、平成20年推計による想定津波と同等のものと考えられるところ、この想定津波と本件津波とでは、その地震規模(マグニチュード)、波源領域、断層すべり量が異なり、また、津波の遡上方向についても、想定津波では、福島第一原発の南東方向の波源からの津波であるため、主として南側から到来するのに対し、本件津波は、波源が三陸沖から房総沖の広範囲に及んでおり、北側、東側、南側の全ての方向から襲来しているという点でも異なる。したがって、平成20年推計による想定津波と同等の想定津波に対する対策が講じられていたとしても、これによって、直ちに本件津波による浸水やそれによる重大な事故を防ぐことができたとはまではいえない。

もともと、本件事故については、地震による津波という自然現象を想定した規制機関による権限不行使の違法性が問題となっているところ、適切に権限を行使して技術基準適合命令を発した場合に講じられた措置自体が仮定的なものとならざるを得ず、また、前記2(2)のとおり、権限を行使すべきであったとされる時点においては、それまでに本件津波と類似の事象が発生したこともないため、当該措置によって本件津波による本件事故を防ぐことができたかについて実証的な検討をすることも困難である。しかも、前記2(1)ウ(オ)のとおり、規制機関においては、長期評価の公表後、これに示された見解に依拠して技術基準適合性や技術基準適合命令についての具体的検討をしていないため、仮に技術基準適合命令を発し規制権限を行使したとする場合

の具体的措置や経過を推認する資料に極めて乏しい。したがって、因果関係について検討するに当たっては、このような事情を踏まえることが相当である。

(2) そこで、上記(1)の事情を踏まえ、前記2(2)のような想定に基づき技術基準適合命令を発した後に本件津波が到来した場合に、本件事故を防止することができたかについて、さらに検討する。

ア 本件津波が到来した際の福島第一原発の浸水被害は、前記の第2章第2節の「本件事故の概要」のとおりであり、1号機から4号機の主要建屋設置エリアの浸水深は、約1.5メートルから約5.5メートル、具体的には、敷地南側の4号機付近で約5.5メートル、2号機の周囲及び3号機の東側で約4メートルから5メートル、1号機北東側で1メートルであった(乙イ2の2)。また、本件津波によるタービン建屋内の浸水深は、1号機から3号機は、最も深いところでも2号機の110センチメートルであり、周辺の浸水深に比べてかなり浅くなっており、4号機については、大物搬入口から流入した津波により、タービン建屋内で最大7メートルの浸水があった(甲74の1)。

他方で、平成20年推計による想定津波による浸水深は、敷地南側で5.707メートル、4号機中央付近で2メートルから2.6メートル、2号機の取水ポンプ付近(O. P. +4m)で5.244メートルなどとされていた(甲ロ178)。

津波による被害は、津波高だけでなく、津波の波力や浸水時間、津波とともに流入する漂流物の影響など、さまざまな要素が関係してくることから、浸水深だけで単純な比較をすることはできないものの、上記のとおりの本件津波による浸水深と平成20年推計による想定津波により想定される浸水深を比較してみると、平成20年推計による想定津波による浸水深は、本件津波による浸水深と同程度とみられる部分と、これを下回る部

分とがある。しかし、平成20年推計による想定津波を前提に、防潮堤の設置に加え、主要建屋又は重要機器室の水密化の措置をとっていた場合、本件津波の襲来による浸水を完全に防ぐことはできなかった可能性はあるものの、少なくとも、本件津波により生じた浸水よりも浸水の規模を相当程度抑制することができた蓋然性があると考えられる。

イ また、本件事故後、津波評価部会の委員であった津波工学の専門家である今村文彦氏が、福島第一原発の原子炉・タービン建屋の敷地前面全体にO. P. + 20 mの仮想防潮堤を設置したことを想定して、本件津波と同様の津波が到来した場合の津波シミュレーションをしているところ、これによれば、防潮堤の南北の端では、一部津波が越流するところがあるものの、陸上への浸入はおおむね低減させることができ、越流する部分についても浸水は50センチメートル以下で、機器への影響は少ないとの結果が得られている（丙ハ207）。

平成20年推計による想定津波は、福島第一原発の南側から到来する津波であり、東側からの到来は想定されていなかったのであるから、そのような想定津波への対策を検討した場合には、上記津波シミュレーションの前提となったような敷地前面全体に防潮堤を設置するという措置は選択されず、敷地南寄りに重点的に防潮堤が設置された可能性がある。しかし、上記津波シミュレーションによれば、敷地前面全体に防潮堤を設置すれば、O. P. + 10 m盤への浸水を相当程度防ぐことができたというのであるから、平成20年推計による想定津波と同等の津波を想定した対策として、南側に重点的に防潮堤を設置していたとしても、少なくとも本件津波によるような程度の浸水には至らなかった可能性は十分にあると考えられる。

ウ そして、前記2(2)のとおり、防潮堤等による浸水の防止のみならず、建物や重要機器室の水密化の措置も併せて講じることが想定され、その各所における具体的な態様までは必ずしも明らかにはならないものの、津波対

策においては、想定津波に対してある程度の余裕を持たせた措置が講じられることが一般的であると考えられることも考慮すると、平成20年推計による想定津波と同等の想定津波に対する対策を講じていれば、福島第一原発に対する本件津波の影響は相当程度軽減され、本件事故のような全電源喪失の事態に至るまでのことはなかった蓋然性が高いと認められる。

これに対し、一審被告国及び一審被告東電は、本件津波による本件事故は防げなかったとの主張をするが、的確な反証があるとはいえない。

そうすると、前記2(2)のような対策が講じられていれば、本件津波が到来したとしても、本件事故と同様の全電源喪失の事態には至らなかったものと認めるのが相当である。

(3) 次に、長期評価の公表後、本件津波までの間に、長期評価に示された見解に依拠して平成20年推計と同様の津波の推計計算を行い、さらに、それに基づく措置を検討して、施設を施工し、完成に至ることが可能であったか否かについては、その過程を具体的に推認して判断するに足りるまでの証拠はない。しかしながら、長期評価の公表から本件地震発生までの期間は8年半余りであるところ、平成20年推計では、東電設計に対して推計を委託してから約4か月で結果が報告されていることからみて、長期評価を技術基準適合性の判断の基礎とすべきか否かの判断に要する時間を考慮しても、長期評価が公表された平成14年7月から遅くとも1年後には、長期評価に示された見解に依拠して平成20年推計と同様の津波の推計計算を行い、その結果を得て、技術基準適合命令を発することができたと認めるのが相当である。そして、原子炉施設の建設や安全性の維持のための一般的な技術的水準に照らすと、その時から本件津波の来襲までの約7年半余りを費やせば、前記2(3)ウに判示したような福島第一原発を技術基準に適合させるための措置を講ずることが可能であったと認めることができる。

(4) 以上を総合すると、本件における経済産業大臣の規制権限不行使と本件事

故との間には、国賠法上の責任を認めるに足りる因果関係があったと認められる。

5 (5) この点につき、一審被告国は、本件津波と平成20年推計で想定される津波とでは、その規模（継続時間の違いを前提にした水量、水圧、浸水域、浸水域ごとの浸水深、津波の遡上方向等）は全く異なるものであり、防潮堤の設置では、本件津波の敷地への浸入を防ぐことは不可能であった、津波が敷地内に浸入することを容認した上で、建屋等の全部の水密化を行うという対策には大きな不確定性が伴い、規制機関がそのような対策を是認することはあり得なかったなどと主張する。しかし、建屋等の水密化に関する上記の主張については、前記2(3)エのとおり、上記の判示と前提を異にするものであり、その余については、上記に判示したとおりであって、これを採用することはできない。

4 結論

15 以上によれば、経済産業大臣が、長期評価の公表後、福島第一原発について、長期評価に示された見解に依拠して想定津波を評価し、想定される津波により損傷を受けるおそれがあり技術基準に適合しないものとして、一審被告東電に対し、これに適合させるよう命令を発しなかったという与えられた権限の不行使は、その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、本件の具体的事情の下において、許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠く
20 というべきであり、その不行使により被害を受けた者との関係において、国賠法1条1項の適用上違法となり、一審被告国は、その不行使によって生じた損害を賠償する義務を負うというべきである。

第2節 一審被告東電の責任について

第1 民法709条の適用の有無

25 一審原告らは、一審被告東電は、原賠法3条1項のほか、民法709条に基づく不法行為責任も負うと主張する。

しかしながら、原賠法の規定のうち、原子力損害の賠償責任に関して定める第2章の規定は、原子力損害についての原子力事業者の無過失責任（3条）、責任の集中（4条）、求償権等の制限（5条）を定めている。これは、民法の不法行為に関する規定の特則であり、原賠法の規定が適用される範囲においては、民法の規定はその適用が排除されるものと解するのが相当である。したがって、本件事故による原子力損害の賠償に関しては、民法709条等の不法行為に関する規定の適用はなく、一審被告東電は、原賠法3条1項によってのみ損害賠償責任を負うものと解するのが相当である。

第2 一審被告国の責任との関係

- 1 前記認定によれば、本件事故は、一審被告国の規制権限不行使と、一審被告東電の福島第一原発の運転等とが相まって発生したものと認められるから、一審被告国と一審被告東電は、一審原告らに係る損害についてそれぞれ責任を負い、これらは不真正連帯債務の関係に立つものと解するのが相当である。
- 2 この点に関連して、一審被告国は、仮に一審被告らが損害賠償責任を負うとしても、本件において一次的かつ最終的な責任を負うのは福島第一原発の設置・運営に当たっていた一審被告東電であり、一審被告国の規制権限不行使の責任は二次的かつ補完的なものにとどまるから、一審被告国の損害賠償責任は、一審被告東電よりも限定された範囲にとどまると主張する。

しかしながら、福島第一原発の安全管理について一次的に責任を負うのが一審被告東電であり、一審被告国の責任が二次的・補完的なものであるとしても、そのことが、直ちにその事故により損害を被った一審原告らに対する損害賠償責任の範囲を限定する根拠になるものではない。むしろ、発電用原子炉施設の設置及びその稼働後の安全性の確保については、一審被告国の規制権限の行使と、その規制に服する事業者による安全性の確保のための具体的方策の立案と実施は不即不離の関係にあり、本件においても、福島第一原発についてこれを技術基準に適合するように維持するために、一審被告国が技術基準の適合性を

判断し技術基準適合命令を発することと、一審被告東電が自ら技術基準への適合性を検討し、技術基準適合命令が発せられた場合にはこれに適合するように具体的方策を立案して実施することとは不即不離の関係にあるということができ、福島第一原発の津波に対する安全性の評価に関する一審被告らの実際の検討状況を併せて考慮すれば、一審被告国の主張するような意味において一審被告国の立場が二次的・補完的なものであることをもって、本件事故により損害を被った一審原告らに対する一審被告国の損害賠償責任の範囲を限定することは、相当でない。

したがって、一審被告国の上記主張は採用できない。

10 第3節 一審原告らに生じた損害について

第1 認定事実

1 避難指示等の推移

(甲イ2のほか、後掲証拠)

(1) 平成23年3月11日から避難指示区域の見直しまでの推移

15 ア 平成23年3月11日（避難及び屋内退避の指示）

内閣総理大臣は、平成23年3月11日午後7時3分、原子力緊急事態宣言を発し、内閣総理大臣を本部長とする原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置し、同日午後9時23分頃、福島県知事及び関係自治体に対し、福島第一原発から半径3キロメートル圏内の住民の避難及び半径3キロメートルから10キロメートル圏内の住民の屋内退避を指示した（乙ニ共21）。

イ 平成23年3月12日から同月15日まで（避難及び屋内退避の指示）

内閣総理大臣は、平成23年3月12日午後5時39分、福島県知事及び関係自治体に対し、福島第二原発から半径10キロメートル圏内の住民の避難を指示し、同日午後6時25分、福島県知事及び関係自治体に対し、福島第一原発から半径20キロメートル圏内の住民の避難を指示した（以

下, 当該指示に係る区域を「避難区域」という。)。また, 内閣総理大臣は, 同月15日午前11時, 福島県知事及び関係自治体に対し, 福島第一原発から半径20キロメートルから30キロメートル圏内の住民の屋内退避を指示した(以下, 当該指示に係る区域を「屋内退避区域」という。)(乙二共22, 23, 24)

ウ 南相馬市による一時避難要請

南相馬市は, 平成23年3月16日, 市民に対し, 一時避難を要請した。同市は, 同年4月22日, 自宅での生活が可能な者の帰宅を許容する旨の見解を示した。

エ 平成23年4月21日(避難指示の区域の変更及び警戒区域の設定)

内閣総理大臣は, 平成23年4月21日午前11時, 福島第二原発周辺の避難区域を半径10キロメートル圏内から8キロメートル圏内へ変更することを指示し, 同月22日午前0時をもって, 福島第一原発の半径20キロメートル圏内を警戒区域(原災法28条2項, 災害対策基本法63条1項)に設定し, 緊急事態応急対策に従事する者以外の者について, 市町村長が一時的な立入りを認める場合を除き, 当該区域への立入りを禁止し, 又は, 当該区域からの退去を命ずることを指示した(乙二共25, 26)。

オ 平成23年4月22日(計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定等)

内閣総理大臣は, 平成23年4月22日午前9時44分, 福島第一原発から半径20キロメートルから30キロメートル圏内の屋内退避の指示を解除し, 次の①及び②のとおり, 本件事故発生後1年間の積算放射線量が20mSv(ミリシーベルト)に達するおそれのある区域を計画的避難区域(当該区域の居住者等は, 原則として概ね1か月程度の間順次当該区域外への避難のための立ち退きを行うこととされる区域)に, 30キロ

メートル圏内で計画的避難区域に設定されていない区域を緊急時避難準備区域（当該区域の居住者等は、常に緊急時に避難のため立ち退き又は屋内への退避が可能な準備を行うことなどとされる区域）にそれぞれ設定した（乙二共27）。

5 ① 計画的避難区域

葛尾村，浪江町，飯館村，川俣町の一部及び南相馬市の一部（既に福島第一原発の半径20キロメートル圏内の避難が指示された区域を除く。）

② 緊急時避難準備区域

10 広野町，楡葉村，川内村，田村市の一部及び南相馬市の一部（既に福島第一原発から半径20キロメートル圏内の避難が指示された区域を除く。）

カ 平成23年9月30日（緊急時避難準備区域の解除）

15 原子力災害対策本部は、平成23年9月30日、緊急時避難準備区域を解除した（以下、当該区域を「旧緊急時避難準備区域」という。）。

キ 特定避難勧奨地点の設定

20 さらに、原子力災害対策本部は、平成23年6月16日、積算放射線量が年間20mSvを超えると推定される地点を特定避難勧奨地点とする方針を決め、現地対策本部において対象となる市長村と協議し、同月30日及び同年11月25日に伊達市の一部を、同年7月21日及び同年8月3日に南相馬市の一部を、同日川内村の一部を、いずれも特定避難勧奨地点に設定した（乙二共29，30の各証）。

(2) 避難指示区域の見直し

25 ア 「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」の公表

原子力災害対策本部は、平成23年12月26日、「ステップ2の完了を

5 受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今
後の検討課題について」を公表し、警戒区域及び計画的避難区域の見直し
について次のとおり対応方針を示した。まず、低線量被ばくのリスク管理
に関するワーキンググループでの議論等を基に、避難指示区域の見直しに
10 当たっても年間20mSv基準を適用することとし、併せて除染、インフ
ラ復旧及び損害賠償についての国の積極的関与等を行っていくこととし
た。その上で、本件事故から「5年間を経過してもなお、年間積算線量が
20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が
50ミリシーベルト超の地域」を「帰還困難区域」（区域境界において、
15 物理的防護措置を実施し、住民に対し避難の徹底が求められる区域）に、
「現時点からの年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあ
り、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難を継続することを
求める地域」を「居住制限区域」（基本的に計画的避難区域と同様の運用
が行われるが、住民の一時帰宅等が認められる区域）に、「年間積算線量
20 20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地
域」を「避難指示解除準備区域」（主要道路における通過交通、住民の一
時帰宅等が柔軟に認められる区域）にそれぞれ設定することとした。これ
らの方針に基づき、平成24年4月1日以降、順次避難指示区域の見直し
が行われた。（乙二共34）

20 イ 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」の改定

（乙二共125）

原子力災害対策本部は、平成27年6月12日、「原子力災害からの福島
復興の加速に向けて」を改定し、公表した。これに示された指針において、
避難指示解除の要件は次のとおりとされていた。

- 25 ① 空間線量率で推定された年間積算線量が20mSv以下になること
が確実であること

② 電気，ガス，上下水道，主要交通網，通信等日常生活に必須のインフラや医療・介護・郵便等の生活関連サービスが概ね復旧すること，子供の生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること

③ 県，市町村，住民との十分な協議

5 (3) 避難指示の解除

ア 田村市，川内村，南相馬市及び檜葉町

前記(2)イの方針に従い，平成26年12月28日までに，田村市の避難指示解除準備区域の解除（同年4月1日），川内村の避難指示解除準備区域の解除（同年10月1日），南相馬市の特定避難勧奨地点の解除がされ，
10 平成27年9月5日には，檜葉町の避難指示解除準備区域の解除がされた（乙二共111の各証）。

イ 南相馬市及び飯舘村

また，平成28年7月12日午前0時をもって，南相馬市において設定されていた居住制限区域及び避難指示解除準備区域が解除された（乙二共
15 172）。

さらに，原子力災害対策本部は，同年6月17日，平成29年3月31日午前0時をもって，飯舘村において設定されていた居住制限区域及び避難指示解除準備区域を解除することを決定した（乙二共171）。

ウ 「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」の公表

20 原子力災害対策本部及び復興推進会議は，平成28年8月31日付けで，「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」を公表し，帰還困難区域のうち5年を目途に線量の低下状況も踏まえて避難指示を解除し，居住を可能とすることを旨とする「復興拠点」を各市町村の実情に応じて適切な範囲で設定し整備することなど帰還困難区域の取扱いに関する基本的な方針等が
25 示された（乙二共175）。

エ 「原子力災害からの福島復興の加速のための基本方針について」の閣議

決定

平成28年12月20日、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本方針について」が閣議決定され、富岡町及び浪江町の避難指示解除準備区域、居住制限区域については、遅くとも平成29年3月末までに避難指示を解除し、住民の帰還が可能となるよう関係省庁があらゆる施策を総動員して取り組むなど、避難指示解除に向けた取組の方針が示された（乙二共174）。

オ 富岡町及び浪江町

富岡町及び浪江町においては、前記(2)イの方針に従い、居住制限区域及び避難指示解除準備区域について、浪江町では平成29年3月31日午前0時をもって、富岡町では同年4月1日午前0時をもって、それぞれ解除された（乙二共198，309）。

2 中間指針等の概要

平成23年4月11日、原賠法18条1項に基づき、文部科学省に原子力損害賠償紛争審査会が設置された。

原子力損害賠償紛争審査会は、「原子力損害の範囲の判定の指針その他の紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」（原賠法18条2項2号）として、同年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という。）を、同年12月6日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）」（以下「中間指針第一次追補」という。）を、平成24年3月16日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）」（以下「中間指針第二次追補」という。）を、平成25年12月26日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原

子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補（避難指示の長期化等に係る損害について）」（以下「中間指針第四次追補」という。）をそれぞれ決定・公表した（以下、中間指針、中間指針第一次追補、中間指針第二次追補及び中間指針第四次追補を総称して「中間指針等」という。）。

5 中間指針には、「なお、この中間指針は、本件事故が収束せず被害の拡大が見られる状況下、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲を示したものであるから、中間指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る。」との記載がある。

10 また、中間指針では、損害賠償の考え方として、本件事故と相当因果関係のある損害、すなわち社会通念上本件事故から当該損害が生じるのが合理的かつ相当であると判断される範囲のものであれば、原子力損害に含まれるとされ、具体的には、本件事故から国民の生命や健康を保護するために合理的理由に基づいて出された政府の指示等に伴う損害や、そのような損害が生じたことで第
15 三者に必然的に生じた間接的な被害についても、一定の範囲で賠償の対象となるとされている。

中間指針等に示された損害賠償の考え方のうち、一審原告らが主張する損害に関する部分の内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 政府による避難等の指示等に係る損害について

20 政府による避難等の指示があった対象区域は、避難区域（避難指示に係る区域）、屋内退避区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点及び南相馬市が独自の判断に基づき住民に対して一時避難を要請した区域とする。

25 避難等対象者の範囲は、避難指示等により避難等を余儀なくされた者として、次のとおりとする。

① 本件事故が発生した後に対象区域内から同区域外へ避難のための立退

5 き（以下、この項において「避難」という。）及びこれに引き続く同区域
外滞在（以下、この項において「対象区域外滞在」という。）を余儀なく
された者（ただし、平成23年6月20日以降に緊急時避難準備区域（特
定避難勧奨地点を除く。）から同区域外に避難を開始した者のうち、子供、
妊婦、要介護者及び入院患者等以外の者を除く。）

② 本件事故発生時に対象区域外に居り、同区域内に生活の本拠としての住
居（以下、この項において「住居」という。）があるものの引き続き対象
区域外滞在を余儀なくされた者

10 ③ 屋内退避区域内で屋内への退避（以下、この項において「屋内退避」と
いう。）を余儀なくされた者

（以上の避難、対象区域外滞在及び屋内退避を併せて「避難等」という。）

ア 中間指針の内容

（ア）避難費用

15 I) 避難等をした者（避難等対象者）が必要かつ合理的な範囲で負担し
た次の費用が、賠償すべき損害と認められる。

① 対象区域から避難するために負担した交通費、家財道具の移動費
用

20 ② 対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した
宿泊費及びこの宿泊に付随して負担した費用（以下、この項におい
て「宿泊費等」という。）

③ 避難等対象者が、避難等によって生活費が増加した部分があれば、
その増加費用

II) 避難費用の損害額算定方法は、次のとおりとする。

25 ① 避難費用のうち、交通費、家財道具の移動費用、宿泊費等につい
ては、避難等対象者が現実に負担した費用が賠償の対象となり、そ
の実費を損害額とするのが合理的な算定方法と認められる。

ただし、領収証等による損害額の立証が困難な場合には、平均的な費用を推計することにより損害額を立証することも認められるべきである。

② 他方、避難費用のうち生活費の増加費用については、原則として後記(カ)の「精神的損害」I)の①又は②の額に加算し、その加算後の一定額をもって両者の損害額とするのが公平かつ合理的な算定方法と認められる。

Ⅲ) 避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならない。

(イ) 一時立入費用

避難等対象者のうち、警戒区域内に住居を有する者が、市町村が政府及び県の支援を得て実施する「一時立入り」に参加するために負担した交通費、家財道具の移動費用、除染費用等（前泊や後泊が不可欠な場合の宿泊費等も含む。）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

(ウ) 就労不能等に伴う損害

対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が、避難指示等により、その就労が不能等となった場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められる。

(エ) 生命・身体的損害

避難等対象者が被った以下の損害が、賠償すべき損害と認められる。

I) 本件事故により避難等を余儀なくされたため、傷害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化(精神的障害を含む。)し、疾病にかかり、あるいは死亡したことにより生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等

II) 本件事故により避難等を余儀なくされ、これによる治療を要する程度
の健康状態の悪化等を防止するため、負担が増加した診断費、治療
費、薬代等

(才) 財物価値の喪失又は減少等

5 財物につき、現実に発生した次の損害については、賠償すべき損害と
認められる。なお、ここでいう財物は動産のみならず不動産をも含む。

I) 避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内
の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部
が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した
10 部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用（当該財物の
廃棄費用、修理費用等）は、賠償すべき損害と認められる。

II) I) のほか、当該財物が対象区域内にあり、①財物の価値を喪失又
は減少させる程度の量の放射性物質にばく露した場合又は②①には該
当しないものの、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一
15 般的な人の認識を基準として、本件事故により当該財物の価値の全部
又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は
減少した部分及び除染等の必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償
すべき損害と認められる。

III) 対象区域内の財物の管理が不能等となり、又は放射性物質にばく露
20 することにより、その価値が喪失又は減少することを予防するため、
所有者等が支出した費用は、必要かつ合理的な範囲において賠償すべ
き損害と認められる。

(カ) 精神的損害

I) 本件事故において、避難等対象者が受けた精神的苦痛のうち、少な
25 くとも次の精神的苦痛は、賠償すべき損害と認められる。

① 対象区域から実際に避難した上引き続き同区域外滞在を長期間余

儀なくされた者（又は余儀なくされている者）及び本件事故発生時には対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続き対象区域外滞在を長期間余儀なくされた者（又は余儀なくされている者）が、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛

② 屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域における屋内退避を長期間余儀なくされた者が、行動の自由の制限等を余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛

II) I) の①及び②に係る「精神的損害」の損害額については、「避難費用」のうち生活費の増加費用と合算した一定の金額をもって両者の損害額と算定するのが合理的な算定方法と認められる。

そして、I) の①又は②に該当する者であれば、その年齢や世帯の人数等にかかわらず、避難等対象者個々人が賠償の対象となる。

III) I) の①の具体的な損害額の算定に当たっては、差し当たって、その算定期間を次の三段階に分け、それぞれの期間について、以下のとおりとする。

① 本件事故発生から6か月間（第1期）

第1期については、一人月額10万円を目安とする。ただし、この間、避難所・体育館・公民館等（以下「避難所等」という。）における避難生活等を余儀なくされた者については、避難所等において避難生活をした期間は、一人月額12万円を目安とする。

② 第1期終了から6か月間（第2期）

ただし、警戒区域等が見直される等の場合には、必要に応じて見直す。

第2期については、一人月額5万円を目安とする。

③ 第2期終了後から終期までの期間（第3期）

第3期については、今後の本件事故の収束状況等諸般の事情を踏まえ、改めて損害額の算定方法を検討するのが妥当であると考えられる。

IV) I) の①の損害発生の始期及び終期については、次のとおりとする。

① 始期については、原則として、個々の避難等対象者が避難等をした日にかかわらず、本件事故発生日である平成23年3月11日とする。ただし、緊急時避難準備区域内に住居がある子供、妊婦、要介護者、入院患者等であって、同年6月20日以降に避難した者及び特定避難勧奨地点から避難した者については、当該者が実際に避難した日を始期とする。

② 終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならない。

V) I) の②の損害額については、屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域において屋内退避をしていた者（緊急時避難準備区域から平成23年6月19日までに避難を開始した者及び計画的避難区域から避難した者を除く。）につき、一人10万円を目安とする。

なお、（備考）欄には、「その他の本件事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得る」と記載されている。

イ 中間指針第二次追補の内容

中間指針第二次追補は、それまでの避難区域等の見直し等を踏まえて、今後の検討事項とされていたこと等について、その時点で可能な範囲で考え方を示したものであり、本件事故と損害との相当因果関係の有無は、最

終的には個々の事案ごとに判断すべきものであるが、紛争解決を促すため、賠償が認められるべき一定の範囲を示すこととしたものである。次の各項目の賠償については、中間指針で示したもののほか、次のとおりとされた。

(ア) 避難費用及び精神的損害

5 a 避難指示区域内

I) 避難指示区域内に住居があった者については、中間指針における損害額の算定期間「第2期」(本件事故発生から12か月間。前記ア(カ)Ⅲ)の②)を避難指示区域見直しの時点まで延長し、当該時点から終期までの期間を「第3期」(前記ア(カ)Ⅲ)の③)とする。

10 II) I)の第3期において賠償すべき避難費用及び精神的損害並びにそれらの損害額の算定方法は、原則として、引き続き中間指針で示したとおりとする。ただし、宿泊費等が賠償の対象となる額及び期間には限りがあることに留意する必要がある。

15 III) I)の第3期における精神的損害の具体的な損害額(避難費用のうち通常範囲の生活費の増加費用を含む。)の算定に当たっては、避難者の住居があった地域に応じて、次のとおりとする。

① 避難指示区域見直しに伴い避難指示解除準備区域に設定された地域については、一人月額10万円を目安とする。

20 ② 避難指示区域見直しに伴い居住制限区域に設定された地域については、一人月額10万円を目安とした上、概ね2年分としてまとめて一人240万円の請求をすることができるものとする。ただし、避難指示解除までの期間が長期化した場合は、賠償の対象となる期間に応じて追加する。

25 ③ 避難指示区域見直しに伴い帰還困難区域に設定された地域については、一人600万円を目安とする。

IV) 中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場

合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、避難指示区域については今後の状況を踏まえて判断されるべきものとする。

b 旧緊急時避難準備区域

5 I) 中間指針の第3期（前記ア(カ)Ⅲ）の③）において賠償すべき避難費用及び精神的損害並びにそれらの損害額の算定方法は、引き続き中間指針で示したとおりとする。

10 II) 中間指針の第3期における精神的損害の具体的な損害額（避難費用のうち通常範囲の生活費の増加費用を含む。）の算定に当たっては、一人月額10万円を目安とする。

15 III) 中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、旧緊急時避難準備区域については平成24年8月末までを目安とする。ただし、同区域のうち檜葉町の区域については、同町の避難指示区域について解除後「相当期間」が経過した時点までとする。

(イ) 就労不能等に伴う損害

I) 中間指針の就労不能等に伴う損害（前記ア(ウ)）の終期は、当面は示さず、個別具体的な事情に応じて合理的に判断するものとする。

20 II) 就労不能等に伴う損害を被った勤労者による転職や臨時の就労等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た給与等を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が求められる。

(ウ) 財物価値の喪失又は減少

25 I) 帰還困難区域内の不動産に係る財物価値については、本件事故発生直前の価値を基準として本件事故により100%減少（全損）したものと推認することができるものとする。

II) 居住制限区域内及び避難指示解除準備区域内の不動産に係る財物価値については、避難指示解除までの期間等を考慮して、本件事故発生直前の価値を基準として本件事故により一定程度減少したものと推認することができるものとする。

5 ウ 中間指針第四次追補

中間指針第四次追補は、避難指示区域の見直しが完了し、一部の区域では避難指示の解除に向けた検討が始まっている一方で、帰還困難区域では避難指示が長期化することが想定されるなどの状況を踏まえ、これまで示してきた指針に加え、現時点で可能な範囲で損害の範囲を示すこととした10 ものである。

(ア) 避難費用及び精神的損害

I) 避難指示区域の第3期（避難指示見直しの時点から終期までの期間（前記イ(ア)a I)）において賠償すべき精神的損害の具体的な損害額については、避難者の住居があった地域に応じて、次のとおりとする。

15 ① 帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域については、中間指針第二次追補で帰還困難区域について示した一人600万円に一人1000万円を加算し、上記600万円を月額に換算した場合の将来分（平成26年3月以降）の合計額（ただし、通常の範囲の生活費の増加費用を除く。）を20 控除した金額を目安とする。具体的には、第3期の始期が平成24年6月の場合、加算額から将来分を控除した後の額は700万円とする。

② ①以外の地域については、引き続き一人月額10万円を目安とする。

25 II) 住居確保に係る損害の賠償を受ける者の避難費用（生活費増加費用及び宿泊費等）が賠償の対象となる期間は、特段の事情がない限り、

住居確保に係る損害の賠償を受けることが可能になった後、他所で住居を取得又は賃借し、転居する時期までとする。ただし、合理的な時期までに他所で住居を取得又は賃借し、転居しない者については、合理的な時期までとする。

5 III) 中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、避難指示区域については、1年間を当面の目安とし、個別の事情も踏まえ柔軟に判断するものとする。

(イ) 住居確保に係る損害

10 I) 帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域からの避難者で、従前の住居が持ち家であった者が、移住又は長期避難（以下「移住等」という。）のために負担した次の費用は賠償すべき損害と認められる。

15 ① 住宅(建物で居住部分に限る。)取得のために実際に発生した費用(ただし、③に掲げる費用を除く。)と本件事故時に所有し居住していた住宅の事故前価値(中間指針第二次追補の財物価値)との差額であって、事故前価値と当該住宅の新築時点相当の価値との差額の7.5%を超えない額。

20 ② 宅地(居住部分に限る。)取得のために実際に発生した費用(ただし、③に掲げる費用を除く。)と事故時に所有していた宅地の事故前価値(第二次追補の財物価値)との差額。ただし、所有していた宅地面積が400㎡以上の場合には、当該宅地の400㎡相当分の価値を所有していた宅地の事故前価値とし、取得した宅地面積が福島県都市部の平均宅地面積以上である場合には福島県都市部の平均宅地面積(ただし、所有していた宅地面積がこれより小さい場合は所有していた宅地面積)を取得した宅地面積とし、取得した宅地価格が高額な場合には

福島県都市部の平均宅地面積（ただし、所有していた宅地面積がこれより小さい場合は所有していた宅地面積）に福島県都市部の平均宅地単価を乗じた額を取得した宅地価格として算定する。

③ ①及び②に伴う登記費用、消費税等の諸費用

5 II) 前記 I) ①の賠償の対象者以外で避難指示区域内の従前の住居が持ち家であった者で、移住等をすることが合理的であると認められる者が、移住等のために負担した I) ①及び I) ③の費用並びに I) ②の金額の 7.5%に相当する費用は、賠償すべき損害と認められる。

10 III) I) 又は II) 以外で従前の住居が持ち家だった者が、避難指示が解除された後に帰還するために負担した以下の費用は賠償すべき損害と認められる。

① 事故前に居住していた住宅の必要かつ合理的な修繕又は建替え（以下「修繕等」という。）のために実際に発生した費用（ただし、③に掲げる費用を除く。）と当該住宅の事故前価値との差額であって、事故前
15 価値と当該住宅の新築時点相当の価値との差額の 7.5%を超えない額

② 必要かつ合理的な建替えのために要した当該住居の解体費用

③ ①及び②に伴う登記費用、消費税等の諸費用

IV) 従前の住居が避難指示区域内の借家であった者が、移住等又は帰還のために負担した次の費用は賠償すべき損害と認められる。

20 ① 新たに借家に入居するために負担した礼金等の一時金

② 新たな借家と従前の借家との家賃の差額の 8 年分

V) I) ～IV) の賠償の対象となる費用の発生の蓋然性が高いと客観的に認められる場合には、これらの費用を事前に概算で請求することができるものとする。

25 (2) 自主的避難等対象者に対する賠償

ア 中間指針第一次追補の内容

中間指針第一次追補は、自主的避難の現状を踏まえて、中間指針の対象となった避難指示等に係る損害以外の損害として、自主的避難等に係る損害について示した。

(ア) 自主的避難等対象区域

5 次の福島県内の市町村のうち避難指示等対象区域を除く区域を自主的避難等対象区域とする。

(県北地域)

福島市，二本松市，伊達市，本宮市，桑折町，国見町，川俣町，大玉村

10 (県中地域)

郡山市，須賀川市，田村市，鏡石町，天栄村，石川町，玉川村，平田村，浅川町，古殿町，三春町，小野町

(相双地域)

相馬市，新地町

15 (いわき地域)

いわき市

(イ) 自主的避難等対象者

本件事故発生時に自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居があった者（本件事故発生後に当該住居から自主的避難を行った場合、
20 本件事故発生時に自主的避難等対象区域外に居り引き続き同区域外に滞在した場合、当該住居に滞在を続けた場合等を問わない。）とする。

(ウ) 損害項目についての指針

I) 自主的避難等対象者が受けた損害のうち、次のものが一定の範囲で賠償すべき損害と認められる。

25 ① 放射線被ばくへの恐怖や不安により自主的避難等対象区域内の住居から自主的避難を行った場合（本件事故発生時に自主的避難等対

象区域外に居り引き続き同区域外に滞在した場合を含む。)における次のもの。

i) 自主的避難によって生じた生活費の増加費用

ii) 自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛

iii) 避難及び帰宅に要した移動費用

② 放射線被ばくへの恐怖や不安を抱きながら自主的避難等対象区域内に滞在を続けた場合における次のもの。

i) 放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛

ii) 放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により生活費が増加した分があれば、その増加費用

II) I) の①の i) から iii) までに係る損害額並びに②の i) 及び ii) に係る損害額については、いずれもこれらを合算した額を同額として算定するのが、公平かつ合理的な算定方法と認められる。

III) II) の具体的な損害額の算定に当たっては、①自主的避難等対象者のうち子供及び妊婦については、本件事故発生から平成23年12月末までの損害として一人40万円を目安とし、②その他の自主的避難等対象者については、本件事故発生当初の時期の損害として一人8万円を目安とする。

IV) 本件事故発生時に避難指示等対象区域内に住居があった者については、賠償すべき損害は自主的避難等対象者の場合に準じるものとし、具体的な損害額の算定に当たっては次のとおりとする。

① 中間指針の精神的損害の賠償対象とされていない期間については、III) に定める金額がIII) の①及び②における対象期間に応じた目安

であることを勘案した金額とする。

- ② 子供及び妊婦が自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間については、本件事故発生から平成23年12月末までの損害として一人20万円を目安としつつ、これらの者が中間指針第一次追補の対象となる期間に応じた金額とする。

イ 中間指針第二次追補の内容

平成24年1月以降に関しては、次のとおりとされた。

- I) 少なくとも子供及び妊婦については、個別の事例又は類型ごとに、放射線量に関する客観的情報、避難指示区域との近接性等を勘案して、放射線被ばくへの相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には、賠償の対象となる。

- II) I) によって賠償の対象となる場合において、賠償すべき損害及びその損害額の算定方法は、原則として中間指針第一次追補で示したとおりとする。具体的な損害額については、同追補の趣旨を踏まえ、かつ、当該損害の内容に応じて、合理的に算定するものとする。

3 「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」の公表

経済産業省は、平成24年7月20日、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」(以下「賠償基準の考え方」という。)を公表した(乙二共10の各証)。これは、賠償基準は中間指針第二次追補を踏まえて賠償の実施主体である一審被告東電が定めるものであるが、賠償基準が避難指示区域の見直し及び被害者の生活再建に密接に関わることから、政府としても被害を受けた自治体や住民の実情を伺い、それを踏まえて賠償基準に反映させるべき考え方をとりまとめたものとされている。その主な内容は、次のとおりである。

(1) 不動産(住宅・宅地)に対する賠償

ア 基本的な考え方

① 帰還困難区域においては、本件事故発生前の価値の全額を賠償し、居住制限区域・避難指示解除準備区域は、本件事故時点から6年で全損として、避難指示の解除までの期間に応じた割合分を賠償する。

② 居住制限区域・避難指示解除準備区域において、避難指示の解除時期に応じた割合分は次のとおりとする。

事故時点から6年経過以降につき全損、5年経過につき6分の5、4年経過につき6分の4、3年経過につき6分の3、2年経過につき6分の2

解除の見込み時期までの期間分を当初に一括払いをすることとし、実際の解除時期が見込み時期を超えた場合は、超過分について追加的に賠償を行うこととする。

事前に特別の決定がない場合には、居住制限区域であれば本件事故時点から3年、避難指示解除準備区域であれば本件事故時点から2年を標準とする。

イ 事故発生前の価値の算定

(ア) 宅地については、固定資産税評価額に1.43倍の補正係数を乗じて本件事故発生前の時価相当額を算定する。

(イ) 住宅については、固定資産税評価額を基に算定する方法又は建築着工統計に基づく平均新築単価を基に算定する方法を基本とし、個別評価も可能とする。

a 固定資産税評価額に補正係数を乗じて事故前価値を算定する方法

① 当該不動産が新築であると仮定した場合の時価相当額を算定する。

A まず、事故前の固定資産税評価額を元に経年減点補正率（減価償却分）を割り戻して、当該建物の新築時点での固定資産税評価額を算定する。

B 次に、Aで算定した固定資産税評価額と新築時点での時価相当

額との調整を行うため1.7倍の補正係数を乗じる。

C さらに、新築時点と現在との物価変動幅を調整するため、それぞれの建築年数に応じた補正係数を乗じる。

② その上で、公共用地の収用時の耐用年数（木造住宅の場合は48年）を基準とし、定額法による減価償却を行い、築年数に応じた事故発生前の価値を算定する。また、残存価値には20%の下限を設ける。

③ 外構・庭木については①で算定した時価相当額の15%として価値を推定しつつ、そのうち庭木分として5%は経年による償却を行わない。

b 建築着工統計による平均新築単価から事故前価値を算定する方法

① 建物の居住部分については、建築着工統計における福島県の木造住宅の直近の平均新築単価を基に、上記aと同じ減価償却、残存価値の下限、外構・庭木の評価を適用して、事故発生前の価格を算定する。

② その際、築年数が48年以上経過した建物の居住部分は、最低賠償単価（約13.6万円/坪）を適用する。

c 個別評価

土地・建物について、様々な事情により、上記a及びbの算定方法が適用できない場合には、別途個別評価を行う。その際、契約書等から実際の取得価格を確認し賠償額の算定に用いる方法なども検討する。

(2) 家財に対する賠償

次の表のとおり、家族構成に応じて算定した定額の賠償とし、帰還困難区域は、避難指示期間中の立入りなどの条件が異なり、家財の使用が大きく制限されること等から、居住制限区域・避難指示解除準備区域と比較して一定程度高額となる設定とする。損害の総額が定額を上回る場合には個別評価に

よる賠償も選択可能とする。なお、標準となる定額賠償額は、火災保険契約において通常用いられている屋内財物が全損した際の基準額を参考としつつ、現実には家財全てが損失しているのではなく、持ち出しも可能である点等を考慮して算定されている（甲ニ共3）。

5

（次の表の4，5段目の欄の数の単位：万円）

下表の家族構成以外の場合も構成人数に応じて定額を算定

世帯人数	1名	2名	3名		4名		5名	
大人			2名	3名	2名	4名	3名	5名
子供			1名		2名		2名	
帰還困難区域	325	595	635	655	675	715	735	775
居住制限区域 避難指示解除 準備区域	245	445	475	490	505	535	550	580

(3) 営業損害・就労不能損害に対する賠償

① 営業損害，就労不能損害の一括払

10

従来の一定期間毎における実損害を賠償する方法に加え、一定年数分の営業損害，就労不能損害を一括で支払う方法を用意する。

農 林 業 5年分

その他の業種 3年分

給 与 所 得 2年分

② 営業・就労再開等による収入の不控除

15

営業損害及び就労不能損害の賠償対象者が、営業・就労再開，転業・転職により収入を得た場合、一括払いの算定期間中の当該収入分の控除は行わない。

(4) 精神的損害に対する賠償

① 平成24年6月以降の精神的損害について、帰還困難区域で600万円、

居住制限区域で240万円(2年分)、避難指示解除準備区域で120万円(1年分)を標準とし、一括払を行う。

- ② 居住制限区域、避難指示解除準備区域について、解除の見込み時期が①の標準期間を超える場合には、解除見込み時期に応じた期間分の一括払を行う。その上で、実際の解除時期が標準の期間や解除の見込み時期を超えた場合は、超過分の期間について追加的に賠償を行うこととする。

4 一審被告東電の賠償基準

中間指針等及び賠償基準の考え方を踏まえ、一審被告東電は、平成25年3月29日以降、本件事故に関する損害賠償基準を公表し、これに基づき賠償を行っている。

(1) 宅地・建物

(乙ニ共11の各証)

前記3の賠償基準の考え方を具体的化した内容となっている。

ア 宅地

本件事故発生時点において、避難指示区域内に存在していた土地については、時価相当額に避難指示期間割合(避難指示解除までの期間に応じた価値の減少分を算出するため、本件事故発生時から避難指示の解除見込み時期までの月数を分子、72か月を分母として算定した数値。以下同じ。避難指示解除の見込み時期について事前に決定がない場合、居住制限区域は36/72、避難指示解除準備区域は24/72とされた。)と持分割合を乗じることにより損害額を算定し賠償する。

本件事故時の時価相当額は、定型評価(当該土地の平成22年度の固定資産税評価額に1.43倍の補正係数を乗じて算定する方法)に加え、現地評価(現地調査にて宅地面積と宅地単価を確認し時価相当額を算定する方法)により算定することを選択することができる。

イ 建物

本件事故発生時点において、避難指示区域内に存在していた建物については、時価相当額に避難指示期間割合と持分割合を乗じることにより損害額を算定し賠償する。

本件事故時の時価相当額は、定型評価（当該建築物の平成22年度の固定資産税評価額に建築物係数を乗じて算定する方法又は住宅着工統計に基づく平均新築単価を基礎とした単価に床面積を乗じて算定する方法）に加え、個別評価（工事請負契約書などの書類から時価相当額を算定する方法）、現地評価（専門家による現地評価等を実施する方法）により算定することを選択することができる。

(2) 田畑

(乙ニ共15)

課税地目が、田、畑、一般田及び一般畑で表されている田畑を、①一般田畑及び②一般田畑のうち用途地域内に存在する田畑に分類し、③課税地目が介在田、介在畑、宅地介在田、宅地介在畑などの農地転用許可を受けている未転用の田畑を介在田畑とした上で、それぞれ次のとおり算定された対象地の時価相当額に、避難指示期間割合と持分割合を乗じ、諸費用を合算することにより損害額を算定する。

① 一般田畑

社団法人福島県不動産鑑定士協会が状況類似地区（賠償対象となる地域全体を概ね同一の価格水準となるような地区に区分けしたもの）ごとに調査した結果に基づく評価額単価に対象地の面積を乗じる。

② 一般田畑のうち用途地域内に存在する田畑

各自治体で固定資産税を算定する上で基準としている宅地（標準宅地）の単価に一定の「宅地価格に対する価値割合」を乗じて、これに対象地の面積を乗じる。

③ 介在田畑

社団法人福島県不動産鑑定士協会が個別に標準宅地より比準評価（標準宅地と価格形成要因を比較する方法により評価額を算定するもの）した評価額単価から、宅地に転用するための宅地造成費相当額（300円/m²）を差し引いた上で、対象地の面積を乗じる。

5. (3) その他の不動産

(乙ニ共98)

宅地、田畑以外の土地を、準宅地、事業地、山林の土地及び原野等の土地に分類した上で、それぞれのとおり算定された対象地の時価相当額に、避難指示期間割合と持分割合を乗じ、かつ、これに諸費用を加えることにより損害額を算定する。基礎となる単価は、社団法人福島県不動産鑑定士協会の調査結果に基づいて設定される。

ア 準宅地

宅地の価格水準を基に土地毎に評価した単価に対象地の面積を乗じる。

イ 事業地

15 土地ごとの特性に応じて評価した単価に対象地の面積を乗じる。

ウ 山林の土地、原野等の土地

状況類似地区ごとに設定した単価に対象地の面積を乗じる。

(4) 立木

(乙ニ共98)

20 本件事故発生時点において、避難指示区域内に所有されていた市場価値のある立木（販売が見込まれる立木）を、次のとおり、人工林と天然林に区分して設定した単価により時価相当額を算定し、賠償する。

人工林 時価相当額＝人工林単価（100円/m²）×対象地の面積（m²）

天然林 時価相当額＝天然林単価（30円/m²）×対象地の面積（m²）

25 (5) 家財

(乙ニ共12, 104)

本件事故発生時に、対象区域内の住居に存在する物品類のうち、一般家財（一品当たりの購入金額が30万円（税込）未満の家財）については、持ち出しが不可能又は著しく困難なものを対象に、個別の立証を要することなく、下表のとおり、世帯構成と避難区域の種類に応じた賠償を行う。

世帯構成 居住場所	単身世帯の場合 (定額)		複数人世帯の場合 (世帯基礎額+家族構成に応じた加算額)		
	学生	世帯 基礎額	加算額		
			大人一人 当たり	子供一人 当たり	
帰還困難区域	325万円	40万円	475万円	60万円	40万円
居住制限区域	245万円	30万円	355万円	45万円	30万円
避難指示解除準備区域					

5

一般家財に加えて、避難等に伴う管理不能等により高級家財（1品当たりの購入金額が30万円（税込）以上の家財）が毀損した場合、修理・清掃費用相当額として、1世帯当たり20万円を定額で追加賠償する。（以下、これらを「定型家財賠償」という。）

10

さらに、避難指示区域内の家財について、個別の家財に生じた損害を積み上げた合計額が、定型家財賠償金額を超過する場合には、超過した金額を個別に賠償する。

(6) 就労不能損害

(乙ニ共8, 9)

15

一審被告東電は、就労不能損害としては、本件事故がなければ得られたであろう収入から実際に得られた収入を差し引いた金額を賠償対象としていたところ、請求対象期間を平成24年3月1日から同年5月31日まで以降とする就労不能損害の賠償について、平成23年3月11日以降に新たに就労

した先の勤め先から得ている収入のうち、一定範囲（月額50万円まで）については、特別の努力により得られた収入として賠償金から控除せずに支払を行う取扱いとした。

そして、一審被告東電は、その後、このような特別の努力の考え方を、さらに請求対象期間を平成23年3月11日から平成24年2月29日までとする就労不能損害の賠償についても適用することとし、当該項目に該当する賠償金を遡及して支払っている。

(7) 精神的損害

(乙ニ共17, 95, 126)

ア 一審被告東電は、中間指針で示されたとおり、第1期について一人当たり月額10万円を賠償するほか、第2期については5万円を上乗せして一人当たり月額10万円を賠償している。また、中間指針第二次追補で示されたとおり、第3期については一人当たり月額10万円の賠償を行うこととしている。

また、一審被告東電は、平成27年8月26日、避難指示解除準備区域及び居住制限区域（ただし、大熊町及び双葉町を除く。）内の避難等対象者に対する避難に係る精神的損害の賠償についての方針を一部見直し、早期に避難指示が解除された場合においても、本件事故から6年後（平成29年3月）に避難指示が解除される場合と同等の精神的損害の賠償を行うとともに、その後の相当期間の1年間をこれに加えて、平成30年3月までを賠償対象期間として一人当たり月額10万円の避難に係る精神的損害の賠償を行う旨公表した（乙ニ共126）。

これらを含めた一審被告東電の賠償基準による精神的損害に係る賠償額は次のとおりとなる。

本件事故発生時点において、帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域又は避難指示解除準備区域に生活の本拠があり、避難指示区

域見直し時点又は平成24年6月1日のうちいずれか早い時点において避難等対象者である者については、中間指針を受けた避難等に係る慰謝料の賠償が平成23年3月から平成24年5月までの15か月で150万円、中間指針第二次追補を受けた賠償が平成24年6月から平成29年5月までの60か月で600万円及び中間指針第四次追補を受けた一括払としての700万円が賠償されることになり、一人当たり総額1450万円となる。

本件事故発生時点において、避難指示解除準備区域及び居住制限区域に生活の本拠を有していた者（大熊町及び双葉町を除く。）については、平成23年3月から平成30年3月までの7年1か月分につき月10万円賠償されることになり、一人当たり総額850万円となる。

イ また、本件事故発生以降において、①日常生活を送るに当たり介護等が必要とされる要介護状態等の事情がある者で、避難生活等の負担が大きいと認められるもの及び②日常生活を送るに当たり恒常的に介護が必要な者を介護している者で、避難生活等において負担が大きいと認められるものの精神的損害については、次のとおり、月額賠償額が増額される。

要介護状態等		賠償金額	
		要介護状態等の事情を有する者	恒常的に介護が必要な者を介護している者
介護保険被保険者証を有する者	要介護5・4	2万0000円	1万円
	要介護3・2	1万5000円	—
	要介護1	1万0000円	—
身体障害者手帳を有する者（右欄の級は、	1級・2級	2万0000円	1万円
	3級・4級	1万5000円	—

身体障害等級を表す。)	5級・6級	1万0000円	—
精神障害者保健福祉手帳を有する者（右欄の級は，精神障害等級を表す。)	1級	2万0000円	1万円
	2級	1万5000円	—
	3級	1万0000円	—
療育手帳を有する者	障害の程度A	2万0000円	1万円
	障害の程度B (B-1相当)	1万5000円	—
	障害の程度B (B-2相当)	1万0000円	—

なお、避難等対象者であっても、期間中（①平成23年4月23日から同年12月31日まで、②平成24年1月1日から同年8月31日まで）に避難等対象区域又は自主的避難等対象区域内に避難又は滞在していた18歳以下の者及び妊娠していた者については、後記自主的避難等対象者に係る賠償と同様の賠償を行っている。

5

(8) 自主的避難等に係る損害

ア 自主的避難等対象区域の者に対する賠償

(ア) 一審被告東電は、中間指針第一次追補を踏まえ、自主的避難等に係る損害について、次のとおり賠償基準を公表し、賠償を行っている。(乙ニ共13)

10

a 賠償対象者及び賠償金額

① 本件事故当時に自主的避難等対象区域に生活の本拠としての住居

があった者で、18歳以下であったもの（誕生日が平成4年3月12日から平成23年12月31日までの者）又は妊娠していたもの（同年3月11日から同年12月31日までの間に妊娠していた期間がある者）は、同年3月11日から同年12月31日まで、一人当たり40万円。これらの者が、自主的に避難をした場合は、一人当たり20万円を追加する。

② 本件事故当時に自主的避難等対象区域に生活の本拠としての住居があった者で、上記①以外のものは、平成23年3月11日から同年4月22日まで、一人当たり8万円

b 賠償の対象となる損害

・自主的避難を行った場合、自主的避難によって生じた生活費の増加費用、自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛並びに避難及び帰宅に要した移動費用

・自主的避難等対象区域内に滞在を続けた場合、放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛及び放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により生活費が増加した分があれば、その増加費用

(イ) また、中間指針第二次追補を受けて、次のとおり追加で賠償をしている（乙ニ共14）。

a 精神的損害等に対する賠償

① 賠償対象者及び賠償金額

本件事故当時に自主的避難等対象区域に生活の本拠があった者のうち、平成24年1月1日から同年8月31日までの間に18歳以下であった期間があるもの及び同年1月1日から同年8月31日ま

での間に妊娠していた期間があるものについて、一人当たり 8 万円

② 賠償の対象となる損害

平成 24 年 1 月 1 日から同年 8 月 21 日の間における次の損害

- ・ 自主的避難を行った場合、自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、生活費の増加費用並びに避難及び帰宅に要した移動費用
- ・ 自主的避難等対象区域内に滞在を続けた場合における放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛及び生活費が増加した分があればその増加費用

b 追加的費用等に対する賠償

① 賠償対象者及び賠償金額

本件事故発生時に自主的避難等対象区域に生活の本拠としての住居があった者について、一人当たり 4 万円

② 賠償の対象となる損害

- ・ 自主的避難等対象区域での生活において負担した追加的費用
- ・ 中間指針第一次追補に基づく賠償金額を超過して負担した生活費の増加費用並びに避難及び帰宅に要した移動費用

(ウ) 賠償金額をまとめると、次のとおりとなる。

自主的避難等対象区域	平成 23 年 3 月 11 日～同年 4 月 22 日	平成 23 年 3 月 11 日～同年 1 月 31 日	平成 24 年 1 月 1 日～同年 8 月 31 日	
	右以外の者	18 歳以下及び妊婦	右以外の者	18 歳以下及び妊婦
精神的損害等 (生活費の増加費用含む)	8 万円	40 万円 実際に避難した場合追加で 20	/	

		万円		
追加的費用等			4万円	4万円

イ 福島県の県南地域等の者に対する賠償

5 一番被告東電は、中間指針等を踏まえ、独自に、自主的避難等対象区域外である福島県県南地域（白河市，西郷村，泉崎村，中島村，矢吹町，棚倉町，矢祭町，塙町，鮫川村をいう。以下同じ。）における自主的避難等に係る賠償基準を公表し、賠償を行っている（乙二共65，67）。

(ア) 対象期間平成23年3月11日から同年12月31日まで

a 賠償対象者及び賠償金額

10 本件事故発生当時に福島県の県南地域に生活の本拠としての住居があった者で、18歳以下であったもの（誕生日が平成4年3月12日から平成23年12月31日までの者）及び平成23年3月11日から同年12月31日までの間に妊娠していた期間があるものについては、対象期間（同年3月11日から同年12月31日まで）中に発生
15 した後記bの損害に対して、一律一人当たり20万円

b 賠償の対象となる損害

自主的避難を行った場合は、自主的避難によって生じた生活費の増加費用、自主的避難により正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、避難及び帰宅に要した費用

20 (イ) 対象期間平成24年1月1日から同年8月31日まで

a 精神的損害等に対する賠償

① 賠償対象者及び賠償金額

25 本件事故発生当時に福島県の県南地域に生活の本拠があった者のうち、平成24年1月1日から同年8月31日までの間に18歳以下であった期間があるもの（誕生日が平成5年1月2日から平成24年8月31日までの者）及び平成24年1月1日から同年8月3

1日までの間に妊娠していた期間があるものについて、一人当たり4万円

② 賠償の対象となる損害

自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、生活費の増加費用並びに避難及び帰宅に要した移動費用

b 追加的費用等に対する賠償

① 賠償対象者及び賠償金額

本件事故発生当時に福島県の県南地域に生活の本拠としての住居があった者について、一人当たり4万円

② 賠償の対象となる損害

- ・福島県の県南地域での生活において負担した追加的費用
- ・前記aの賠償金額を超過して負担した生活費の増加費用、並びに避難及び帰宅に要した移動費用等

(ウ) 賠償金額をまとめると、次のとおりとなる。

福島県県南地域	平成23年3月11日 ～同年12月31日	平成24年1月1日～同 年8月31日	
	18歳以下及び妊婦	右以外の者	18歳以下 及び妊婦
精神的損害等 (生活費の増加 費用含む)	2.0万円		4万円
追加的費用等		4万円	4万円

第2 損害の総論に関する争点について

1 「原子力損害」に関する基本的な考え方等について

(1) 「原子力損害」について

原賠法により賠償の対象となる「原子力損害」とは、「核燃料物質の原子核

分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用」により生じた損害であり（原賠法2条2項）、放射線の作用等と相当因果関係のある損害である。また、原賠法は民法の不法行為法の特別法であると解されるから、賠償すべき損害の額についても、民法の不法行為法における考え方
5 によることとなり、これは、放射線の作用等が発生しなかった場合の状態と現状との差額を金銭的に評価したものであって、本件事故によると損害との相当因果関係及び損害の額については、一審原告らが主張立証する必要がある。

(2) 中間指針等について

10 本件事故にあつては、その影響が極めて広範囲に及び、多数の住民等が突然の避難を余儀なくされ、損害の種類によっては、個別の損害についての主張立証が極めて困難であることが想定されるなどの特殊な事情が存在する。また、損害を受けた者が極めて多数に上り、これらの者に対して適切な賠償を迅速に行う必要もある。

15 原子力損害賠償紛争審査会は、原賠法18条1項に基づき文部科学省に設置され、中間指針等を順次公表し、経済産業省も避難指示区域の見直しに伴い賠償基準の考え方を公表してきたものであるが、この中間指針等及び賠償基準は、上記のような事情を踏まえて、多くの者に共通する損害について、その賠償の基準ないし考え方を示したものであり、一審被告東電は、それを
20 踏まえて策定した賠償基準に基づき、多くの者に対して賠償を行ってきた。そして、中間指針等や賠償基準に示された考え方は、その内容をみても、その策定経緯に照らしても、基本的に不法行為による損害賠償請求において一般的に採用されている考え方に立脚するものであって、合理性を有するとい
25 うことができる。そこで、個別の財産的損害に対する賠償額を定めるに当たっても、中間指針等や賠償基準に示された考え方を、その合理性を確認しつつ、参酌することとする。

2 財物損害について

(1) 基本的考え方

原賠法に基づく原子力損害の賠償に係る賠償額については、上記1のとおり、基本的に民法上の不法行為による損害についてと同様に、放射線の作用等が発生しなかった場合の状態と現状との差額を金銭的に評価したものとなる。

不法行為による物の滅失、毀損に対する現実の賠償額は、特段の事由のない限り、滅失当時の交換価値によりこれを定めるべきであるところ（最高裁昭和32年1月31日第一小法廷判決・民集11巻1号170頁，大審院大正15年5月22日号民刑連合部中間判決・民集5巻6号386頁参照），本件においても、基本的に、本件事故当時の対象物の交換価値，すなわち，本件事故時点における財物の時価により賠償額を定めることとなると解すべきである。

(2) 居住用不動産について

ア 一審原告らは、居住用不動産については、本件事故による損害を、本件事故前におけるのと同種同等の生活状態（生活利益）を確保するために財物に投下し、又は投下することを要する費用（再取得価格）と把握すべきであり、抽象的損害計算に当たっては、住宅金融支援機構による住宅ローンであるフラット35を利用した土地付き注文住宅の取得費の全国平均額である土地1368万8000円，建物2238万円が最低限の賠償額となるべきであり、それを上回る損害が生じている場合には追加賠償が認められるべきである旨主張する。しかし、原賠法や国賠法に基づく損害賠償は、現実に生じた損害を賠償するものであることに照らせば、一審らの上記主張は、居住用不動産の価額について、本件事故の特質に鑑みて立証方法に乏しい場合があり得ることを考慮し、一定の推計をすべきであるとしても、価値の減損の実態を度外視して価額を推計しようとするものであ

って合理的でなく、採用することはできない。

イ 一方、一審被告東電が、賠償基準の考え方を採用して策定した賠償基準によれば、居住用不動産の本件事故当時の時価は、宅地については固定資産税評価額に1.43倍の補正係数を乗じて計算する定型評価及び現地評価、建物については定型評価、個別評価及び現地評価のいずれかによる評価額の中で最も高い額をもって時価とすることとなり、一審被告東電は、これによる評価をもって損害とすることを認めている。また、一審被告東電は、中間指針第二次追補及び賠償基準の考え方に則り、帰還困難区域においては、本件事故により全損したと評価して本件事故発生前の価値の全額を賠償し、旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域においては、本件事故から6年を経過した時に全損となるとして、これに対する避難指示の解除までの期間の割合に応じた額を損害とすることを認めている。

本件事故により評価対象不動産への接近すら困難となり、価額の具体的な算定が著しく困難な場合があるなどの本件事故に伴う特殊性を考慮すれば、このような居住用不動産に係る損害の算定方法は、合理的な方法であるといえることができる。もっとも、一審原告らが居住用不動産に係る損害を具体的に立証した場合には、それによるべきこととなる。

(3) 家財道具について

ア 一審原告らは、いかなる場所に避難した場合でも生活基盤の回復が必要であり、再建のための家財一式の購入が必要不可欠であるから、家財道具についても再調達費用の賠償がされるべきであるとして、損害保険料率算出機構の「地震保険研究13 家財の地震被害予測手法に関する研究(その1) 家財の所有・設置状況に関する調査(2007[平成19]年11月)」182頁「表V-1 世帯の家財所有額 算出結果総括表」を用いて、世帯主年齢と世帯人数に応じて一律に算定すべきである旨主張する。

しかし、前記(1)の基本的考え方は、家財道具についても同様に妥当する

ものであって、本件事故の特殊性から、損害について一定の推計をせざるを得ないとしても、一審原告らの主張する上記の考え方は、価値の減損の実態を度外視するものであって、合理性に欠けるものであるから、採用することができない。

5 イ 一方、賠償基準の考え方は、火災保険契約において通常用いられている屋内財物が全損した際の基準額を参考にしながら、避難指示等に係る区域及び世帯構成に応じて家財道具の賠償額を定めるものであり、一審被告東電は、賠償基準の考え方と同様の基準により賠償額を定めるのが相当であると主張する。前記(2)と同様、本件事故により家財道具への接近すら困難
10 となる場合があり、家財道具の種類や数等を具体的に把握することが著しく困難となる場合があるなどの本件事故に伴う特殊性を考慮すれば、上記の考え方には合理性があるといえることができる。もっとも、一審原告らが家財道具に係る損害を具体的に立証した場合には、それによるべきことは、居住用不動産の場合と同様である。

15 3 精神的損害に対する賠償について

(1) 避難生活に伴う精神的苦痛に対する賠償

ア 一審原告らのうち、本件事故発生後、避難指示等があったことなどにより避難生活を余儀なくされた者は、それまで慣れ親しんだ生活の本拠を離れて不慣れな場所での生活をせざるを得なくなり、それによる不便や困難
20 を甘受しなければならなくなった上、生活の場所が暫定的であるため、本来の生活の本拠での生活に戻れるのかどうか、戻れるとしてもそれがいつになるのかが不透明であることによる不安感や焦燥感を抱いたものと認められ、これらによる精神的苦痛を被ったと認められるから、これに対する賠償として慰謝料を請求することができる。

25 イ 賠償額の算定方法

(ア) 上記のような避難生活に伴う精神的苦痛は、避難生活を送るのに従っ

て日々発生するものと考えられるから、これに対する賠償額は、避難生活が継続するのに従って増加すると考えることができる。そうすると、賠償額としては、1か月当たりの額を定め、この額に避難生活が継続した月数を乗じて算定することが相当である。

5 (イ) その金額は、避難生活に伴う不便や困難、避難生活を送らざるを得ないことによる不安感や焦燥感を考慮すると、基本的に月額10万円とするのが相当である。

10 なお、避難生活に伴う精神的苦痛は、避難生活を継続すること自体により生ずるものであるから、避難生活を余儀なくされたと認められれば、避難前の居住地についてどのような避難指示等がされていたかによって異なるものではなく、1か月当たりの賠償額は、本件事故当時に避難指示等に係る区域に居住していた者については、その区域によって差を設けないのが相当である。

(ウ) 賠償額の増額

15 もっとも、次のように、避難生活を送る上で、特段の事情がある場合には、1か月当たりの賠償額を増額するのが相当である。

20 ① 避難所等において避難生活をした場合については、避難所等は本来の宿泊施設ではないから、起居するために設けられた宿泊施設等に比して、生活の場としての快適性に乏しく、プライバシーの確保も困難であるなど、避難生活自体を過酷なものとするということができる。したがって、避難所等における避難生活の期間については、1か月当たりの賠償額を2万円増額するのが相当である。なお、中間指針等も、これと同様の考え方に基づくものとなっていると解される。

25 ② 疾病や高齢等により介護を要する者や、共に避難した家族に介護を要する者があり、その介護を行わなければならない者については、このような事情のない者に比して、避難生活を送る上で様々な面での負

担が大きいと考えられるから、その具体的負担を考慮して、1か月当たりの賠償額を一定程度増額するのが相当である。

ウ 損害賠償の終期

5 一審原告らのうち避難生活を余儀なくされた者にあつても、避難生活を継続するに従って避難先の新たな生活環境に徐々に順応し、新たな安定的生活が形成されるのが通常である。また、避難指示等が解除されれば、避難前の居住地に帰還することに対する行政上の制約はなくなり、帰還するか否かを自らの意思により決定することが可能となると考えられる。避難指示等が解除されなくとも、一定の期間の避難生活の後には、更にその解除を待つて帰還すべく、暫定的な生活の本拠における生活を継続するか、10 帰還を断念して元の住居地以外の地に永住の場所として新たな生活の本拠を定めるかの意思決定をするのが自然であり、合理的でもあると考えられる。したがって、避難生活による慰謝料は、一定の避難生活の継続期間に限って生ずるものであり、その発生には終期があるとするのが相当である。
15

エ 賠償額

以上によれば、一審原告ごとの賠償額は、次のように算定される。

(ア) 旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域からの避難者（原告番号1-1及び1-2, 2-1及び2-2, 承継前原告番号2-3, 原告番号4-1から4-4まで, 承継前原告番号7-1, 原告番号10-1から10-4まで, 12-1から12-3まで, 承継前原告番号12-4, 原告番号15-1及び15-2, 承継前原告番号15-3, 原告番号15-4及び15-5, 16) について

25 避難指示等の対象となった区域のうち旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域については、遅くとも平成29年4月1日には全域で避難指示等が解除された。一審原告らのうちこれらの区域から避難した者は、

いずれも本件事故により避難生活を余儀なくされたと認められるところ、避難先における新たな生活環境に順応するとともに、元の居住地に帰還するか否かの意思決定をするまでには、本件事故から約7年が経過し、避難指示等の解除から約1年が経過した時までの期間を要すると考えるのが相当である。そうすると、これらの一審原告らの避難生活による慰謝料は平成30年3月まで発生するものとするのが相当である。

(イ) 帰還困難区域からの避難者（原告番号3-1及び3-2、5-1及び5-2、承継前原告番号9-1、原告番号17）について

避難指示等の対象となった区域のうち帰還困難区域については、未だ避難指示等が解除されておらず、解除の見込みも立っていない。一審原告らのうち帰還困難区域から避難した者は、いずれも本件事故により避難生活を余儀なくされたと認められるが、これらの方々についても、前記ウのとおり、避難生活による慰謝料の発生には終期があるとするのが相当である。そして、これらの方々について、避難先における新たな生活環境に順応するとともに、更に区域の指定の解除を待って帰還すべく、暫定的な生活の本拠において生活を継続するか、帰還を断念して元の住居地以外の地に永住の場所として新たな生活の本拠を定めるかの意思決定をするために要する期間は、旧居住制限区域又は旧避難指示解除準備区域に居住していた者と変わりはないと考えられるから、避難生活による慰謝料の発生は平成30年3月までとするのが相当である。

(ウ) 旧緊急時避難準備区域からの避難者（原告番号14-1から14-4まで）について

避難指示等の対象となった区域のうち旧緊急時避難準備区域については、政府による避難の指示がされていたものではなく、常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を行うこととされる区域であって、立入制限はなく、居住することにも制約がなかった。しか

し、本件事故直後には、その影響の程度や範囲が明らかでなく、同区域に居住していた者についても、本件事故の影響を懸念して避難し、避難生活に入るとは、通常人の行動として合理的であると考えられ、現実にも同区域からの避難者も少なくなかったことに鑑みれば、一審原告らのうち同区域に居住していた者も、本件事故により避難生活を余儀なくされたことと認められ、避難生活による慰謝料を請求することができる。

同区域については、区域の指定が本件事故から約6か月半後の平成23年9月30日をもって解除されているところ、上記のとおり、当初から居住の制限がなかったことや、同区域における生活に必要なインフラの復旧の見込みや関係市町村内の学校への通学を可能とする環境整備の見込みなどを考慮すると、同区域に居住していた者については、避難生活による慰謝料は、原則として本件事故から2年半程度が経過した平成24年8月まで発生するものとするのが相当である。

なお、一審原告らのうち、同区域から避難した者で、平成24年9月1日の時点で小学校に通学していた者(原告14-2から14-4まで)については、通学の環境が整わないなどの学校生活における困難が、同年8月以後、年度単位の学校生活の区切りとなる平成24年度末まで継続したと認められるから、避難生活による慰謝料として、平成24年9月から平成25年3月まで、1か月当たり5万円の慰謝料が発生したとするのが相当である。一審被告東電の賠償基準も同様の考え方によっていると解される。

(エ) 旧屋内退避区域等からの避難者(原告番号11-1から11-3まで、承継前原告番号13-1、原告番号13-2)について

避難指示等の対象となった区域のうち旧屋内退避区域については、平成23年4月22日に指定が解除され、それ以降は避難指示等の対象となっていない。また、南相馬市の旧居住制限区域及び旧避難指示解除準

備区域に属していない区域には、南相馬市が一時避難を要請した区域があるが、同区域についても、平成23年4月22日には帰宅を許容する旨の見解が示されている。しかしながら、同区域からの避難者であっても、上記(ウ)の旧緊急時避難準備区域からの避難者と同様に、避難生活に入ることも、通常人の行動として合理的であると考えられ、現実にも同区域からの避難生活者も少なくなかったことに鑑み、一審原告らのうち同区域に居住していた者についても避難生活による慰謝料の発生を認めることができる。そして、上記のような同区域の状況等を考慮すると、その慰謝料は、本件事故から半年程度が経過した平成23年9月まで発生するものとするのが相当である。

なお、慰謝料の額については、旧屋内退避区域から避難した一審原告ら（原告番号11-1から11-3まで）には個別の事情が多くあるため、これらを考慮して定めるのが相当である。

(オ) 自主的避難者（原告番号8-1から8-4まで）について

一審原告らのうち原告番号8-1から8-4までは、上記(イ)から(エ)までのような避難指示等の対象となった区域に居住しておらず、避難指示等の対象となっていなかったにもかかわらず避難した者、すなわち自主的避難者である（なお、本件事故後も引き続きそれまでの居住地に留まった者はいない。）。しかしながら、本件事故直後、その影響や範囲に関する十分な情報が得られない状況の下においては、自主的避難者のうち一定の範囲の地域に居住していた者については、放射線被ばくへの恐怖や不安を抱き、居住地からの避難をすることが、通常人の行動として合理的であると考えられる。中間指針第一次追補は、福島第一原発からの距離、避難指示等対象区域との近接性、放射線量、自主的避難の状況等から、一定の範囲の地域を自主的避難等対象区域と定め、同区域に居住していたが避難した者についても避難生活による慰謝料を支払うことと

5 している。もともと、上記一審原告らは、西白河郡矢吹町に居住していた者であるところ、同町は上記の自主的避難等対象区域には含まれておらず、また、中間指針とは別に、同町を含む福島県の県南地域における自主的避難による賠償基準を定めた一審被告東電の賠償基準によっても賠償の対象とならない。しかし、原告番号8-3及び8-4は、いずれも原告番号8-1と8-2の間の子であり、本件事故当時、それぞれ小学校4年生、幼稚園児であって、放射線感受性が高い可能性があるといわれる年齢であったことなど個別的な事情を考慮すると、これらの一審原告らの避難は、通常人の行動として合理的であると認められ、避難生活を余儀なくされたとして避難生活による慰謝料が発生するとい10 ができる。また、慰謝料の額は、個別の事情を勘案して定めるのが相当である。

(カ) 避難生活中の死亡者について

15 一審原告らの中には、避難生活中に死亡した者の権利義務を相続により承継した者があるところ、避難生活による慰謝料は実際に避難生活を送ることによるものであるから、避難生活中に死亡した者については、上記(イ)から(オ)のような慰謝料の終期よりも早期に死亡したときは、この慰謝料はその死亡時まで発生するにとどまるというべきである。

(2) 避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する賠償

20 ア 一審原告らのうち本件事故により居住地からの避難を余儀なくされた者は、居住地周辺の多くの住民が相当長期にわたって避難すること等により、生活物資の調達から、周辺住民との交流、伝統文化等の享受に至るまでの様々な生活上の活動を支える経済的、社会的、文化的環境等の生活環境がその基盤から失われた場合、あるいは、居住地周辺の地域がある程度の復興を遂げたとしても、生活環境がその基盤から大きく変容した場合には、25 それまで慣れ親しんだ生活環境を享受することができなくなり、それによ

り精神的損害を被ったということができる。

また、前記(1)ウに説示したとおり、避難生活による慰謝料の発生には終期があるというべきであり、その終期までには、本件事故前の居住地への帰還を果たすべく、暫定的な生活の本拠における生活を継続するか、帰還を断念して元の居住地以外の地に永住の場所として新たな生活の本拠を定めるかの意思決定をすることが可能となり、又はこの意思決定をするのが自然であり、合理的でもあると考えられるところ、このような意思決定をしなければならない状況に置かれること自体や、暫定的な生活の本拠における生活を将来にわたって継続すること又は帰還を断念することによる精神的損害を観念することもできるというべきである。

これらの精神的損害は、避難生活に伴う精神的損害として避難生活による慰謝料の対象となっているものではないから、これとは別に賠償されるべきである。そして、その賠償額は、次のとおり、避難を余儀なくされた一審原告らの置かれた状況によって異なることとなる。

イ 帰還困難区域からの避難者について

一審原告らのうち帰還困難区域から避難した者については、未だ避難指示等が解除されておらず、今後の解除の見込みも立っていないのであるから、上記アのような元の居住地における慣れ親しんだ生活環境を享受することができなくなっていることはもとより、新たな生活環境が整備される目処も立たない状況であると認められる。そうすると、これらの者は、元の住居地への帰還を断念せざるを得ない状況になっており、将来の生活について自由に選択して意思決定をする余地は著しく狭まっているということができるのであって、その精神的損害は大きいと認められる。もっとも、慣れ親しんだ生活環境を享受することができなくなることによる精神的損害は、本件事故前の居住地での居住期間、地域社会との関わり合い等の個別の事情によって、その大きさが異なるといえるから、具体的な賠償

額を定めるに当たってはそのような個別の事情を考慮することとなる。

ウ 旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域からの避難者について

一審原告らのうち旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域から避難した者については、既に避難指示等は解除されており、元の居住地への帰還には行政上の制約はなくなっているが、帰還した者はいない。現実には、これらの区域からの避難者には、既に帰還した者もいれば、帰還せずに他の地域で生活していくことを選択した者もいるのであるが、避難指示等によりこれらの区域から多数の住民が相当長期にわたって避難した結果、その後、ある程度の数の住民が帰還するなどして一定の復興を遂げてはいる地域はあるものの、そのような地域であっても上記アのような生活環境が基盤から大きく変容したと認められ、仮に帰還したとしても、慣れ親しんだ生活環境を享受することはできなくなっていると認められる。また、そのことによって、帰還に向けての意欲が自ずから減じることともなり、将来の生活についての選択の余地が狭まっているといえることができる。これらの事情を考慮すると、これらの区域からの避難者についても、相応の精神的損害を認めることができる。

エ その余の避難者等について

一審原告らのうち上記イ及びウ以外の避難者は、本件事故前の居住地が避難指示等の対象となっていた期間が短く、あるいは避難指示等の対象となっていなかったことから、上記イ及びウの区域に比較すると、元の居住地周辺の地域から多数の住民が相当長期にわたって避難したという実態が必ずしも認められず、元の居住地の生活環境の変容の度合いは小さいと考えられる。したがって、避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する賠償が認められるか否か、また、これが認められるとした場合の賠償額は、各避難者に係る個別の事情を勘案して決すべきである。

このような観点からみると、一審原告らのうち、旧屋内退避区域からの

5
避難者（原告番号11-1から11-3まで）、南相馬市の旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域に属していない区域からの避難者（承継前原告番号13-1、原告番号13-2）及び自主的避難者（原告番号8-1から8-4まで）については、それぞれの元の居住地周辺の地域に係る事情を勘案すると、上記の賠償を認めることはできない。また、上記イ及びウ以外の避難者であっても、これらの一審原告以外の一審原告については、それぞれについての個別の事情に鑑みると、上記賠償を認めることができ、その額は個別の事情を勘案して定めることとなる。

10
さらに、原告番号6-1及び6-2については、本件事故当時は千葉県四街道市に居住していたため避難はしていないものの、個別の事情を考慮して、避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する賠償を認めるのが相当である。

(3) 一審原告らの「ふるさと喪失慰謝料」に関する主張について

15
一審原告らは、それぞれ、避難生活による慰謝料として月額50万円、これに包含されない損失に対する賠償を「ふるさと喪失慰謝料」と呼称して一律に2000万円ずつを請求する（ただし、原告番号8-1から8-4までは、500万円の限度で請求している。）。

20
しかし、避難生活に伴う精神的損害に対する賠償については、基本的に1か月当たり10万円とし、特段の事情がある場合にはこれを増額するのが相当であることは上記(1)に説示したとおりであり、一審原告らの上記主張は採用することができない。

25
また、一審原告らの上記主張に係る「ふるさと喪失慰謝料」と呼称する慰謝料については、避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する賠償が認められる場合もあることは上記(2)に説示したとおりである。一審原告らは、「平穏生活権」と称する権利ないし利益とその内包を主張するが、本件においては、上記(2)に説示したように精神的損害の要素を捉えることにより、

一審原告らの有する生活環境に関する法的利益の保護は必要かつ十分に実現
することができると考えられる。また、一審原告らの上記主張は、個別具体
的事情を捨象し、一律の金額の慰謝料を認めるべきであるとする点において
5 失当である。したがって、一審原告らの「ふるさと喪失慰謝料」に関する上
記主張を採用することもできない。

なお、一審原告らは、低線量被ばくについて、種々の知見を参照しつつ、
「平穏生活権」の侵害態様の一つである旨主張する。しかし、低線量被ばく
による健康への影響については科学的定見がないのであって、人によっては
健康への影響について不安を抱くことがあるとしても、それ自体を一般的に
10 精神的損害の要素として捉えることは相当でない。

(4) 一審被告東電の故意又は重大な過失による慰謝料の増額について

一審原告らは、一審被告東電に、本件事故の発生について故意又はこれに
匹敵する重大な過失があったから、それによる慰謝料の増額が相当であると
主張する。

15 しかし、原賠法に基づいて損害賠償責任を負う一審被告東電について、一
審原告ら主張のような本件事故の発生についての故意又は重大な過失があっ
たことを理由として精神的損害に対する賠償額が増額されることがあり得る
としても、前認定のとおり長期評価に対する一審被告東電の一連の対応を
みても、本件事故発生について故意があったとは認められず、また、故意に
20 匹敵するような重大な過失があったと認めることもできない。したがって、
一審原告らの上記主張を採用することはできない。

4 弁護士費用相当の損害及び遅延損害金について

(1) 交通事故等の民法上の不法行為に基づく損害賠償請求訴訟においては、損
害賠償額に応じて弁護士費用相当額の損害賠償が認められるのが一般的であ
25 り、また、不法行為に基づく損害賠償請求権については、不法行為の時に遅
滞に陥り、不法行為の日から損害賠償金の支払済みまで民法所定の割合によ

る遅延損害金の請求が認められる。原賠法が民法の不法行為法の特別法であることからすれば、本件においても上記の理に変わるところはなく、弁護士費用相当額の損害賠償が認められ、また、本件事故発生の日から損害賠償金の支払済みまでの遅延損害金の請求も認められるというべきである。

5 (2) 一審被告東電は、その定めた賠償基準では弁護士費用相当額の賠償や遅延損害金の支払を予定していないところ、圧倒的に多数の被害者が直接請求によって賠償金を受領していることなどを考慮すれば、同賠償基準による簡易迅速な賠償によらずに、あえて訴訟を選択したような場合、一審被告東電の賠償基準で定めた賠償額に相当する部分についてまで、これに応じた弁護士
10 費用相当額の損害賠償を認めることや遅延損害金の支払義務を認めることは不合理であると主張する。

しかし、一審被告東電が中間指針等を参酌して賠償基準を定め、これが一審被告東電と本件事故により損害を受けた者との間での自主的解決の指針として機能し、現に、この賠償基準に基づいて多くの者に対して損害賠償をしてきており、この賠償基準による賠償が、損害によっては遅延損害金をある
15 程度織り込んだものとなっている場合があるとしても、本件においては、訴訟により損害賠償請求をする場合に認めることができる賠償額を認定しているのであって、弁護士費用相当額の損害を認めることや遅延損害金の支払義務を認めることを妨げる事情があるとまではいえず、一審被告東電の上記主張は採用することができない。
20

5 弁済の抗弁について

(1) 弁済の抗弁に関する基本的考え方

同一の加害行為による財産的損害と精神的損害に係る不法行為に基づく損害賠償請求権は、実体法上の請求権としては1個であり、訴訟物としても1
25 個であって、全損害の一部について損害賠償を請求する一部請求に対して弁済の抗弁が主張された場合、被害者に生じた財産的損害及び精神的損害の全

損害額を認定した上で、その全額から弁済額を差し引き、その残額が一部請求額を超えないときはその残額を、それを超える場合には請求額を認容し、残額がなければ請求を棄却することとなる（最高裁判所昭和48年4月5日第一小法廷判決・民集27巻3号419頁、最高裁判所平成6年11月22日第三小法廷判決・民集48巻7号1355頁参照）。したがって、本件において、
5 一番原告らに生じた全損害を認定した上で、一番被告東電が支払った既払金の全額を控除し、その残額の有無や金額により認容額を判断することとなる。

(2) しかしながら、本件訴訟の原審においては、一番原告らは、それぞれが被
10 った損害を財産的損害と精神的損害に分類した上、更に個別の項目に細分し、
あたかも損害の項目ごとに別個の損害賠償請求権が発生するような請求
をしており、一番被告東電も、個別の損害項目ごとにそれに対応する賠償金
を支払い、一番被告らは、あたかも個別の損害項目ごとに発生する損害賠償
請求権に対する弁済のみを抗弁とするかのような主張をしてきた。ところが、
15 一番被告らは、当審においては、一番被告東電による弁済の一部について、
原審と異なり、上記(1)の考え方に則った抗弁の主張をしている。

そこで、上記の原審における弁済の抗弁についての当事者の主張に鑑み、
本件訴訟においては、当審において、一番被告東電が特定して明示的に上記
(1)の考え方に則った弁済の抗弁を主張している弁済については、この考え方
20 に沿って弁済の抗弁の成否を判断することとする。それ以外の弁済について
は、上記の原審における主張に沿った弁済の充当によることについて当事者
間で合意があるとみるのが相当であるから、個別の損害項目に対応する弁済
は、当該項目に係る損害賠償債務に限った弁済として抗弁の成否を判断する
こととする。

25 なお、一番原告東電は、一番原告らに対して既に賠償金が支払われたこと
により過払いが生じている場合があり、その場合には過払分を賠償額から控

除すべきであると主張するところ、一審原告らは、この主張が時機に後れたものであり却下すべきであると主張する。しかし、過払いが生じているか否かについてはさほどの審理を要するものではなく、訴訟の完結を遅延させるものではないから、上記の一審被告東電の主張を却下することはしない。また、一審原告らは、上記の一審被告東電の主張について、実質的に支払済みの賠償金の払戻しを求めるに等しいから信義則等に反する旨主張するが、上記の一審被告東電の主張は、前記(1)の基本的考え方に沿ったものであり、これが信義則等に反するとはいえず、上記の一審原告らの主張を採用することはできない。

(3) 一審原告らは、避難生活による慰謝料とその主張する「ふるさと喪失慰謝料」とは別個の慰謝料であり、一審被告東電が、中間指針等に基づき賠償基準を策定し、それによって賠償してきた慰謝料は、避難生活による慰謝料にのみ充当すべきものであり、「ふるさと喪失慰謝料」に充当することは許されない旨主張し、原判決も同旨の判断をしている。

しかし、上記(1)の弁済の抗弁の基本的な考え方によれば、避難生活による慰謝料に対する弁済としてされた支払も、それ以外の精神的損害に対する慰謝料に対する弁済としてされた支払も、1個の損害賠償請求権に対する弁済であるとして抗弁の成否を判断すべきものであって、一審被告らが行ったような主張をしている以上、一審原告らの上記主張のような考え方を採用することはできず、この基本的な考え方によって弁済の抗弁の成否を判断すべきこととなる。

第3 福島県双葉郡富岡町の一審原告ら

1 富岡町の状況

証拠（甲イ2，甲ニ共9，45，46，78，101，乙ニ共111，127の1，128の各証，129の1，130，131の1，134の各証，174）のほか、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

富岡町は、平成23年3月12日午前5時44分、福島第一原発から半径10キロメートル圏内の避難指示及び同日午前7時45分の福島第二原発から半径3キロメートル圏内の避難指示を受け、ほぼ町全域が避難区域となったことから、川内村に避難するよう避難指示を出し、町の行政機能の拠点を川内村へ移転した。同月15日午前11時、福島第一原発から半径20キロメートルから30キロメートル圏内の屋内退避指示が出され、避難先である川内村のほぼ全域が屋内退避区域となったことから、川内村と協議した上、同月16日、町の機能を郡山ビッグパレットに移転した。

その後、富岡町は、全域が警戒区域に設定され、平成25年3月25日の避難指示区域の見直しにより、避難指示解除準備区域、居住制限区域又は帰還困難区域に設定された。原告番号1-1及び1-2（以下「原告番号1ら」と総称する。）の自宅は、福島第一原発から直線距離で約9.6キロメートル地点に位置し、居住制限区域内にあった。

平成23年3月11日時点の富岡町の住民登録人口は1万5916人であったが、平成27年7月1日時点での避難者数は1万5187人（県内1万0881人、県外4306人）であった。また、本件事故後の富岡町の18歳未満の県内及び県外への避難者数は、平成24年4月1日時点において2597人（県内1629人、県外968人）、平成27年4月1日時点において2194人（県内1612人、県外582人）と把握されている。

富岡町では、平成26年1月8日から除染作業が行われており、平成27年8月31日時点での除染実施率は、宅地が54%、農地が16%、森林が97%、道路が81%であったが、平成29年1月31日をもって、宅地6000件、農地750ヘクタール、森林510ヘクタール及び道路170ヘクタールについて全ての面的除染が完了した。ただし、山林についてはその多くが除染未了である。（乙ニ共199）

平成27年9月7日時点の富岡町の環境放射線量測定結果は、最高値が2.

84 μ Sv (マイクロシーベルト) 毎時, その他は0.15~2.46 μ Sv 毎時であり, 同年10月13日23時10分時点における原告番号1らの自宅付近のモニタリングポストの空間線量測定結果は, 0.244 μ Sv 毎時であった。その後の平成29年3月2日時点の環境放射線量測定結果は, 帰還困難区域に所在する夜の森駅前北集会所の毎時1.87 μ Sv が最高値であり, その他は, 毎時0.06~1.70 μ Sv で, 毎時1 μ Sv を下回っている地点が34地点中29地点となっている。

政府は, 平成28年12月20日, 原子力災害からの福島復興の加速のための基本方針を閣議決定し, 富岡町の避難指示解除準備区域及び居住制限区域について遅くとも平成29年3月末までに避難指示を解除し, 住民の帰還が可能になるよう関係各省庁があらゆる施策を総動員して取り組むことなどの方針を打ち出し(乙二共174), 平成29年4月1日をもって両区域の避難指示が解除された(乙二共198)。

富岡町は, 平成24年9月に「富岡町災害復興計画(第1次)」を, 平成27年6月には「富岡町災害復興計画(第2次)」を策定し, 復興計画の実現に向けて具体的な取組を進めている(乙二共134の各証)。富岡町では, 平成28年11月25日には総合商業施設「さくらモールとみおか」が開業し, 平成30年4月23日には県立「ふたば医療センター」が開業するなど, 社会的・経済的活動が再開されつつある(乙二共203, 337)。もっとも, 避難指示解除後の同年12月1日時点での町内居住者は826人, 避難者数は1万2240人(県内9640人, 県外2600人)であった(乙二共336)。また, 小中学校が開校しているものの, 平成31年度の入学者は, 小学生1名, 中学生9名となっている(甲二共338)。令和元年8月から9月にかけて実施された富岡町の住民意向調査の結果では, 富岡町への帰還意向について, 「戻らないと決めている」が49.0%, 「まだ判断がつかない」が14.2%, 「戻りたいが戻ることができない」が19.6%, 「戻りたいと考えている(将来的な希望も

含む)」が8.1%などとなっている(甲ニ共212)。

2 原告番号1ら

(1) 認定事実

証拠(甲ニ1の17, 1の24の各証, 原審及び当審における原告番号1
5 -1本人)のほか, 後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば, 次の事実が認めら
れる。

ア 避難前の生活状況等

原告番号1-1(昭和8年[]生まれ)と原告番号1-2(昭和
16年[]生まれ)は夫婦である。原告番号1らは, いずれも南相馬
10 市出身である。

原告番号1らは, 平成4年1月18日, 富岡町[]
[]に自宅を新築し, 富岡町において老後の生活を開始した。

原告番号1らは, 富岡町の[]行政区の[]相互組合に加入し, 葬祭互
助活動を行って, 地域住民と交流するなどしていた。

原告番号1らの自宅は, 床面積が144.51平方メートルで, 机, テ
レビ, 冷蔵庫, 食器, 寝具等の家財道具のほか, 仏壇, くじやくの剥製等
15 が置かれていた。自宅の敷地は借地であり, 原告番号1らは, 本件事故当
時まで地代を支払っていた。(甲ニ1の1, 1の7の各証, 1の8, 1の
19の各証)

原告番号1らは, 平成13年又は平成14年頃, 知人の依頼を受け, 毎
20 月10日程度, 千葉県習志野市所在の[](以下「[]
[]」という。)で勤務することになり, その関係で, 住民票上の住
所を, 富岡町から千葉県習志野市に移転した。原告番号1らは, []
[]で勤務する際は, []の事務所があった千葉県習志野市[]
25 []所在のアパート(以下「習志野市のアパート」という。)で
寝泊まりしていた。習志野市のアパートの居室の間取りは, 洋室6畳, 和

室6畳，ダイニングキッチン8畳で，床面積は約40平方メートルであった。原告番号1らは，衣服等最低限の生活用品等を習志野市のアパートに持ち込み，[redacted]での勤務がある1か月当たり10日程度はここに滞在し，それ以外の日は富岡町の自宅で生活していた。(甲ニ1の18)

原告番号1-1は，[redacted]から，平成23年1月に13万9200円，同年2月に14万2820円の給与の支払を受け，原告番号1-2は，同様に，平成22年10月から同年12月までの間，毎月3万円の給与の支払を受けた(甲ニ1の11及び12の各証)。

原告番号1らは，本件事故当時まで，富岡町の自宅の電気代，ガス代及び水道代を毎月支払っていた(甲ニ1の5，6)。

イ 本件事故後の生活状況等

原告番号1らは，平成23年3月8日から[redacted]での勤務のため千葉県習志野市に滞在しており，本件事故当時も習志野市のアパートに滞在していた。原告番号1らは，本件事故により富岡町の自宅に帰宅することができなくなったことから，同年4月頃に[redacted]での就労を辞めた後も，[redacted]社長の好意により，習志野市のアパートに居住するようになった。原告番号1らは，[redacted]に対し，習志野市のアパートの家賃(1か月4万4250円)を平成25年11月分まで支払っていた。(甲ニ1の13の各証，1の22の各証)

原告番号1-1は，平成25年3月25日，富岡町長から，富岡町の住民基本台帳に記載されていないが富岡町に生活拠点があった者であることを証明する旨記載された立入り証の交付を受けた(甲ニ1の4)。

原告番号1-1は，同年11月16日，原告番号1らの長女家族の居住する家屋に近接した東京都練馬区[redacted]所在の家屋を賃貸(賃料1か月11万円)し，原告番号1-2と共に同所に転居した。原告番号1-1は，同日，貸主に対し，同月分の日割り家賃及び同年12月分の家賃の合計1

2万4666円、礼金11万円並びに敷金12万円を支払った。また、仲介手数料として10万3950円を支払った。(甲ニ1の26)

原告番号1-1は、本件事故前から、高血圧症、脂質異常症、排尿障害等の持病を有していたが、平成24年3月16日、高血圧については被災の影響によって症状が悪化した疑いがある旨の診断を受けた。また、原告番号1-2は、平成25年1月頃、胆膵管疾患と診断され、手術を受け入院し、平成27年11月頃には、内臓の感染症で入院した(甲ニ1の14、24の2)。

原告番号1らは、平成29年4月1日に富岡町の避難指示が解除された後の同年7月、富岡町の自宅を解体し、借地契約も解除した。(甲ニ1の31)

ウ 原告番号1らの自宅付近等の状況等 (甲ニ共9)

平成25年11月30日に一番原告ら代理人らが原告番号1らの自宅付近を調査したところ、その状況は次のとおりであった。

富岡駅付近は、本件地震による津波により、駅舎、建物等が損壊している。

原告番号1らの自宅は、本件地震により家具等が散乱しているほか、サッシ窓が割れ、室内には何者かが物色したような形跡があった。また、仏間は、天井の雨漏りにより室内の畳が腐食した状態となっている。自宅内の放射線量は、0.42 μ Sv毎時であった。

エ 既払額等

原告番号1らに対する既払額は、合計1755万1791円であり、本件で請求している損害に対応する金額は、別紙11損害等一覧表の「原告番号1ら」の各一番原告に対応する各損害項目の「既払額」欄記載のとおりである。

(2) 損害の検討

ア 生活の本拠を富岡町に有していたといえるかについて

前記認定事実によれば、原告番号1らは、平成4年頃から富岡町に自宅を構え、本件事故当時まで同所を生活の本拠としてきたといえることができる。このことは、原告番号1-1が、富岡町長から立入り証の交付を受けていることから裏付けられている。原告番号1らは、富岡町に10年近く居住した後、仕事の都合により習志野市に住民票上の住所を移転しているが、同市には仕事のある1か月当たり10日程度滞在していたにすぎず、仕事のないときには富岡町の自宅に戻っていて、衣服についても、季節に応じて必要な分を富岡町の自宅から習志野市のアパートに運んでいたというのである（原審における原告番号1-1）から、習志野市の滞在は一時的なものであって、生活の本拠が富岡町にあったことと矛盾しない。したがって、原告番号1らは、本件事故当時、生活の本拠を富岡町に有していたといえることができる。これに反する一審被告東電の主張は採用することができない。

イ 建物（原告番号1-2）

原告番号1らの自宅建物は、原告番号1-2が3分の1、原告番号1らの子が3分の2の共有持分を有しており、同建物の平成22年度の固定資産税評価額は、412万2664円である（甲二1の各証）。

また、一審被告東電の既払額は、570万3019円（1425万7547円（平成22年度の固定資産税評価額412万2664円×建築物係数4.15（平成4年建築）。1円未満切上げ）×原告番号1-2の持分1/3）である。

一審被告東電による居住用不動産としての原告番号1-2所有の建物の賠償額は、一審被告東電の賠償基準によって算出されたものであるものであり、当該建物の所在地の避難指示が解除されたのが平成29年4月1日であることから、これを全損扱いとしたものであるところ、前記第2の2

(2)のとおり、この算定方法は合理的なものといえることができる。原告番号1-2は、原告番号1らの自宅建物の損害は、2238万円を下回ることはないと主張するが、損害額が賠償基準による金額を超えることについては具体的な立証がされていないと言わざるを得ない。

したがって、原告番号1-2の自宅建物の損害額は、一審被告東電の既払額と同額の570万3019円をもって相当と認める。

ウ 住居確保損害（原告番号1-2）

原告番号1-2は、中古住宅を購入する予定であり、購入費用等の合計額は1074万8637円であると主張するが、原告番号1-2が住宅を購入したとは認められず、その予定があるとも認められない。したがって、原告番号1-2の主張に係る損害を認めることはできない。

エ 山林（原告番号1-1）

証拠（甲ニ1の16）によれば、原告番号1-1は、本件事故当時、南相馬市 所在（居住制限区域）の山林（地積1万1845平方メートル）を所有していたことが認められる。また、一審被告東電の既払額は、138万1917円（状況類似地区ごとの山林単価140円/㎡×1万1845㎡×6.0/72）に追加賠償で支払った11万5160円（当該山林の所在地の居住制限区域としての指定が解除されたのが平成28年7月12日であることを考慮）を加えた149万7077円である。

一審被告東電が状況類似地区ごとに設定した単価は、社団法人福島県不動産鑑定士協会の調査結果に基づくものであって、これを用いて、立入りが制限された期間を考慮して算出した山林の評価額は合理的なものといえることができる。したがって、原告番号1-1の山林の損害は、一審被告東電の既払額と同額の149万7077円をもって相当と認める。

他方で、原告番号1-1は、「平成23年度田畑売買価格等に関する調査

結果」記載の農地価格の全国平均（10a（＝1,000㎡）当たり134万円）の10%を基準とし、上記山林の損害は158万7230円であると主張する。しかし、山林の時価を評価するに当たり田畑の売買価格を基準とすることの合理性を基礎付ける根拠は明らかではなく、また、原告番号1-1の主張によれば、単価は一審被告東電の算定基準より低額となるのであって、上記原告番号1-1の主張は採用することができない。

オ 家賃等（原告番号1-1）

(ア) 習志野市のアパートの家賃（平成25年4月～同年11月分）

前記認定事実のとおり、原告番号1-1は、本件事故後、
社長の好意により、習志野市のアパートに居住するようになり、その家賃（1か月4万4250円）を支払っていた。習志野市のアパートの家賃は、本件事故により習志野市に滞在することを余儀なくされたこと
によって負担したものであり、必要かつ合理的な支出であるといえるから、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。したがって、35万4000円（4万4250円×8か月）が損害となる。

一審被告東電は、原告番号1らが、もともと可能な限り働くとしていたのに、本件事故後の平成23年4月頃に自らの判断で就労を停止し、それに伴いアパート使用料を任意に負担するようになったとしても、原告番号1らの任意の判断によるものであるから、その賃料は本件事故による損害とはいえないと主張するが、就労をやめても富岡町の自宅に戻ることができればアパートの家賃は発生しなかったものと考えられるのであるから、習志野市のアパートの家賃相当額は、本件事故により富岡町の自宅に帰還できなくなったことによる損害と認めるのが相当であり、一審被告東電の主張は採用できない。

(イ) 東京都練馬区 の借家の家賃及び初期費用

前記認定事実のとおり、原告番号1-1は、平成25年11月16日、

東京都練馬区■■■■■所在の家屋を賃借し（賃料1か月11万円）、原告番号1-2と共に同所に転居し、同日、貸主に対し、同月分の日割り家賃及び同年12月分の家賃の合計12万4666円、礼金11万円並びに敷金12万円を支払い、仲介手数料として10万3950円を支払った。

5 富岡町の避難指示が平成29年4月1日まで解除されなかったことからすると、原告番号1らは、その間は、本件事故により富岡町以外での滞在を余儀なくされていたとすることができるから、それに伴い負担することになった費用は、必要かつ合理的な範囲で損害として認められる。そして、原告番号1らが東京都練馬区■■■■■所在の家屋に転居した経緯
10 や理由について、原告番号1-1は、高齢かつ病弱な原告番号1らにとって、習志野市のアパートは狭隘で、二人での生活を続けるのが困難であることから長女宅近くへの転居を余儀なくされたと主張するところ、本件事故による避難生活の中で、物理的・精神的に不便を感じ、より安心して生活できる親族の近くに転居することは、本件事故により避難を
15 余儀なくされた者の行動として合理的であるといえることができるから、そのような事情で転居をすることに伴ってされた支出は、必要かつ合理的なものとして本件事故との因果関係のある損害と認めるのが相当である。

20 そうすると、上記のとおり東京都練馬区■■■■■の借家の初期費用等及び家賃、具体的には、初期費用等43万3950円（礼金11万円、敷金22万円、仲介手数料10万3970円）と上記借家への転居から平成28年9月11日までの家賃368万4992円（平成24年11月分及び12月分の12万4666円、平成25年1月から平成28年8月まで32か月分の352万円及び同年9月の日割分4万0326円
25 の合計）の合計411万8942円が本件事故と相当因果関係がある損害であると認める。

一審被告東電は、原告番号1らが本件事故後2年半以上経過してから転居した理由は専ら原告番号1ら側の事情によるものであり、仮に富岡町で暮らしていたとしても当てはまるなどと主張するが、原告番号1らの避難生活の状況等に照らせば、原告番号1らが転居したのは、習志野市のアパートでの避難生活をしてきたからこそ感じた不安や不便さに起因するものというべきであって、これらは本件事故による避難生活があつてこそ生じたものと解されるから、一審被告東電の上記主張は採用できない。

カ 就労不能損害（原告番号1ら）

（ア）原告番号1-1

原告番号1-1は、満80歳までは就労可能であったところ、本件事故による体調悪化のため就労継続が不可能となったから、満80歳となる月の前月（平成25年1月）まで得られたであろう給与相当額295万0500円（本件事故前3か月の給与平均14万0500円×21か月）を就労不能損害として主張している。

前記認定事実のとおり、原告番号1-1は、本件事故前から前立腺肥大症、高血圧等の持病を有していたところ、高血圧が避難により悪化した可能性のある旨の記載がある診断書がある。同診断書によれば、原告番号1-1が高血圧、脂質異常症と診断を受けたのは平成24年2月20日である。他方で、原告番号1-1は、本人尋問において、本件事故後1週間くらいは仕事を続けたが、その後は仕事が手に付かなくなった旨、神経的にまいったのか分からないが、とにかく高いところを歩けなくなり、これ以上仕事をしてけがをして周りに迷惑をかけるよりは辞めたほうが良いと思って仕事を辞めた旨供述する。上記のような高血圧の診断時期と原告番号1-1が仕事を辞める経緯からすると、高血圧が避難により悪化した可能性のあることと、原告番号1-1が仕事を辞めた

ことの因果関係は明らかではないといわざるを得ず、ひいては本件事故と高血圧による就労不能との因果関係を認めることもできない。

したがって、原告番号1-1の就労不能損害は本件事故と相当因果関係のある損害と認めることはできない。

5 (イ) 原告番号1-2

原告番号1-2は、原告番号1-1の既往症が悪化し、同原告の世話をする必要に迫られて就業を断念せざるを得なくなったとして、原告番号1-1が満80歳となる月の前月（平成25年1月）まで得られたであろう給与相当額63万円（本件事故前3か月の給与平均3万円×21
10 か月）を就労不能損害として主張し、原告番号1-1は、本人尋問において、原告番号1-2は体調を崩して仕事を辞めたと供述する。

前記認定事実のとおり、原告番号1-2は平成25年1月頃、胆膵管疾患と診断され、手術を受け入院し、平成27年11月頃には、内臓の感染症で入院したことが認められるが、平成25年1月以前の体調につ
15 いては証拠上明らかではなく、その体調悪化と本件事故との因果関係も明らかではない。

そうすると、原告番号1-2の就労不能損害が、本件事故と相当因果関係のある損害ということとはできない。

キ 避難生活に伴う慰謝料（原告番号1ら）

20 一審被告東電は、原告番号1らに対し、慰謝料として、それぞれ90万円（平成23年3月11日～同年11月30日の9か月分）を支払っている。

前記認定事実のとおり、原告番号1らは、本件事故後、自宅のある地域が居住制限区域に指定されたため、富岡町に帰還することができなくなり、
25 富岡町の外での滞在を余儀なくされた。高齢で、持病を抱えていた原告番号1らにとって、それまで仕事の間過ごすだけであってあまりなじみのな

い土地である習志野市のアパートで不便な生活を強いられたことによる精神的苦痛は大きいものといえる。本件事故後の避難生活も平成30年3月までに7年余りが経過し、長期間自宅に帰れないことによる精神的苦痛も大きい。実際、原告番号1-1は、避難生活により高血圧が悪化した可能性があると診断されており、原告番号1-2も数回入院せざるを得なくなっているなどからも、避難生活の精神的負担の重さがうかがえる。他方で、原告番号1らは、本件事故当時、習志野市のアパートに滞在しており、富岡町から避難したという事情はない。また、原告番号1らの自宅のある地域の居住制限区域への指定が解除された後の平成29年7月には富岡町の自宅を解体し、その時点では、東京都練馬区■■■■の借家に居住して3年半余りが経過している。

これらの事情を考慮すると、原告番号1らの避難生活に伴う慰謝料は、平成30年3月までの月額10万円に相当する金額であるそれぞれ850万円（月額10万円の85か月分）を相当と認める。

ク 避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する賠償（原告番号1ら）

富岡町は、居住制限区域、避難指示解除準備区域又は帰還困難区域となり、原告番号1らの自宅の所在する地域は、平成29年4月1日に解除されるまでの間、居住制限区域とされていた。原告番号1らは、約20年間富岡町で生活し、地域社会との密接なつながりを形成してきたところ、本件事故により自宅の所在する地域が居住制限区域となったことにより、富岡町の自宅での暮らしや周辺住民とのつながり等の生活環境がその基盤から失われたことにより精神的苦痛を被ったと認められる。避難指示は、帰還困難区域を除き平成29年4月1日に解除されており、復興に向けた取組みが進められているが、富岡町へ帰還する者は未だ多くなく、半数近くの住民が帰還しないと決めているというのであって、富岡町での生活環

境はその基盤から大きく変容したといえる。原告番号1らは、高齢であることもあって、富岡町への帰還を断念することしたが、このような決断をしなければならなくなったことによる精神的苦痛も大きい。

以上のような事情その他本件に現れた一切の事情を考慮すると、原告番号1らの上記精神的苦痛に対する慰謝料の額は、それぞれ300万円をもって相当と認める。

(3) 弁済の抗弁（既払額等）について

ア 以上によれば、原告番号1らの損害額及び個別の損害項目ごとの一審被告東電の既払額は、次のとおりである。

(ア) 建物（原告番号1-2）

損害額 570万3019円 既払額 570万3019円

(イ) 山林（原告番号1-1）

損害額 149万7077円 既払額 149万7077円

(ウ) 習志野市のアパート家賃（原告番号1-1）

損害額 35万4000円 既払額 0円

(エ) 東京都練馬区■■■■の借家の家賃及び初期費用（原告番号1-1）

損害額 411万8942円 既払額 0円

(オ) 慰謝料

① 原告番号1-1

損害額 1150万円 既払額 90万円

② 原告番号1-2

損害額 1150万円 既払額 90万円

(カ) 既払額を控除した損害額合計

① 原告番号1-1 1507万2942円

② 原告番号1-2 1060万円

イ 原告番号1らについて、一審被告東電が他の弁済の抗弁として明示的に

主張している弁済はない。

(4) 弁護士費用（原告番号1ら）

本件事故と相当因果関係のある弁護士費用相当の損害は、次のとおり認める。

① 原告番号1-1 150万7294円

② 原告番号1-2 106万円

(5) 認容額

以上によれば、原告番号1らの認容額は次のとおりとなる。なお、当審においては、原告番号1-1は一番被告国に対しては家賃等に係る損害賠償の請求をしていないので、一番被告国に対する認容額は一番被告東電に対する認容額より少額となっている。

ア 一番被告東電に対する認容額

① 原告番号1-1 1658万0236円

② 原告番号1-2 1166万円

イ 一番被告国に対する認容額

① 原告番号1-1 1622万6236円

② 原告番号1-2 1166万円

第4 福島県相馬郡飯館村の一番原告ら

1 飯館村の状況

証拠（甲イ2，乙ニ共127の4，128の各証，129の4，130，131の2，137の各証，185）のほか，後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば，次の事実が認められる。

飯館村は，平成23年3月15日午前11時，福島第一原発から半径20キロメートルから30キロメートル圏内の屋内退避指示を受け，村南東部の一部地区が対象となったため，屋内退避指示を出した。同月21日には水道水の摂取制限がされ，それ以降に住民の自主的避難が増加した。

飯舘村は、同年4月22日、全域が計画的避難区域に設定され、平成24年7月17日、避難区域の見直しにより、避難指示解除準備区域、居住制限区域又は帰還困難区域に設定された。

原告番号2-1、2-2及び承継前原告番号2-3（以下「原告番号2ら」と総称する。）の本件事故当時の住居は、福島第一原発から直線距離で約38キロメートル地点に位置し、居住制限区域内にあった。

飯舘村の平成23年3月11日時点の住民登録人口は、6509人であったが、平成27年5月1日時点での避難者数は6723人（県内6228人、県外493人）であった。また、本件事故後の18歳未満の県内及び県外への避難者数は、平成24年4月1日時点において1001人（県内881人、県外120人）、平成27年4月1日時点において982人（県内882人、県外100人）と把握されている。

飯舘村では、平成24年9月25日から除染作業が行われ、平成27年8月31日時点での除染実施率は、宅地が100%、農地43%、森林66%、道路29%であったが、平成28年12月31日をもって、帰還困難区域を除き、宅地2000件、農地2100ヘクタール、森林1500ヘクタール、道路330ヘクタールを含む全ての面的除染が完了しているものの、山林についてはその多くの除染が未了であり、また、令和元年5月14日時点で、除染廃棄物の入ったフレコンバック185万袋が村内に存置されている（甲ニ共211、乙ニ共210、222）。

飯舘村の平成27年9月8日時点での環境放射線量測定結果は、最高値が深谷集会所駐車場の1.07 μ Sv毎時であり、その他は0.16～0.59 μ Sv毎時であった。また、同年10月13日23時00分時点の原告番号2らの自宅付近のモニタリングポストにおける空間線量測定結果は、0.348 μ Sv毎時であった。平成29年3月2日時点での環境放射線量測定結果は、伊丹沢集会場外1地点の0.42 μ Sv毎時が最高値であり、その他の地点は0.

5 $5 \mu S v$ 毎時を下回っていた (乙ニ共 200) が、令和元年 10 月 1 日の専門家による調査では、原告番号 2 らの自宅付近の地上 1 m の空間線量は、0. 21 ~ 1. 05 $\mu S v$ 毎時であった (甲ニ共 196)。

5 飯舘村については、平成 29 年 3 月 31 日をもって、帰還困難区域に設定されている長泥地区を除き、避難指示が解除され (乙ニ共 209)、徐々に事業が再開し、同年 8 月には「いいたて村の道の駅までい館」が開業するなどしている (乙ニ共 213)。もともと、平成 30 年 9 月 1 日時点での避難者数は 4854 人 (県内 4575 人、県外 279)、帰還者数は 778 人であり、令和元年 5 月 1 日時点での帰還者数は 1153 人 (甲ニ共 161, 191)、令和 2 年 5 月
10 1 日時点での避難者数は 3905 人 (県内 3687 人、県外 218 人)、帰還者数は 1238 人である (甲ニ共 223)。また、平成 30 年 4 月 1 日には、認定こども園や小学校、中学校も開校しているが、多くの子どもは村外の避難先からスクールバスで通学している (甲ニ共 208, 乙ニ共 352, 353)。

15 平成 29 年 1 月に実施された飯舘村の住民意向調査の結果では、飯舘村への帰還意向について、「戻らないと決めている」が 30. 8%、「まだ判断がつかない」が 19. 7%、「戻りたいと考えている (将来的な希望も含む)」は 33. 5% などとなっており、18 歳未満のいる世帯では「戻らないと決めている」が 49. 8% となっている (甲ニ共 163)。

2 原告番号 2 ら

20 (1) 認定事実

証拠 (甲ニ 2 の 12, 2 の 18, 2 の 21, 原審における原告番号 2-1 本人) のほか、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 避難前の生活状況等

25 原告番号 2-1 (昭和 25 年 生まれ) と原告番号 2-2 (昭和 27 年 生まれ) は夫婦であり、原告番号 2-1 は、亡父 (以下、この項において、単に「亡父」と表記する。) と承継前原告番号 2-3 (昭

和元年[]生まれ)の子である。

原告番号2らは、亡父、並びに原告番号2-1と原告番号2-2の二女(以下、この項において、単に「二女」と表記する。)及びその家族と、飯館村[]所在の自宅に居住していた。

5 原告番号2-1は、高校卒業後、昭和45年から平成23年頃まで飯館村の[]に勤務し、[]や[]の営業をしていた(甲ニ2の4の各証)。

原告番号2-2は、専業主婦であったが、地元の[]の会長を務めたこともあった。承継前原告番号2-3は、かつては食品や雑貨を扱う小さな店を経営しており、閉店後は、夫や子供、孫、ひ孫に囲まれて平穏な暮らしを送っていた。

10 亡父は、本件事故前、要介護4の認定を受け、週1回の訪問入浴サービス、週6回のホームヘルパーの介助を利用していたが、食事及び排泄の介助は必要としていなかった。また、承継前原告番号2-3も、着替えや入浴に当たり、ホームヘルパーを利用したり、原告番号2-2の介助を受けたりしていたが、排泄の介助は必要としていなかった。

イ 避難の状況

20 本件地震発生時、原告番号2-1は[]中であり、平成23年3月11日午後6時頃帰宅した。原告番号2-2は外出中であり、すぐに自宅に戻った。亡父は、ホームヘルパーの介助を受け入浴した直後であり、承継前原告番号2-3は、ホームヘルパーの介助を受けて入浴中であった。亡父と承継前原告番号2-3は、ホームヘルパーの介助を受けて着替えを済ませ、自宅で待機していた。同日午後7時頃までには、二女家族の全員が自宅に戻った。本件地震から3日間は停電が続き、原告番号2らは親戚等と連絡を取ることができなかった。

25 原告番号2らは、同月14日頃から徐々に本件事故の情報を入手できるようになり、同日頃、避難するよう指示を受けた。原告番号2らは、福島

市の親戚の家へ、二女夫婦は二女の夫の実家へ避難することにしたが、ガソリンを入手することができたのは、同月18日であった。

原告番号2らは、同日、福島市内の親戚宅に避難した。原告番号2-1は、福島市への避難後も、飯舘村の[]に通勤を続けていた。

5 同年4月10日、原告番号2らは、一旦飯舘村の自宅に戻ったが、同月11日、飯舘村に避難指示が出された。その頃には亡父が寝たきりのような状態になっていたことから、原告番号2-1及び2-2は亡父を受け入れてくれる施設を探し、同月22日、まず亡父及び承継前原告番号2-3が、原告番号2-1と原告番号2-2の長女が居住していた千葉県袖ヶ浦
10 市内の[]に入居した。次いで、同年5月3日、原告番号2-1及び2-2が同市の[]に転居して避難し、平成24年2月25日には、同市[]のアパートに転居した。なお、原告番号2-1は、千葉県へ転居するに際し、[]を退職した。

ウ 避難後の生活状況等

15 亡父と承継前原告番号2-3は、[]の同室で生活していたが、亡父は、平成23年5月14日から同月27日まで、同年6月12日から同月27日まで、同年9月4日から同年11月22日までと3回にわたり誤嚥性肺炎により入院し、平成24年[]、誤嚥性肺炎による呼吸不全により死亡した。

20 承継前原告番号2-3は、亡父死亡後も上記[]の居室で一人生活していたが、平成25年[]、死亡した。原告番号2-1は、遺産分割協議により、承継前原告番号2-3の本件に係る損害賠償請求権を単独で取得した。

25 その後、原告番号2-1及び2-2は、飯舘村への帰還を諦め、平成28年2月14日、原告番号2-1が福島市内に原告番号2-1及び原告番号2-2の住居用と次女一家の住居用に隣り合わせで宅地を購入し、同宅

地上にそれぞれの家屋を新築して、遅くとも平成29年5月頃までに同所に転居した(甲ニ2の21~26, 顕著な事実)。

エ 原告番号2らの自宅付近等の状況

平成27年12月27日に一番原告ら代理人らが飯館村の調査をしたところ, その状況は次のとおりであった。(甲ニ共76)

小学校は, 〇〇〇〇〇〇の学校に仮設校舎が完成し, 同校舎で授業を行っており, 原告番号2-1の孫が通学している。同小学校の空間放射線量測定結果は, 0.09~0.10 μSv 毎時であった。

国道313号線沿いには, 除去土壌等の保管場所設置区域が設けられ, 多数のフレコンバックが保管されている。空間放射線量は, 0.50~1.00 μSv 毎時であった。

〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇付近の空間放射線量は, 0.84~1.14 μSv 毎時であった。なお, 付近のモニタリングポストは, 0.47 μSv 毎時であった。

原告番号2らの自宅付近には, フレコンバックが保管されており, その付近の地面の空間放射線量は, 1.74 μSv 毎時であった。

なお, 令和元年6月24日現在でも, 原告番号2らの自宅付近には, フレコンバックが山積みになっていた。

オ 既払額

原告番号2らに対する既払額は, 2億0291万4104円であり, 本件で請求している損害に対応する金額は, 別紙11損害等一覧表の「原告番号2ら」の各一番原告に対応する各損害項目の「既払額」欄記載のとおりである。

(2) 損害の検討

ア 避難生活に伴う慰謝料(原告番号2ら)

(ア) 一番被告東電による慰謝料としての既払額は, 次のとおりである。

① 原告番号2-1 895万円

850万円（月額10万円の平成30年3月末までの85か月分。請求対象として主張する期間に対応する金額は、平成29年5月末日までの74か月分の740万円）+45万円（介護必要者の介護に係る加算分月額1万円。亡父分が平成23年3月～平成24年
5
の11か月分、承継前原告番号2-3分が平成23年3月～平成25年
の34か月分、合計45か月分）=895万円

② 原告番号2-2 850万円

月額10万円の平成30年3月末までの85か月分（請求対象として主張する期間に対応する金額としては、平成29年5月末日までの74か月分の740万円）

③ 承継前原告番号2-3 918万円

850万円（月額10万円で、死亡した平成25年
15
後の平成30年3月末までの85か月分として算定）+68万円（要介護者に係る加算分月額2万円。平成23年3月～平成25年
の34か月分）=918万円

(イ) 前記認定事実のとおり、本件事故後、飯舘村に出された避難指示により、原告番号2らは、飯舘村の住居からの避難を余儀なくされた。原告番号2-1及び2-2は、それまで一緒に生活していた二女一家と離れたまま、5年以上にわたって千葉県での避難生活を続けており、長期間の避難生活や飯舘村の自宅に戻れないことによる精神的苦痛は相当大きいものといえ、その状態は、平成29年5月まで続いたものと認められる。また、亡父及び承継前原告番号2-3は、本件事故前から介護を要する状態にあり、上記両名にとって本件事故後の避難は相当過酷なものであり、承継前原告番号2-3の精神的苦痛は極めて大きかったとい
20
ことができる。上記両名は、平成23年4月に
25

所し、同室での生活を始めることができたが、その生活状況は避難前とは全く異質なものであり、避難先で、亡父は平成24年[]に死亡し、残された承継前原告番号2-3も平成25年[]に死亡したのであって、承継前原告番号2-3が避難先での不慣れな生活により被った精神的苦痛は大きかったといえる。この間、原告番号2-1及び2-2が避難先で上記両名の介護にあたらなければならなかったことによる精神的負担も大きかったといえる。

これらの事情を考慮すると、原告番号2-1及び原告番号2-2の避難を終えた平成29年5月末日までの避難生活に伴う慰謝料は、それぞれ784万円（月額11万円×34か月＋月額10万円×41か月）を相当と認める。

また、承継前原告番号2-3については、平成25年[]に死亡していることを考慮し、408万円（月額12万円×34か月）を相当と認める。

イ 避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する賠償（原告番号2ら）

(ア) 原告番号2らは、長年にわたり飯舘村で生活し、地域社会との密接なつながりを形成してきたところ、本件事故により自宅の所在する地域が居住制限区域となったことで、飯舘村の自宅での暮らしや近隣住民とのつながり等の生活環境がその基盤から相当期間にわたって失われ、このことにより精神的苦痛を被ったと認められる。また、承継前原告番号2-3は、避難生活中に、長年連れ浴った夫を失い、飯舘村に帰還することができないまま死亡したのであって、その無念さは計りしれない。さらに、原告番号2らは、避難生活中に両親を失うことになってしまったほか、飯舘村に帰還することを断念せざるを得なくなり、避難指示解除の直後に福島市内に転居することとなった。飯舘村は、平成29年3月

31日をもって避難指示が解除され、復興が進みつつあるものの、帰還する者は決して多いとはいえず、原告番号2らが、避難指示解除前に帰還を断念するとの決断をしたのは、飯舘村に帰還しても生活環境がその基盤から大きく変容するものと考えたためといえるのであって、そのような決断をせざるを得なかった原告番号2らの精神的苦痛は大きい。

以上のような事情その他本件に現れた一切の事情を考慮すると、原告番号2らの上記精神的苦痛に対する慰謝料の額を、次のとおりをもって相当認める。

- ① 原告番号2-1 350万円
- ② 原告番号2-2 350万円
- ③ 承継前原告番号2-3 350万円

(イ) なお、一審被告東電は、原判決が、亡父が死亡したことを原告番号2らの慰謝料算定の増額事由としているとし、そうであるとすれば、亡父死亡に係る損害について既に裁判上の和解により原告番号1-1及び1-2に賠償済みであるのにこれを二重に評価するもので許されないと主張するが、上記のとおり損害額の算定根拠となる事情として亡父に関する事情を考慮するのは、亡父に生じた損害を取り込む趣旨ではなく、原告番号2らに生じた精神的苦痛を評価する事情として考慮する趣旨であるから、一審被告東電の上記主張は当を得ないものである。

(3) 弁済の抗弁（既払額等）について

ア 以上によれば、原告番号2らの損害額及び一審被告東電による既払額は、次のとおりである。

(ア) 慰謝料

- ① 原告番号2-1
損害額 1134万円 既払額 895万円
- ② 原告番号2-2

損害額 1134万円 既払額 850万円

③ 承継前原告番号2-3

損害額 758万円 既払額 918万円

(イ) 既払額を控除した損害額合計

① 原告番号2-1 239万円

② 原告番号2-2 284万円

③ 承継前原告番号2-3 -160万円

なお、原告番号2-1及び2-2は、平成29年5月末日以降は避難生活を終えたとして避難に伴う慰謝料の請求期間を同日までの間のものとしているところ、前記のとおり一審被告東電はその期間を超えて慰謝料の支払をしており、その期間分を超えて一審被告東電が支払った慰謝料については、過払いになっていると認められ、損害額から控除することになる。

イ その他の弁済の抗弁

一審被告東電は、承継前原告番号2-3が受領した慰謝料のうち過払いになっているものについて、弁済の抗弁を明示的に主張している。これは、承継前原告番号2-3が死亡した後も平成30年3月分まで月額10万円の慰謝料を支払っていたが、死亡後の期間に相当する分については、過払いになっているから、他の損害項目で認められた損害額に充当されるべきであるとするものであり、これは弁済の抗弁に関する原則的な考え方に則ったものとして理由がある。したがって、承継前原告番号2-3の本件に係る損害賠償請求権を相続した原告番号2-1に認められる損害額から過払いの160万円を控除するのが相当である。

また、一審被告東電は、原告番号2らに対し、自宅不動産や家財についての賠償に加え、福島市内の住居を取得するために自宅不動産の時価を超えて支出した費用について、住居確保損害として5126万5138円の

賠償をしている。一審被告東電は、これについて、財物の時価賠償を超えて、被災者支援に資するとの観点から、新たな資産取得に当たる住宅の取得資金の一部について政策的見地から賠償を実施しているものであって、法律上の実損害が発生したことに対する弁済がされたものではないとして、原告番号2らの全損害との関係で弁済となると主張する。しかし、一審被告東電が主張するとおり、住居確保損害の賠償は、実損害を賠償するものでなく、被災者支援の見地からされた不法行為法による通常の損害賠償とは性質の異なる賠償として、いわば原賠法に基づく損害賠償の枠外で支払われたものというべきであって、それが、被災者支援の見地からの支払として相当な額であれば、原賠法に基づく損害賠償についての弁済ではないというべきであるところ、原告番号2らに住居確保損害の賠償として支払われた金員が不相当な額であるとの主張立証はないから、一審被告東電の上記主張は採用できない。

ウ 損害額合計

以上によれば、原告番号2らの損害額の合計は、次のとおりである。

- ① 原告番号2-1 79万円
- ② 原告番号2-2 284万円

(4) 弁護士費用（原告番号2ら）

本件事故と相当因果関係のある弁護士費用相当の損害は、次のとおり認めらる。

- ① 原告番号2-1 7万9000円
- ② 原告番号2-2 28万4000円

(5) 認容額

以上によれば、原告番号2らの認容額は、一審被告東電及び一審被告国のいずれに対しても、次のとおりとなる。

- ① 原告番号2-1 86万9000円

② 原告番号2-2 312万4000円

第5 福島県双葉郡浪江町の一審原告ら

1 浪江町の状況

証拠（甲イ2，乙ニ共105，127の3，128の各証，129の3，1
5 30，131の3，4，6，16及び17，136の各証，176）のほか，
後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば，次の事実が認められる。

浪江町は，平成23年3月12日午前5時44分，福島第一原発から半径1
0キロメートル圏内の避難指示を受け，町の行政機能の拠点を福島第一原発か
ら半径20キロメートル以遠に位置する津島地区にある津島支所に移転するこ
10 ととし，福島第一原発から10キロメートルから20キロメートル圏内に位置
する立野，室原及び末森の3地区並びに津島地区への避難誘導を行った。同日
午後6時25分，福島第一原発から半径20キロメートル圏内の避難指示が出
たため，半径20キロメートル圏内の住民並びに半径20キロメートル圏内の
避難所である立野，室原及び末森に避難していた住民の避難誘導を行った。浪
15 江町長は，同月15日朝方，住民を二本松市へ避難させることを決め，これを
実施した。この避難経路は，結果的には放射性物質が飛散した方向と重なるこ
ととなったが，多くの住民はそれを知らないまま避難した。浪江町は，同年4
月22日，福島第一原発から20キロメートル圏内が警戒区域に，20キロメ
ートル以遠の全域が計画的避難区域になり，平成25年4月1日，避難指示区
20 域の見直しにより，全域が避難指示解除準備区域，居住制限区域又は帰還困難
区域に設定された。

その後，浪江町は，平成29年3月31日午前0時をもって，居住制限区域
及び避難指示解除準備区域については，避難指示が解除され，避難指示区域は，
帰還困難区域のみとなった（乙ニ共198）。また，これまでに，帰還困難区域
25 を除き，宅地5600件，農地1400ヘクタール，森林390ヘクタール，
道路210ヘクタールを含む全ての面的除染が完了した（乙ニ共216）。

本件事故時点における原告番号3-1及び3-2（以下「原告番号3ら」と総称する。）の住所地は、福島第一原発から直線距離で約32.1キロメートル地点に位置し、帰還困難区域に含まれる。

5 本件事故時点における原告番号4-1、4-2、4-3及び4-4（以下「原告番号4ら」と総称する。）の住居は、福島第一原発から直線距離で約9.6キロメートル地点に位置し、居住制限区域内にあったが、同日をもって避難指示が解除された（乙二共198）。

10 本件事故時点における原告番号6-1及び6-2（以下「原告番号6ら」と総称する。）の住居は、福島第一原発から直線距離で約31.6キロメートル地点に位置し、帰還困難区域内にある。

本件事故時点における原告番号16の住居は、福島第一原発から直線距離で約8.8キロメートル地点に位置し、避難指示解除準備区域内にあったが、同日をもって避難指示が解除された（乙二共198）。

15 本件事故時点における原告番号17の住居は、福島第一原発から直線距離で約9.8キロメートル地点に位置し、帰還困難区域内にある。

20 浪江町の平成23年3月11日時点の住民登録人口は、2万1434人であったが、平成27年4月30日時点での避難者数は2万1020人（県内1万4605人、県外6415人）であり、令和元年12月31日時点での避難者数は2万0298人（県内1万4139人、県外6159人）で、住民登録人口は、約1万7200人であった（乙二共200、201）。また、本件事故後の浪江町の18歳未満の県内及び県外への避難者数は、平成24年4月1日時点で3298人（県内1879人、県外1419人）、平成27年4月1日時点で3039人（県内1859人、県外1180人）と把握されている。

25 浪江町では、平成25年11月27日から除染作業が行われており、平成27年8月31日時点での除染実施率は、宅地が19%、農地が18%、森林が34%、道路が41%であった。同年9月7日時点の浪江町の環境放射線量測

定結果は、最高値が小丸多目的集会所の12.38 μ Sv毎時であり、その他は0.07~6.15 μ Sv毎時であった。同年10月13日時点の上記各一審原告の住居付近のモニタリングポストにおける空間線量測定結果は、0.387 μ Sv毎時(原告番号3ら)、1.451 μ Sv毎時(原告番号4ら)、0.387 μ Sv毎時(原告番号6ら)、0.252 μ Sv毎時(原告番号16)、12.736 μ Sv毎時(原告番号17)であった。さらに、平成29年3月2日時点での浪江町の空間放射線量は、帰還困難区域に所在する小丸多目的集会所の10.01 μ Sv毎時が最高値であり、その他は0.06~5.02 μ Sv毎時で、浪江町役場が所在する幾世橋周辺地区では、0.1 μ Sv毎時前後又はそれ以下であった(乙ニ共200)。また、令和元年6月24日時点の小丸多目的集会所の空間放射線量は、7.607 μ Sv毎時であった(甲ニ共191)。

浪江町では、復興を目指し、平成24年4月に「浪江町復興ビジョン」が策定され、同年10月に浪江町復興計画(第一次)が、平成26年3月に「復興まちづくり計画」が策定された(乙ニ共218の1及び2、219)。

その後、事業所の事業や金融サービスの提供の再開、商業施設の開業、農業や漁業の再開等が行われ、平成29年4月1日には、JR常磐線の小高駅間と浪江駅間が再開通し、浪江駅は仙台市と鉄道で結ばれることになった(乙ニ共220~225)。また、平成30年4月には、幼保連携型認定こども園が開園するとともに小学校・中学校が開校し、令和元年7月には、ショッピングセンターも開業している(乙ニ共341の2)。

もつとも、同年12月31日現在の浪江町からの避難者は、2万0298人(県内1万1439人、県外6159人)であり、町内の居住者は約1100人とどまっており、平成30年10月に実施した住民意向調査では、「帰還したいと考えている」が11.8%、「まだ判断がつかない」が30.2%、「帰還しないと決めている」が49.9%となっている(甲ニ共200、201)。

また、原告番号4-1、4-3及び4-4並びに原告番号17の長女の母校である[]は、旧居住制限区域に所在するが、令和元年6月24日現在休校中で再開の見込みはなく、校区内にはフレコンバック置き場も存在していた（甲ニ共191）。

5 2 原告番号3ら

(1) 認定事実

証拠（甲ニ3の11、3の16～18、3の20、3の21、原審における原告番号3-1本人）のほか、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

10 ア 避難前の生活状況等

原告番号3-1（昭和20年[]生まれ）と原告番号3-2（昭和19年[]生まれ）は夫婦である。

原告番号3らは、昭和49年頃、千葉県我孫子市[]に自宅（一戸建て）を購入し、同所で生活していた。

15 原告番号3-1は公務員として勤務していたが、昭和50年頃から、大規模な山野草園を作るという夢を実現させるため、全国各地を巡り理想の土地を探し始めた。そして、原告番号3-1は、平成2年頃、浪江町で山野草栽培に好条件の土地を見つけ、原告番号3らは、平成3年3月30日、前所有者から別紙14-1「原告番号3らの土地及び建物等一覧表」記載
20 1の①から⑤の各土地（以下、同表の番号を付して「土地①」、「土地②」などという。）を合計約1100万円で購入した。ただし、土地④、⑤については、所有権移転について農地法3条1項の許可を得ておらず、本件事務当時まで前所有者が所有者として登記されており、前所有者がその固定資産税を支払っていた。（甲ニ3の2の各証、3の3の各証）

25 原告番号3らは、土地①から⑤を購入した後も、千葉県我孫子市[]の自宅で生活しつつ、週末などに浪江町を訪れ、業者に依頼したり、徐々

に機械工具及び重機を買いそろえるなどして、上記各土地の整備作業を行っていた。

原告番号3らは、平成3年4月頃、別紙14-1「原告番号3らの土地及び建物等一覧表」記載2の①の第1家屋（以下、同表2記載の各建物等を、同表の番号を付して「建物等①」、「建物等②」などという。）の建築を始め（建築費約1200万円）、道路整備も行った（整備費用約300万円）。なお、建物等①の完成時期は証拠上明らかではない。

原告番号3らは、平成8年頃、第2家屋（建物等②）を建築した（建築費約1000万円）。

また、原告番号3らは、自ら、平成4年頃に倉庫（建物等⑪）を、平成8年頃から平成17年頃にかけて、第1多目的小屋（建物等③）を、平成9年から平成10年頃にかけて第2多目的小屋（建物等④）を、平成17年頃に第1車庫（建物等⑤）及び第2車庫（建物等⑥）を、平成19年頃に第1鍛冶小屋（建物等⑦）を、平成20年頃に動力発電室等（建物等⑧）を、平成21年頃に第2鍛冶小屋（建物等⑩）及び木炭・除雪機格納小屋（建物等⑫）を、平成22年頃に研磨小屋（建物等⑨）を、それぞれ建築した（建築費用の総合計937万円）。

これらの建築物のうち、建物等①、②、⑪以外は、原告番号3らが大工道具等を用いて自ら建築したものである。また、これらの建築物のうち、証拠上屋根及び壁が存在すると認められるのは、建物等①、②、④、⑨、⑪である。（甲ニ3の8）

また、原告番号3らは、平成8年頃から本件事故当時まで、土地①から⑤に、全国から買い集めた多数の高山植物や山野草を植樹、栽培し、平成19年頃には、山野草園鑑賞のための散策路を整備するなどした。栽培されていた山菜、山野草には、モミジガサ、ギョウジャニンニク、クサソテツ、ニリンソウ、シラネオアオイ、トガクシショウマ、イチリンソウ、キ

5
スマレ、カッコウソウ、イカリソウ、キクサキイチゲ、アオバナキクサキ
イチゲ、サンカヨウ、ルイヨウボタン、カタクリ、イワカガミ、イワサク
ラ、日本サクラソウ、ヤエザキイチゲ、オオバナノエンレイソウ、アズマ
シャクナゲ、サンショウバラ、ムラサキツツジ、ヤシオツツジ、山アジサ
イなどがあり、希少性の高いものも含まれていた。

また、上記各作業に際し原告番号3らが購入した重機・農業機械及び機
械工具等は、別紙14-2「原告番号3-1の重機・農業機械及び機械工
具等一覧表」のとおりであり、重機・農業機械の購入金額合計は907万
4000円、機械工具等の購入金額合計は816万4000円であった
10 (甲ニ3の9、3の18)。

原告番号3-1は、平成17年頃、勤務先を早期退職し、原告番号3-
2と共に浪江町に転居した。原告番号3-1は、自動車の車検手続のため、
平成20年9月16日に浪江町への転入の届出をしたが、原告番号3-2
は届出をしておらず、本件事故時における原告番号3-2の住民票上の住
15 所は千葉県我孫子市であった。なお、同市の自宅の電気、水道及びガスの
契約は解約されておらず、固定資産税は原告番号3-2が支払っていた。

(甲ニ3の1)

原告番号3らは、浪江町に転居後、鍛冶陶芸、農作業、山野草の栽培等
を行っていた。

20 イ 避難後の生活状況等

原告番号3らは、本件事故後の平成23年3月17日、自動車で千葉県
我孫子市の自宅へ避難し、以後同所で生活している。同市の自宅は、1階
床板が老朽化しており、原告番号3らは、業者に依頼して床板の修繕を行
ったほか、外壁の塗装をした。

25 原告番号3-1は、平成24年9月25日、精神科を受診し、うつ病と
診断された。原告番号3-1を診断した医師は、うつ病と避難生活との関

連性を「あり」、具体的な内容として「平成3年頃、浪江町に新築して建てた家、育ててきた高山植物など失い、現在、古い家で最低限の生活しかできないこと」と記載した診断書を作成した。

原告番号3らは、平成26年11月23日、土地④、⑤について、前所有者に対し、民法162条1項の取得時効を援用する意思表示をした（甲ニ3の19の各証）。

ウ 既払額

原告番号3らに対する既払額は、合計540万2472円であり、本件で請求している損害に対応する金額は、別紙11損害等一覧表の「原告番号3ら」の各一番原告に対応する各損害項目の「既払額」欄記載のとおりである。

(2) 損害の検討

ア 不動産損害（土地、建物、農地）（原告番号3ら）

（ア）所有関係について

a 別紙14-1「原告番号3らの土地及び建物等一覧表」記載1のとおり、登記済みの土地①から③については、原告番号3らがそれぞれ共有持分2分の1を有している。

b 次に、別紙14-1「原告番号3らの土地及び建物等一覧表」記載2の建物等①から⑫については全て未登記であるが、前記認定事実のとおり、各建物等は原告番号3らが協働して建築するなどしてきたものであって、原告番号3らがそれぞれ共有持分2分の1ずつを有すると認めるのが相当である。

c 地目が田の土地④及び⑤については、登記上の所有者が前所有者となっている。これに対し、原告番号3らは、民法162条1項による時効取得を主張する。

この点に関し、農地法3条による都道府県知事等の許可の対象とな

るのは、農地等につき新たに所有権を移転し、又は使用収益を目的とする権利を設定若しくは移転する行為に限られ、時効による所有権の取得は、いわゆる原始取得であって、新たに所有権を移転する行為ではないから、上記許可を受けなければならない行為に当たらないと解すべきである（最高裁昭和50年9月25日第一小法廷判決・民集29卷8号1320頁）。

そして、前記認定事実によれば、原告番号3らは、平成3年頃に、土地①から⑤を前所有者から購入し、以降本件土地の整備等を行い、平成17年頃に本件建物に転居しているのであるから、平成3年3月30日の購入時から土地④及び⑤の占有を開始し、少なくとも本件事
10 故当時も占有していたと認められる。また、本件事後、本件土地を含む地域が計画的避難区域や帰還困難区域に設定されたことからすれば、占有状態に変動が生じることは考え難いから、原告番号3らが時効の援用時も土地④及び⑤を占有していたと認められる。そうすると、
15 土地④及び⑤について、原告番号3らが共有持分2分の1ずつを時効取得したものと認められる。

この点について、一審被告東電は、土地④及び⑤については、登記名義人が固定資産税を負担していること、農地法の許可という法定条件を満たさないことを知りつつ占有を開始した場合にまで時効取得を
20 認めるのは農地法の趣旨を没却することから、これらについては時効取得は認められず、契約当事者間の合理的意思解釈としては、農地法上の許可が得られるまでは所有権の移転は行わず、原告番号3らは、事実上使用貸借的に占有する意思であったと考えられるのが自然である旨主張する。しかしながら、原告番号3らは土地④及び⑤を購入した
25 ののであって、土地④及び⑤が広大な土地①に囲まれているという位置関係や、原告番号3らが土地④及び⑤を他の土地と区別して使用し

ていたとは認められないこと等を考慮すると、原告番号3らは、土地④及び⑤について、所有の意思をもって占有していたと認めるのが相当であり、これらを時効取得したものと認められる。

(イ) 損害額

5 土地①から⑤は、帰還困難区域内にあり、本件事故により土地①から⑤及び建物等の財産的価値は全て失われたと認められる。これらの価値は、次のとおり認めるのが相当である。

a 土地①から⑤のうち現況宅地となっている部分 合計230万円

前記のとおり、建物等①から⑫のうち建物と認められる建物等①、
10 ②、④、⑨、⑪は、家屋又はその附属建物であり、実際にも原告番号3らが居住していたというのであるから、これらの敷地部分(376.92㎡)は宅地に準じて評価するのが相当である。平成22年の浪江町■■■■の基準地の公示価格が6000円/㎡とされていることを参考し、上記宅地相当部分の価格を230万円と認めるのが相当である。
15

b 建物等 合計550万円

原告番号3らが各建物等を建築するのに要した費用、建築時期、建物の床面積、その状況、一審被告東電の賠償基準その他一切の事情を考慮し、各建物等の損害額は、全て合わせて550万円と認めるのが
20 相当である。

c 土地①から⑤のうち山林及び農地部分 合計250万円

各土地の地目、現況宅地部分を除く部分の地積、立木の状況、一審被告東電の賠償基準その他一切の事情を考慮し、合計250万円と認めるのが相当である。

したがって、原告番号3らの不動産に関する損害は、それぞれ515
25 万円となる。

原告番号3らは、土地については、総額1100万円で購入した上、300万円以上をかけて整備をするなど、多額の資金と労力をかけて広大な土地を開墾・整地したのであり、少なくとも現況宅地部分（建物①②④⑨⑩以外の建物敷地も含む）の価値は400万円を下ることはないなどと主張するが、その算定根拠は明らかでなく、採用の限りでない。

また、原告番号3らは、建物について、建築費用として、建物①及び②の家屋に2200万円、その他の建物にも937万円、建物①及び②に対する電力引き込み工事に250万円以上がかかっていることに加え、材料の調達、職人の手配、内装工事、建物①、②、⑨以外の建物の建築そのものは、これらの不動産にかける情熱の強さから、全て原告番号3らが自ら行ったものであり、そのような事情を総合すると、建物の価値は、950万円を下ることはないと主張する。しかし、証拠（甲ニ3の8）から認められる各建物の仕様、築年数、利用状況等に照らし、原告番号3ら主張の価値があると認めることはできない。

さらに、原告番号3らは、山林及び農地部分について、原告番号3らが最も情熱を注ぎ込んだといっても過言ではない山野草園がその評価に正当に反映されるべきであるとし、多大な時間と労力をかけて土地を整備し、各地の業者から購入した大量の山野草を植栽していたことを総合的に勘案すれば、山林及び農地部分の評価が250万円というのはあまりに低廉に過ぎ、その価値は550万円を下ることはないと主張する。確かに、証拠（甲ニ3の8、21）によれば、原告番号3らは、多種多様な山野草を植栽し、開花させるなど丁寧な管理をしていたことが認められるものの、そのことのみをもって、原判決認定の価額が低廉にすぎるとすることはできず、他に原告番号3ら主張の価値があると認めるに足りる証拠はない。

イ 家財道具喪失分（原告番号3ら）

一審被告東電が損害として認める金額は、615万円であり、原判決の認定額も同額である。この点について、原告番号3らは、当審では同額を超える主張はしないとしており、原告番号3らについて、原判決認定のそれぞれ307万5000円をもって相当と認める。

5 ウ. 生活費増加分（原告番号3ら）

(ア) 避難生活に関連して支出する費用のうち、本件事故前において負担していなかった費用については、避難生活に伴う増加費用に該当し、必要かつ合理的な範囲の支出が本件事故と相当因果関係のある損害として認められる。

10 (イ) 原告番号3らの生活費増加分として、原判決は、浪江町に居住していた際には井戸水を使っており水道料金がかからなかったことを踏まえ、避難に伴う生活費増加分としては、避難後の上水道の料金の3か月平均2090円を基礎として、5万2250円（2090円×25か月）を損害として認めたほか、原告番号3らは、浪江町に居住していたときは、
15 プロパンガスのほか、風呂用に灯油を用いていたが、主に薪を使用していたところ、我孫子市に転居した後は、暖房用に灯油を購入するようになったことから、避難に伴う生活費増加分としては、避難後の灯油の購入金額等を基礎として、4万0800円（1700円×2缶×12か月）を損害として認め、避難に伴う生活費増加分として、合計9万3050
20 円が損害として認められると認定しているところ、原告番号3らはこれについて上記認定額を超える主張はしないとしている。他方、一審被告東電は、中間指針等に定める月額10万円の慰謝料額は、生活費増加分の立証の困難性も踏まえ、避難費用のうち「生活費の増加費用」を加算して算出しているものであり、特に高額な生活費の増加費用の負担をした場合であって、そのような高額な費用を負担せざるを得なかった特段
25 の事情があるときに限り、別途、必要かつ合理的な範囲においてその実

費が賠償されるべき損害と認められるものであり、原告番号3らについてその具体的立証がないなどと主張する。しかしながら、原判決は、上記のとおり、原告番号3らについて、本件事故前には、井戸水等を使用していた上水道料金を負担していなかったのに、避難によりこれを負担することとなったこと、暖房用として薪を使用していたのに、避難により灯油を使用することになったことを認定した上で、その具体的負担増加額を認定しているものであり、その認定は相当と認められる。したがって、避難に伴う生活費増加分としては、原告番号3らについて、それぞれ4万6525円をもって相当と認める。

10 エ 重機・農業機械・機械工具（原告番号3-1）

原告番号3-1が居住していた区域は帰還困難区域となっており、原告番号3-1が所有していた重機・農業機械・機械工具の価値は全て失われたと認めるのが相当であり、品目、品数、購入年、購入金額、新・中古の区別など一切の事情を考慮すると、400万円を相当な損害額と認める。

15 原告番号3-1は、その所有していた重機・農業機械・機械工具の価値は650万円を下回ることはないと主張し、それを裏付けるものとして証拠（甲ニ3の23）を提出する。しかしながら、当該証拠に掲げられている機械には新品もあるほか、中古品であっても原告番号3-1が所有していたものと同等のものであったと認めるには足りず、上記認定を覆すもの
20 とはいえない。

なお、一審被告東電は、定型賠償額60万円の限りで賠償に応じることとしており、これを超える損害があることについての客観的証明がされていないと主張するが、原告番号3-1が所有する重機等が帰還困難区域内に放置されていること、その台数が56台と多数にのぼること等を考慮すると、上記のとおり認定することが相当である。

25 オ 避難生活に伴う慰謝料（原告番号3ら）

(ア) 一番被告東電による慰謝料としての既払額は次のとおりである。

① 原告番号3-1 150万円

月額10万円の15か月分(平成23年3月11日から平成24年5月31日まで)

② 原告番号3-2 10万円

(平成23年3月11日から~同月17日まで)

(イ) 前記認定事実のとおり、原告番号3らは、平成17年頃から浪江町に居住していたところ、本件事故により浪江町が計画的避難区域、帰還困難区域に設定されたことにより、浪江町の自宅に帰還できないまま千葉県我孫子市での生活を余儀なくされており、精神的苦痛を被ったといえる。原告番号3らは、浪江町に転居する以前に長年生活していた我孫子市の自宅に居住していることからすると、突然に見知らぬ土地での生活を余儀なくされたという要素は小さく、生活上の不便さも小さいものの、原告番号3-1が避難後うつ病を発症しており、これと避難生活との直接の因果関係を認めるに足りる証拠はないとしても、避難生活に伴う精神的苦痛は大きかったものと認められる。

これらの事情を考慮すると、原告番号3らの避難生活に伴う慰謝料は、平成30年3月まで月額10万円とするのが相当であり、それぞれ850万円(月額10万円の85か月分)を相当と認める。

カ 避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する賠償(原告番号3ら)

原告番号3らは、本件事故により浪江町の土地を含む地域が帰還困難区域となったことで、約20年かけて手入れをしてきた土地、家屋、山野草園等を全て失い、その生活環境をその基盤から失ったものと認められる。原告番号3らが実際に浪江町に居住していたのは約6年間ではあるが、長い時間をかけてようやく実現させた浪江町での生活は原告番号3らの生

きがいとなっていたといえ、そのような生きがいを失い、浪江町での生活の再開を断念せざるを得なくなったことにより大きな精神的苦痛を受けたと認めることができる。その他本件に現れた一切の事情を考慮して、原告番号3らの上記精神的苦痛に対する慰謝料は、それぞれ700万円をもって相当と認める。

(3) 弁済の抗弁（既払額等）について

ア 以上によれば、原告番号3らの損害額及び個別の損害項目ごとの一審被告東電による既払額は、次のとおりである。

(ア) 不動産（原告番号3ら）

損害額 各515万円 既払額 0円

(イ) 家財道具喪失分（原告番号3ら）

損害額 各307万5000円 既払額 0円

(ウ) 生活費増加分（原告番号3ら）

損害額 各4万6525円 既払額 0円

(エ) 重機・農業機械・機械工具（原告番号3-1）

損害額 400万円 既払額 0円

(オ) 慰謝料

① 原告番号3-1

損害額 1550万円 既払額 150万円

② 原告番号3-2

損害額 1550万円 既払額 10万円

(カ) 既払額を控除した損害額合計

① 原告番号3-1 2627万1525円

② 原告番号3-2 2367万1525円

イ 原告番号3らについて、一審被告東電が他の弁済の抗弁として明示的に主張している弁済はない。

(4) 弁護士費用（原告番号3ら）

本件事故と相当因果関係のある弁護士費用相当の損害は、次のとおり認める。なお、一審被告東電は、原告番号3らが、本件訴訟と並行して直接請求
5 手続において家財の賠償請求を行い、一審被告東電が平成25年7月24日
付けで公表賠償額（合計615万円）を賠償するのに必要な合意書を送付し
たのに、原告番号3らが当該合意書を返送せず、あえて賠償を受けないまま
とし、控訴審の口頭弁論終結直前になって直接請求手続を撤回する意思表示
をしているのであって、合意書を返送すれば上記賠償額を容易に受領できる
10 状況にあったにもかかわらず、あえてこれを自ら放棄したのであるから、こ
れに弁護士費用や遅延損害金を付加することはなおさら許されないと主張す
る。この主張に係る事情を勘案しても、弁護士費用相当額の損害を賠償すべ
きとすること自体は妨げられないものであるが、損害額の認定に当たっては、
そのような事情も一切の事情として考慮している。

① 原告番号3-1 242万円

② 原告番号3-2 216万円

(5) 認容額

以上によれば、原告番号3らの認容額は、次のとおりとなる。なお、当審
15 においては、一審被告国に対しては家財道具喪失分及び生活費増加分に係る
損害賠償が請求されておらず、また、一審被告国に対する請求額が一審被告
東電に対する請求に係る控訴の不服の範囲と同額とされているから、一審被
20 告国に対する認容額は、一審被告東電に対する認容額より少なくなっている。

ア 一審被告東電に対する認容額

① 原告番号3-1 2869万1525円

② 原告番号3-2 2583万1525円

イ 一審被告国に対する認容額

① 原告番号3-1 2302万円

② 原告番号3-2 2166万円

3 原告番号4ら

(1) 認定事実

証拠(甲ニ4の7, 4の25, 原審における原告番号4-1本人)のほか,
5 後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば, 次の事実が認められる。

ア 避難前の生活状況等

原告番号4-1(昭和48年[]生まれ)と原告番号4-2(昭和
45年[]生まれ)は夫婦であり, 原告番号4-3(平成11年[]
[]生まれ)及び原告番号4-4(平成13年[]生まれ)は,
10 原告番号4-1と4-2の子である。(甲ニ4の1)

原告番号4-1及び4-2は, 平成10年11月5日, 浪江町[]
[]所在の宅地及び家屋を購入し, 同年12月2日,
同所に転居した。(甲ニ4の1, 4の2の1, 4の2の2)

原告番号4-1は, 父が代表取締役を務める[]会社で取締役とし
15 て勤務していた。また, 原告番号4-2も, 同じ会社で事務員として勤務
していた。

本件事故時, 原告番号4-3は[]小学校の5年生, 原告番号4-4は
同小学校の4年生であった。原告番号4-3及び4-4は, 浪江の[]
[]である「[]」に所属しており, 原告番号
20 4-1は同チームの[]として活動していた。

イ 避難の状況

原告番号4らは, 本件地震の後, 平成23年3月11日は原告番号4-
1の両親の自宅に宿泊し, 同月12日, 避難指示により, 同人らと共に浪
江町所在の「[]」に避難した。原告番号4-1は, 同日夕方, 福
島第一原発1号機が爆発したとの報道を見て恐慌をきたし, 家族を連れて
25 自動車で北方に避難したが, 避難場所が見付からなかったことから, 原告

番号4らは、福島県内のジャスコの駐車場で車中泊をした。原告番号4らは、同月13日、福島県南相馬市の[]に避難し、同月17日頃まで同所に滞在した。同[]では、本件事故の影響で窓を開けることも外出もできず、暖房を利用することもできなかった。食事は、冷凍の弁当やおにぎり等が配給された。原告番号4らは、同月17日、埼玉県久喜市[]の親戚宅に避難し、6日ぶりに着替えと入浴をすることができ、その後は同親戚宅の6畳間の和室を使用して生活していた。原告番号4らは、同月26日、千葉県習志野市[]のマンションに転居し、同年6月12日まで滞在した後、同日、同市[]の借上住宅に転居した。

ウ 避難後の生活状況等

原告番号4らは、[]の借上住宅で避難生活を続けていたところ、平成25年9月頃、習志野市の担当者から、借上住宅の期間が終了すると伝えられた。そこで、原告番号4らは家族で話し合い、浪江町の除染がほとんど進んでいなかったことなどから、浪江町への帰還を断念し、千葉で生活することを決めた。そして、原告番号4-1は、平成25年6月20日、千葉県習志野市[]の中古マンションを購入し、必要な改修を行った上で、原告番号4らは、平成26年5月30日、同マンションに転居した。

原告番号4-1は、本件事故により[]を経営していくことができなくなり、千葉県への転居後、同じ業種の会社を探して就職活動を行い、10社近くにお問い合わせで、ようやく同種の仕事に就くことができたが、収入は、以前より手取りで月額10万円程度減少した。原告番号4-1は、父の死亡に伴い、平成28年2月に[]の代表取締役となっている(乙二4の2)が、経営状況は証拠上明らかでない。また、原告番号4-2は、新たな仕事に踏み出す勇気が持てず、原審口頭弁論終結時現在では就労していなかった。

原告番号4-3及び4-4は、千葉県内の学校への転校を余儀なくされ、

両名とも友達との突然の別れに困惑し、「福島に帰りたい。」と何度もこぼしていたが、その後、いずれも千葉県内の中学校及び高校に進学した。

また、 は、本件事故により浪江町での活動が続けることができなくなり、平成24年までは、福島と東京に分かれて練習をし、なんとか大会に出場するなどしていたが、その後活動休止となった。

エ 原告番号4らの住居付近の状況（甲ニ共11）

平成25年11月30日時点で、原告番号4らの住居の付近の 集会所の空間放射線量は、1.38 μ Sv毎時であり、浪江町立 小学校の校庭の空間放射線量は、2.822 μ Sv毎時であった。

原告番号4らの住居は、居住制限区域内にあったが、平成29年3月31日に避難指示が解除された。

オ 既払額

原告番号4らに対する既払額は、1億0502万8465円であり、本件で請求している損害に対応する金額は、別紙11損害等一覧表の「原告番号4ら」の各一番原告に対応する各損害項目の「既払額」欄記載のとおりである。

(2) 損害の検討

ア 家財道具喪失分（原告番号4-1）

一番被告東電の既払額は、525万円であるところ、一番被告東電は、これについて過払いであるなどの主張はしておらず、また、原告番号4-1は同額を超える主張はしないとしているから、家財道具喪失分の損害については、525万円をもって相当と認める。

イ 避難生活に伴う慰謝料（原告番号4ら）

(ア) 一番被告東電による慰謝料としての既払額は次のとおりである。

① 原告番号4-1, 4-2

各85.2万円（月額10万円の85か月分（平成23年3月11日

～平成30年3月31日)。請求対象として主張する期間の平成25年3月31日までの25か月分に対応する金額は252万円)

② 原告番号4-3, 4-4

各900万円

各852万円(月額10万円の85か月分(平成23年3月31日～平成30年3月31日)。請求対象として主張する期間の平成25年3月31日までの25か月分に対応する金額は252万円)+48万円(避難先に自主的避難等対象区域が含まれていたことを踏まえた追加賠償)=900万円

(イ) 原告番号4らは、浪江町で生活していたところ、浪江町に出された避難指示を受けて、突然に避難を余儀なくされた。原告番号4らは、本件事故から3か月の間に6度も避難場所を変えて転々としており、本件事故直後の避難に伴う精神的苦痛は相当大きかったといえる。また、浪江町の自宅は、平成29年3月31日までは居住制限区域内にあったため、その間、千葉県での避難生活を余儀なくされたものであり、長期間の避難生活や浪江町の自宅に帰れないことによる精神的苦痛も相当大きかったものといえる。

これらの事情を考慮すると、原告番号4らの避難生活に伴う慰謝料は、それぞれ月額10万円(当初3か月分は、避難の実情を考慮した月額12万円)とするのが相当であるところ、原告番号4らは、平成25年3月31日までの25か月間の避難生活により発生した避難慰謝料を請求しており、また、当審において、月額10万円(ただし、当初3か月分は月額12万円)を超える主張はしないとしている。

したがって、原告番号4らの避難生活に伴う慰謝料は、それぞれ256万円(月額10万円×25か月+2万円×3か月(避難所生活による増額分))をもって相当と認める。

なお、原告番号4らの避難の状況等に照らすと、請求期間を問わず認められる避難生活に伴う慰謝料の額は、856万円（10万円×85か月+2万円×3か月）となる。

ウ 避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する賠償（原告番号4ら）

浪江町は、その全域が帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域となり、原告番号4らの自宅がある地域は、居住制限区域に指定されていた。原告番号4らは、長年浪江町で生活し、仕事あるいは学校、
の活動等を通じて地域社会と密接なつながりを形成してきたところ、本件事故により浪江町の自宅での暮らしや近隣住民とのつながり等の生活環境が基盤から相当期間にわたって失われたことにより、精神的苦痛を被ったと認められる。確かに、避難指示は平成29年3月31日に解除されたが、避難指示解除後も、浪江町へ帰還する者は多くなく、復興が進みつつあるものの、以前のような生活環境とは大きく変容している
といえ、そのことにより精神的苦痛を被ったと認められる。このような状況の下、原告番号4らは、未成年の子がいることもあり、浪江町へ帰還することを断念することを決断せざるを得なくなったのであって、その無念さは察するに余りある。その他本件に現れた一切の事情を考慮して、原告番号4らの上記精神的苦痛に対する慰謝料の額を、それぞれ300万円と認める。

(3) 弁済の抗弁（既払額等）について

ア 以上によれば、原告番号4らの損害額及び一審被告東電による既払額は、次のとおりである。

(ア) 家財道具喪失分（原告番号4-1）

損害額 525万円 既払額 525万円

(イ) 慰謝料

① 原告番号4-1, 4-2

損害額 各556万円 既払額 各252万円

② 原告番号4-3, 4-4

損害額 各556万円 既払額 各300万円

5

(ウ) 既払額を控除した損害額合計

① 原告番号4-1, 4-2 各304万円

② 原告番号4-3, 4-4 各256万円

10

なお、前記のとおり、原告番号4らの避難慰謝料の請求は平成25年3月31日までに発生したものに限った一部請求となっているが、平成30年3月31日までに発生した全ての慰謝料額から一審被告東電による既払額を控除したのも、上記と同額となる。

イ その他の弁済の抗弁について

15

一審被告東電は、原告番号4-3及び4-4に対して、避難先に自主的避難等対象区域が含まれていることを踏まえて支払った賠償金（各48万円）については、世帯構成員との関係で弁済の抗弁を構成すると主張するが、上記賠償金については、まずは原告番号4-3及び4-4の損害賠償額から控除することとしても、その賠償の趣旨に沿わないとまではいえないというのが相当であるところ、上記アのとおり、それぞれの損害額から上記賠償金を控除すると、その残余はないから、上記主張についての判断を要しない。

20

25

また、一審被告東電は、原告番号4らに対し、自宅不動産や家財についての賠償に加え、千葉県習志野市の住居を取得するために自宅不動産の時価を超えて支出した費用について、住居確保損害として1916万2075円の賠償をしているとして、原告番号4らの全損害との関係で弁済の抗弁を主張するが、この点については、前記第4の2において原告番号2らについて判示したのと同様であり、一審被告東電の上記主張は採用できな

い。

(4) 弁護士費用（原告番号4ら）

本件事故と相当因果関係のある弁護士費用相当の損害は、次のとおり認める。

① 原告番号4-1, 4-2 各30万4000円

② 原告番号4-3, 4-4 各25万6000円

(5) 認容額

以上によれば、原告番号4らの一審被告東電に対する認容額は、次のとおりとなる。なお、原判決において原告番号4らの一審被告国に対する請求は全部棄却されたが、原告番号4らは控訴をしていない。

① 原告番号4-1, 4-2 各334万4000円

② 原告番号4-3, 4-4 各281万6000円

4 原告番号6ら

(1) 認定事実

証拠（甲ニ6の10, 原審及び当審における原告番号6-1本人）のほか、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 本件事故前の生活状況

原告番号6-1（昭和24年[]生まれ）と原告番号6-2（昭和28年[]生まれ）は夫婦である。

原告番号6らは、昭和59年頃、千葉県四街道市に自宅を購入し、同所で生活していたが、農業を職業としたいと考え、平成12年頃から、農作業を行うことができる移住先を探し始めた。そして、原告番号6らは、平成13年頃、浪江町に農作業に適した土地を見つけた。

そこで、原告番号6-2は、平成13年7月、浪江町[]所在の次の各土地を750万円で購入した（甲ニ6の2の各証, 5の各証）。

[] 山林 6683㎡

田 1524㎡
原野 1683㎡
田 1328㎡

これらの土地の平成22年度の固定資産税評価額は、順に、6万081
5円、6万7056円、6816円、5万8432円であった。

原告番号6らは、まず仮の家を建築することとし、平成13年12月頃、
宅地造成工事（費用90万円）をした上で、上記各土地にプレハブ小屋を
設置した（甲ニ6の2）。

次に、原告番号6らは、平成13年頃から平成15年頃まで、上記各土
地を農地として利用するために、近隣の農家に依頼して、トラクターで草
木を取り除き、客土を入れる等の作業をし（費用50万円）、農地として
の整備を行った。

そして、原告番号6らは、平成15年春頃から上記各土地で農作業を始
めた。原告番号6らは、浪江町に移住することなく、主に週末に千葉県の
自宅から浪江町に行き、上記各土地でジャガイモ、大根、にんじん等の野
菜を栽培していた。原告番号6らは、農作業を行うに当たり、平成13年
頃に耕運機（新品）を約25万円で、平成14年頃にトラクター（中古）
を約50万円で購入した。

原告番号6-1は、平成23年3月に勤務先を退職する見通しとなった
ことから、上記各土地に自宅建物を建築することとし、平成21年10月
24日に代金2000万円で請負契約を締結し、平成22年秋頃に地目山
林の土地に自宅建物を建てた。なお、自宅建物は未登記である。（甲ニ
6の4）

原告番号6-2は、平成22年4月15日、浪江町
を住所として転入の届出をしたが、これは、農地取得のためであっ
た（甲ニ6の1の1）。

イ 本件事故後の生活状況

原告番号6らは、本件事故当時、千葉県の実家で居住しており、平成23年4月に浪江町に移住する予定で、電化製品や家具を購入するなど準備をしていた。

5 本件事故により、上記各土地は帰還困難区域に含まれ、原告番号6らは、浪江町に移住することができなくなり、引き続き千葉県の自宅で生活し、いずれも従前と同じ勤務先で勤務していたが、平成26年3月頃には退職し、同年4月頃、福島県双葉郡■■■■■に農地付きの借上住宅を借りて移住し、そこで荒れた農地を整備して野菜の栽培などをしながら、浪江町のパ
10 トロール隊に参加したり、浪江町の自宅の手入れに行ったりしている（甲ニ6の12、当審における原告番号6-1）。

平成28年7月30日時点で、原告番号6ら所有の浪江町の畑は雑草が生い茂り、農道の入口も判然としないほど荒れ果てている。（甲ニ共10
1）

15 ウ 既払額

原告番号6らに対する既払額は、1273万4055円であり、本件で請求している損害に対応する金額は、別紙11損害等一覧表の「原告番号6ら」の各一番原告に対応する各損害項目の「既払額」欄記載のとおりである。

20 (2) 損害の検討

ア 不動産（建物敷地、農地、建物）

(ア) 建物敷地及び農地（原告番号6-2）

一番被告東電が損害として認める金額は、田について合計128万3400円（状況類似地区区分ごとの農地単価450円/m²×地積合計2
25 852m²）、山林及び原野について合計58万5620円（状況類似地区区分ごとの単価7.0円/m²×地積合計8366m²）である。

これらの金額の算出は、一審被告東電の賠償基準によるものであるところ、これらは、近隣の状況類似地区区分ごとに単価を算出してそれに地積を乗じるというもので、農地や山林・原野の時価の算出方法として一般的に合理的であると解される。

5 原告番号6-2は、建物敷地及び農地について一括して購入金額の750万円が損害となると主張するが、購入金額を客観的に認定することのできる証拠がない上、その算出根拠も明らかでないから、本件事発当時に於ける土地の価値が上記金額であったと認めることはできない。

10 なお、地目山林の土地には、原告番号6-1が所有する自宅建物が建築されていて、その部分は現況宅地となっている。しかし、証拠上、自宅建物の床面積は明らかではなく、現況宅地となっている地積は不明である上、地目変更がされていないから、当該土地の宅地としての固定資産税評価額も不明であって、自宅建物の敷地となっていることを前提とした本件事発当時の時価を算出することができない。そうすると、自宅建物の敷地となっている部分についても、上記のとおり地目どおりの時価を算出するほかない。

15 以上によれば、農地についての損害額は128万3400円、自宅敷地部分を含むその余の土地についての損害額は58万5620円、合計186万9020円をもって相当と認める。

20 (イ) 建物（原告番号6-1）

前記認定事実によれば、原告番号6-1が自宅建物の請負契約を締結し、平成22年秋頃同建物が完成したことが認められるから、原告番号6-1が同建物を所有していると認めるのが相当である。同建物は未登記であって、証拠上認められる建築費用2000万円から損害額を認定するほかない。

25 原告番号6-1は、自宅建物は本件事発直前に完成したからその建築

費用が損害額となると主張するが、完成から一定期間経過している以上は、建築費用が本件事故時の時価となるということとはできない。そこで、一審被告東電の個別評価の計算方法(乙ニ共11の各証)を参考として、1966万6000円(建築費用2000万円×建築物価調整係数1.000×経年による価値減少98.33%)を損害と認める。

イ 家財道具(原告番号6ら)

原告番号6らは、浪江町の建物内にあった家財道具の財物損害として、562万円の賠償を求める。そして、陳述書(甲ニ6の10)では、平成23年4月から浪江町に移転する予定で、冷蔵庫や電子レンジ等を買そろえていたと述べ、本件事故後に撮影されたという上記建物内の写真(甲ニ6の13)を提出するが、これらによってもその具体的な品目や購入時期、金額等を認めるに足りない。前記認定事実のとおり、本件事故の時点で、原告番号6らは、浪江町の自宅に居住しておらず、千葉県の自宅で生活していたことも考慮すると、原告番号6らが上記金額相当の価値のある家財道具を所有しており、本件事故によりそれらの価値が失われたと認めることはできない。

ウ 動産類(トラクター等)(原告番号6ら)

放射線測定器購入金額10万円が損害であることについては争いがない。また、トラクター及び耕運機の損害について一審被告東電が損害として認める額は合計60万円である。前記認定事実のとおり、原告番号6らは、平成13年頃に耕運機を、平成14年頃にトラクターを購入し、本件事故当時も所有していたところ、原告番号6らは、購入金額合計75万円が損害となると主張する。しかし、購入金額を認めるに足りる証拠はなく、いずれも購入から約1.0年が経過していること等の事情を考慮すると、これらの損害としては、上記一審被告東電が損害として認める金額と同額の合計60万円をもって相当と認める。

したがって、動産類の損害は、合計70万円と認める。

エ 逸失利益（農業によって得られたはずの利益）（原告番号6ら）

原告番号6らは、原審において逸失利益を損害として主張していたが、
原判決は既払金を超える逸失利益を認めなかったところ、原告番号6らは、
5 当審において既払金を超えて主張しないとしているから、この点について
の判断を要しない。

オ 避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する賠償（原告番号6
ら）

10 一審被告東電は、原告番号6-2に対し、慰謝料として750万円を支
払っている。

前記認定事実のとおり、原告番号6らは、平成13年7月に浪江町に土
地を購入し、以降同土地の一部を整備、造成し、農作業を行い、自宅建物
を建築して移住しようとしていたなど、同土地とこれを利用した生活に相
当強い思い入れを抱いていたと認められる。原告番号6らは、同土地が帰
15 還困難区域内となったことで、長期間にわたり浪江町に移住することがで
きなくなり、そこでの生活の断念を余儀なくされたことで精神的苦痛を被
ったといえる。

20 他方、原告番号6-2が農地取得のために浪江町に住民としての転入を
届け出たことから、避難費用や逸失利益等の実際には生じていない損害の
賠償に相当すると思われる賠償金も受領していることなど、本件に現れた
一切の事情を考慮し、原告番号6らの上記精神的苦痛に対する慰謝料は、
それぞれ100万円をもって相当と認める。

(3) 弁済の抗弁（既払額等）について

25 ア 以上によれば、原告番号6らの損害額及び一審被告東電による既払額は、
次のとおりである。

(ア) 建物敷地・土地（原告番号6-2）

損害額 186万9020円 既払額 0円

(イ) 建物（原告番号6-1）

損害額 1966万6000円 既払額 0円

(ウ) 動産類（原告番号6ら）

損害額 各35万円 既払額 0円

(エ) 慰謝料（原告番号6ら）

① 原告番号6-1 損害額 100万円 既払額 0円

② 原告番号6-2 損害額 100万円 既払額 750万円

(オ) 既払額（慰謝料を除く）を控除した損害額合計

① 原告番号6-1 2101万6000円

② 原告番号6-2 321万9020円

イ その他の弁済の抗弁について

(ア) 一審被告東電は、前記(2)ウの放射能測定器の購入費用合計10万円について、一審被告東電が平成24年5月30日及び同年7月20日に原告番号6-2に対して実費名目で合計22万円を支払ったが、これは、特定の具体的な支出を損害としてその賠償金を支払ったものではなく、本件事故に起因して支出することのある実費に充てるべきものとして、抽象的な損害の賠償として支払ったものであるから、放射能測定器の購入にも充てられるべきものであるとして、予備的に弁済の抗弁を主張する。

放射能測定器の購入は、本件事故に起因する支出に該当し、損害であると認められるが、その金額等に照らすと、これは実費に相当する損害であると認められるところであって、上記の一審被告東電の主張は理由がある。

なお、上記実費の賠償金は原告番号6-2に対して支払われたものであるが、これは、原告番号6-2のみ住民票上の住所が浪江町にあった

ためであり、その支払の趣旨に照らせば、世帯に対して支払われたものとみるのが相当であるから、上記弁済の抗弁は、原告番号6-1及び同6-2双方の放射能測定器の購入費用相当の損害の賠償として認めるのが相当である。

5 (イ) 一審被告東電は、原告番号6-2は、本件事故時点において、住民票上の住所は浪江町にあったが、実際には居住していなかったのであるから、原告番号6-2に対して支払った慰謝料750万円は、不適正なものであり、過払いとなっているとして、原告番号6-2のみならず、原告番号6-1との関係でも弁済の抗弁を主張するところ、前記認定事実
10 のとおり、原告番号6-2は、本件事故当時、千葉県内に居住しており、浪江町には移住していなかったのであるから、帰還困難区域から避難した者を対象に一律に賠償金として支払われた750万円の慰謝料については、受領することができないものであったというべきであり、これは過払いとなっていると認められる。

15 このうち、100万円については、本件において認められる慰謝料100万円の既払分とすることが相当であるが、残余については、弁済についての基本的な考え方に則り、他の損害項目で認められる損害額から控除すべきである。また、原告番号6-2には避難の実態はなく、避難慰謝料名目で支払われた750万円は、原告番号6らの世帯に対して支払われたものとみるべきであるところ、まずは、支払の名宛人である原告番号6-2の損害額から控除し、更に残余がある場合は、原告番号6-1の損害賠償の弁済に充てられるべきものとしてその損害から控除するのが相当である。

20 (ウ) 弁済充当後の損害残額

25 以上によれば、弁済充当後の原告番号6らの損害残額は次のとおりとなる。

① 原告番号6-1 1663万5020円

② 原告番号6-2 0円

(4) 弁護士費用（原告番号6ら）

本件事故と相当因果関係のある弁護士費用相当の損害は、次のとおり認める。

① 原告番号6-1 166万3502円

② 原告番号6-2 0円

(5) 認容額

以上によれば、原告番号6らの一審被告東電に対する認容額は次のとおりとなる。なお、原判決において原告番号6らの一審被告国に対する請求は全部棄却されたが、原告番号6らは控訴をしていない。

① 原告番号6-1 1829万8522円

② 原告番号6-2 0円

5 原告番号16

(1) 認定事実

証拠（甲ニ16の4、16の9、原審及び当審における原告番号16本人）のほか、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 避難前の生活状況等

原告番号16（昭和27年[]生まれ）は、妻と共に約20年間千葉県鎌ケ谷市所在の自宅で暮らし、[]で勤務していたが、「農のある暮らし」をするため、妻の実家のある浪江町に移住することを決めた。そこで、原告番号16は、58歳で早期退職し、平成22年4月頃、同市から浪江町に単身で転居した。原告番号16は、妻の父である原告番号17が所有する浪江町の居宅を借りてそこに居住し、浪江町所在の[]でアルバイトをするほか、原告番号17と共に農作業に従事していた。[]でのアルバイトの収入は、平成23年1月分が2万3800円、

同年2月分が3万9800円であった(甲ニ16の3の各証)。

また、原告番号16は、浪江町へ転居後、田舎暮らしをする自分の生活を記した「 」と題する文書を作成し、友人等へ配布していた。

原告番号16の妻は、千葉県鎌ケ谷市所在の自宅に居住しており、退職後に浪江町に転居する予定だった。また、本件事故当時、原告番号16の住民票上の住所は同市の住所であった。

イ 避難の状況

原告番号16は、本件地震発生後、着の身着のままで浪江町立 小学校に避難し、平成23年3月12日、浪江町役場の 支所に避難した。原告番号16は、同月15日、避難指示の拡大を受け、千葉県鎌ケ谷市の自宅に自動車です避難した。その後、同月20日には、浪江町に原告番号17を迎えに行き、鎌ケ谷市の自宅まで共に避難した。また、同年4月6日、飼い犬を迎えに同市と浪江町を行き来し、同月10日から23日まで、広島県所在の母親宅を訪れた。さらに、同月25日、福島県の ホテルへと移動し、同日から同年5月3日まで福島県内の被災者支援の情報を入手しつつ、浪江町の臨時職員の採用面接に出向くなどしていた。

他方、原告番号16は、本件事故前と同様に農業をすることができる場所を探して、福島県のほか、福井県、栃木県及び長野県を訪れた。

原告番号16は、長野県の紹介で仕事と住まいを決め、同年6月28日、長野県 の避難者向け借上住宅であるマンションに転居し、住居の賃借の初期費用として8万3999円(敷金4万円、同年6月分の家賃3999円及び同年7月分の家賃4万円の合計)を支払った(甲ニ16の1)。

原告番号16は、同年6月21日から平成25年4月27日までの間、合計8回、一時立入りのため福島県を訪れた。なお、原告番号16は、長野県内に転居した後は、一時立入りには同行者が必要なため、妻が居住し

ている千葉県を經由して妻を同行し、福島県へ向かっていた。

ウ 避難後の生活状況

原告番号16は、長野県内に転居した後、1年目はトマトの水耕栽培をし、2年目は農家の手伝いをして米やりんごを栽培し、3年目はりんご園でりんご作りをするなどの農作業をしていた。平成23年8月からは、
5
での勤務で毎月収入があり（8月：17万0675円、
9月：16万3600円、10月：17万4450円、11月：16万8
825円、12月：12万7175円、平成24年1月：10万3375
円、2月：14万7350円）、りんご園でのりんごの売上げは年間10
10
0万円程度であった。また、浪江町から転居する前と同様に「
を作成している。

原告番号16は、妻や千葉県鎌ヶ谷市に避難していた原告番号17の様子を見に行くなどするため、長野県と千葉県、福井県等を往復していた。

原告番号16は、平成24年5月には、長野県の中古住宅を購入して、長野県のマンションと行き来しながら、
15
で農業を手伝うなどして生活をし、平成29年3月には、完全にに移住した。その後、原告番号16は、同年4月、福島県南相馬市の復興公営住宅も賃借しているが、生活の本拠とはしていない。（以上につき、乙ニ16の1、
当審における原告番号16）

20
なお、浪江町の原告番号16が居住していた地域は、同年3月31に避難指示が解除された。

エ 既払額

原告番号16に対する既払額は、1561万9673円であり、本件で請求している損害に対応する金額は、別紙11損害等一覧表の「原告番号
25
16」の各損害項目の「既払額」欄記載のとおりである。

(2) 損害の検討

ア 避難実費

(ア) 避難移動費

5 一審被告東電の既払額は、合計23万3000円（避難交通費6万9000円+5万4000円、家財道具移動費1.1万円）であり、そのうち21万5000円について弁済の抗弁を主張している。

10 避難者が、避難等対象区域から避難するために支出した交通費、家財道具の移動費用は、必要かつ合理的な範囲で、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。これらの費用については、現実に負担した費用（実費）が損害となるのが原則であるが、本件事故直後の避難又は家財道具の移動費用等については、領収証等による実費の立証は困難な側面があると考えられ、一審被告東電が「避難帰宅費用」として21万5000円の賠償に応じたのもそのような趣旨と解される。したがって、この賠償額を超える出捐があり、それが必要かつ合理的であると認められる場合には、これをもって相当因果関係のある損害と認めるべきである。

15 20 これを原告番号16についてみると、確かに、平成23年3月20日に原告番号17を迎えに行った際の交通費3万6000円については本件事故と相当因果関係を認めることができるものの、その時期等に照らすと、それは上記賠償によって賄われているというべきであって、これを覆すに足りる証拠はなく、他に上記賠償を超える出捐があり、それが必要かつ合理的であると認められるものはない。したがって、避難移動費用として相当な損害額は21万5000円と認める。

(イ) 家賃

25 長野県■■■■のマンションへの居住のための初期費用のうち、一審被告東電の既払額は4万3999円である。

原判決が認定した損害額はこれと同額であるところ、原告番号16は、

当審において同額を超える主張はしないとしている。

したがって、上記初期費用に係る損害としては、4万3999円をもって相当と認める。

イ 住居確保損害

原告番号16は、「農のできる生活」を再建するために必要なことから、不動産購入費として3174万円の損害が生じたと主張するようであるが、その請求根拠は明らかにされておらず、上記損害が生じたと認めるに足りる証拠はない。

この点につき、原告番号16は、本件事故当時居住していた原告番号17所有の建物の価格と、長野県■■■■の中古住宅の取得費用との差額である1109万2444円を住居確保損害と評価すべきであるとか、上記中古住宅の購入費用1376万8484円が損害と認められるべきなどと主張する（当審における請求額は1109万2444円である。）。しかしながら、賃貸住宅に居住していた避難者である原告番号16にも住居確保損害の賠償と同様の賠償の余地があるとしても、原告番号16が当審において請求するのは長野県■■■■の中古住宅の購入費用に関連する費用であるところ、前記認定事実によれば、当該中古住宅の購入は、農業のためであって、もはや避難のためとみることはできないから、これに関連する費用を本件事故と相当因果関係のある損害とみることはできず、他に原告番号16にその主張するような損害が生じたと認めるに足りる証拠はない。

ウ 家財道具

一番被告東電の既払額は、265万円である。

原判決が認定した損害額はこれと同額であるところ、原告番号16は、これを超える主張はしないとしている。

したがって、家財道具の損害額としては、265万円をもって相当と認

める。

エ 生活費増加分

(ア) 食費

5 避難者は、避難指示等に伴う避難とは関係なく、食費を負担せざるを得ないから、基本的には食費は生活費の増加費用には当たらないと考えられる。しかし、本件事故前において、自家用の農作物を消費していた場合などには、避難生活において支出した食費の支出のうち一定部分が増加費用に当たり、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ得る。

10 証拠(甲ニ16の各証)によれば、原告番号16の本件事故前後の月々の食費について、少なくとも次のとおりであることが認められる。

平成22年7月 2万8904円

8月 6万4639円

9月 5687円

10月 1万7714円

15 11月 9702円

12月 1万0010円

平成23年1月 3万2313円

2月 5万1583円

7月 4万9950円

20 8月 2万8240円

9月 2万0023円

10月 1万5612円

11月 3万8253円

12月 4万0600円

25 平成24年1月 6万4621円

2月 4万9169円

上記支出額をみると、本件事故前後ともに、月々の食費には大きな変動があり、本件事故による食費の増加分を具体的に認めることは困難であるといわざるを得ない。したがって、食費の増加分を本件事故と相当因果関係のある損害と認めることはできない。

5 (イ) 連絡費用

a 携帯電話料金

証拠（甲ニ16の6の各証，16の7の各証）によれば，原告番号16の本件事故前後の月々の携帯電話料金等について，次のとおり認められる。

10	平成22年4月	2万8215円
	5月	3万5710円
	6月	2万7052円
	7月	2万8434円
	8月	3万0240円
15	9月	3万1382円
	10月	3万7600円
	11月	3万7249円
	12月	2万9796円
	平成23年1月	3万3091円
20	3月	5万5260円
	4月	4万4353円
	5月	3万4560円
	6月	5万2746円
	7月	3万7706円
25	8月	3万5126円
	9月	3万3766円

10月 3万7293円
11月 2万7084円
12月 4万1824円
平成24年1月 3万3496円
2月 3万2744円
3月 4万1780円

上記のとおり、平成23年3月から同年6月までは、それ以前の月と比べて増加していることがうかがえるところ、本件事故直後は、家族や友人との連絡等で携帯電話を使用する頻度が多くなり、それに伴い携帯電話料金が増加することはあり得ると考えられる。もっとも、原告番号16が契約していた携帯電話は6回線分あるところ、そのいずれが原告番号16が使用していたものであるか、仮に家族が使用していたものがあるとして、その増額分が本件事故と因果関係のあるものであるかは判然としない。したがって、携帯電話料金の増加分については、原判決とは異なり、本件事故と相当因果関係のある損害であるとは認められないものとするのが相当である。

b 文書作成費用

原告番号16は、本件事故後、「XXXXXXXXXX」と題する文書の作成費用が月々1万円増加するようになったと主張するが、これを客観的に裏付ける証拠はなく、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。

(ウ) 避難先からの交通費

原告番号16は、長野県の避難先からの移動に伴う交通費を損害と主張するところ、移動の経緯について、陳述書(甲ニ16の9)のほかは、一部は家計簿(甲ニ16の6の9～6の16)により裏付けられているものもあるが、家計簿に記載されている金額(平成23年7月16日は

2万3189円、同年8月28日は1万2460円、同年9月29日は9318円、同年10月9日は4万1801円、同年11月5日は1万3747円、同年12月2日は2万2637円。甲ニ16の6の各証)は、ほとんど請求額を下回っている。実際に要した費用を認めるに足りる証拠はなく、避難前も家族間の行き来があったとうかがわれることなどからすると、原告番号16が支出した交通費が93万円であり、それらが本件事故と相当因果関係のある損害であるとは認められない。

(エ) 一時立入費用

一審被告東電による既払額は、20万3200円である。

一時立入りに要する費用は、本件事故により住民の安全確保の観点から住居を含む警戒区域（帰還困難区域）への立入りが原則として禁止されたことに伴い、一時立入りをを行う者が当面の生活に必要な物品の持ち出し等を行うために必要な経費であるから、一時立入りが上記の目的のために行われたものであると認められる限り、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。

前記認定事実のとおり、原告番号16は、本件事故後、浪江町に8回一時立入りをしているところ、原告番号16は、一審被告東電の標準交通費により計算した金額をもって、本件事故と相当因果関係のある一時立入費用と主張している。一審被告東電が標準交通費により算定した費用を損害と認めているのは、その期間内の一時立入りが、通常であれば、上記の目的のためのものであり、そのために通常要すると考えられる交通費については、本件事故と相当因果関係のある損害といえると考えたためと推察されるところ、訴訟上の請求においても、そのような認定は相当であると考えられる。そうすると、一審被告東電が標準交通費による一時立入費用を損害として認める期間中の標準交通費による費用については、相当因果関係のある損害としてそのとおり損害を認めるのが相

当であるが、それ以降の本件事故から一定期間経過後の費用及び標準交通費を超える費用については、立入目的及び立入費用の実費額の立証がなければ、本件事故と相当因果関係のある損害として認めることは困難である。したがって、原告番号16については、一審被告東電の既払額
5 20万3200円は相当因果関係のある損害と認めるが、具体的な立入目的及び実費額の立証がない以上、それをを超える損害が生じたとは認められない。

(オ) 放射線検査費用

5000円の損害が認められることについて争いが無い。一審被告東電は、遅延損害金や弁護士費用を求めるということであれば、損害額や
10 相当因果関係の立証を求めるとも主張するが、その金額等に照らし、これを損害と認めるのが相当である。

(カ) 小括

よって、生活費増加分の損害として、20万8200円を認める。

オ その他（休業損害）
15

避難指示を受けて避難を余儀なくされた者が、そのために就労できなくなったことにより減収が生じた場合には、当該減収分が本件事故と相当因果関係のある損害となると解される。そして、この場合、本件事故前と同一又は同等の就労活動を営むことが可能となった時までを賠償期間とするのが相当と考えられる。
20

一審被告東電による既払額は、173万5766円（平成23年3月～平成28年12月末）と28万3551円（平成29年以降の将来分）の合計201万9317円である。

前記認定事実のとおり、原告番号16の[REDACTED]でのアルバイトの収入は、平成23年1月分が2万3800円、同年2月分が3万9800円であったから、その平均月額は3万1800円である。
25

そして、前記認定事実のとおり、原告番号16は、平成23年3月11日以降、浪江町での就労が不可能となったが、同年8月頃には長野県内で同等の農作業に従事できていること、その後1年ごとに就業先が変わっているものの、継続的に農作業に従事しており、本件事故前のアルバイト収入を超える収入を得られていることからすれば、遅くとも、同月頃には、
5 本件事故前と同等の就労活動を営むことが可能となったといえることができるから、同月までを賠償期間とするのが合理的であるといえる。

したがって、原告番号16の休業損害は、19万0800円（月額3万1800円×6か月）と認める。なお、これは、一審被告東電の既払額を下回るが、一審被告東電は、他の損害項目による損害に対する弁済の抗弁を明示的に主張していない。

カ 避難生活に伴う慰謝料

一審被告東電による慰謝料としての既払額は、852万円（平成30年3月末までの85か月分）である。

前記認定事実のとおり、原告番号16は、平成22年4月から浪江町に
15 居住していたところ、本件事故により浪江町が避難指示解除準備区域に設定されたことにより、浪江町からの避難を余儀なくされ、当初は避難所で不便な生活を強いられ、その後6年近くにわたって浪江町の外で生活している。そうすると、浪江町での生活を阻害され、避難生活を余儀なくされること
20 によって精神的苦痛を被ったといえる。他方で、原告番号16は、千葉県鎌ヶ谷市に自宅を有しており、本件事故後は比較的早期に自宅に避難することができたことからすると、突然に見知らぬ土地での生活を余儀なくされたという要素は小さく、生活上の不便さも小さいといえる。また、平成23年8月には、長野県に転居し、落ち着いた生活を取り戻したとい
25 える。したがって、原告番号16の避難生活に伴う慰謝料は、平成30年3月までの月額10万円に相当する金額に当初避難所に避難したことを

考慮した852万円(10万円×85か月+2万円)を相当と認める。

キ 避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する賠償

原告番号16は、「農のある暮らし」を求めて浪江町に転居し、農作業を行うなどして所期の生活を構築しつつあったところ、本件事故により浪江町が避難指示解除準備区域に設定されたことにより、その生活環境が基盤から相当長期間にわたって失われたということができ、それにより精神的苦痛を被ったといえる。避難指示は平成29年3月31日に解除されたが、そもそも農作業をするために浪江町に移住した原告番号16にとっては、所期の生活を再び構築することができる状態には到底至っていないと考えられる。他方、原告番号16の浪江町での生活は1年に満たないことなど、本件に現れた一切の事情を考慮すると、上記精神的苦痛に対する慰謝料は、50万円を相当と認める。

(3) 弁済の抗弁(既払額等)について

ア 以上によれば、原告番号16の損害額及び一審被告東電による既払額は、次のとおりである。

(ア) 避難実費

損害額 21万5000円 既払額 21万5000円

(イ) 家賃

損害額 4万3999円 既払額 4万3999円

(ウ) 家財道具

損害額 265万円 既払額 265万円

(エ) 生活費増加分

損害額 20万8200円 既払額 20万3200円

(オ) 休業損害

損害額 19万0800円 既払額 201万9317円

(なお、一審被告東電は、休業損害の項目内での弁済の抗弁のみを

主張している。)

(カ) 慰謝料

損害額 902万円 既払額 852万円

(キ) 既払額を控除した損害額合計

50万5000円

イ その他の弁済の抗弁について

一審被告東電は、原告番号16からの請求に基づき、本件事故時点で借家に居住していた者の住居確保損害の定型賠償（乙ニ共354）として、新たな借家と従前の借家との家賃差額相当額8年分の合計162万円を賠償しているところ、原告番号16が長野県■■■■のマンションに移住したのはもはや避難行動とはいえず、さらに当該マンションは避難者向けの借上住宅であるため、初期費用を要した以外には家賃の支払は不要というのであるから、上記の賠償請求及び受領は不適正なものであったとして、弁済の抗弁を主張する。

前記認定のとおり、原告番号16については、長野県■■■■のマンションへの居住のための初期費用は損害として認められるが、他に当該マンションに居住することに伴う負担が生じたと認めるに足りる証拠はない。また、上記の住居確保損害の定型賠償の要件を満たすとは認められないところ、一審被告東電としては、このような場合には上記支払に係る162万円については、他の本来の損害の賠償に充てる意思で支払ったものであり、支払を受けた原告番号16としても同様の意思で支払を受けたものと解するのが合理的である。したがって、上記162万円の支払は、賠償の対象として認定することのできる損害の賠償に充てられるべきものであって、原告番号16について生じた損害の賠償全体との関係でこれを弁済したものと認めるのが相当である。

ウ 弁済充当後の損害残額

以上によれば、原告番号16について、賠償すべき損害の残額はないことになる。

(4) 認容額

以上によれば、原告番号16について賠償すべき損害はなく、認容額は、
5 一番被告東電に対する関係でも、一番被告国に対する関係でも0円となる。

6 原告番号17

(1) 認定事実

証拠（甲ニ17の64、17の65、17の74、17の76、原審及び
当審における原告番号17本人）のほか、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、
10 次の事実が認められる。

ア 避難前の生活状況等

原告番号17（昭和5年 [] 生まれ）は、浪江町 []
で生まれ育ち、2万平方メートルを超える田畑を所有して米作を中心に農
業を営む傍ら、 []、 [] の会長等を歴任した。
15 その家系は、 [] から続くものとされている。（甲ニ17の1～
5）

原審における原告番号18-2（昭和31年 [] 生まれ。ただし、
控訴提起はしていない。以下「原告番号18-2」という。）は、原告番
号17の子である。原告番号18-2の夫（以下「18番の夫」という。）
20 は、原告番号17の養子である。

原告番号17は、浪江町 [] の土地と建物を相続し
て一家で暮らしていたが、昭和51年10月20日、同土地に自宅を新
築し、昭和60年頃からは、原告番号17の母及び妻、原告番号18-2、
18番の夫及び孫と居住していた。原告番号18-2及び18番の夫は、
25 平成15年頃、1386万円をかけて自宅をリフォーム・増築し、その頃、
原告番号17は、建物の持分を原告番号18-2及び18番の夫に贈与し

た。(甲ニ17の14, 25の各証)

イ 避難の状況

原告番号17は、本件地震発生時、自宅におり被災した。原告番号18
-2は、勤務していた会社におり、帰宅して原告番号17及び18番の夫
5 の無事を確認した。

原告番号17らは、平成23年3月12日から同月14日にかけて、福
島第一原発1号機が水素ガスにより爆発したとの報道や避難指示がされ
たことを知ったが、避難することなく自宅において生活していたところ、
同日夜、自宅を訪れた警察官からなぜ避難しないのかと詰問され、同月1
10 5日、浪江町[]に避難した。

原告番号17らは、浪江町[]に到着したが、役場の職員から[]は放
射線量が高く二本松に避難しなければならないと言われ、直ちに二本松市
[]に避難し、スクリーニング検査を受けた上で避難所と
なっていた[]に移動した。原告番号17は、段ボールを敷いた
15 床で、原告番号18-2及び18番の夫は、車中で一夜を明かした。原告
番号17は、同月16日、高齢のため[]の旅館に宿泊することが
できたが、原告番号18-2及び18番の夫は、上記[]に留まること
になった。

原告番号17と原告番号18-2は、同月19日、一旦自宅に帰り、飼
20 い犬に餌をやるなどし、原告番号17の持病である高血圧の薬等を持ち出
した。

同月20日には、避難が長期間になるとの報道がされたこともあり、千
葉県鎌ケ谷市に居住していた原告番号17の長女とその夫である原告番
号16が、二本松市まで原告番号17らを自動車を迎えに来た。原告番号
25 17及び原告番号18-2は、同日、原告番号16らと共に、飼い犬も連
れて自動車で千葉県鎌ケ谷市の長女の居宅に避難したが、18番の夫は、

仕事の都合で二本松市に滞在することになった。

ウ 避難後の生活状況等

原告番号18-2は、平成23年3月21日、その娘が住んでいた横浜市のアパートに移り、同年8月頃には、18番の夫と共に横浜市の借上マンションに転居し、同市内で勤務をするようになった。

原告番号17は、平成24年5月頃、脳梗塞を発症し約10日間入院した。

原告番号18-2及び18番の夫は、平成25年4月1日に浪江町が帰還困難区域に設定されたことを受け、一戸建ての新居を購入することを検討し始め、原告番号17とも話し合い、原告番号18-2の勤務先の通勤圏内である横浜市内に居住することを決めた。そこで、原告番号18-2及び18番の夫は、平成26年1月13日、横浜市内に居住用の土地建物を購入し、同年5月頃、同所に転居した。次いで、原告番号17も、同年10月25日、飼い犬と共に同所に転居した。

エ 避難前の自宅の状況

平成28年8月12日時点で、原告番号17らの自宅は、家財道具等が散乱し、室内をハクビシンと思われる動物に荒らされており、自宅内でも放射線測定器が鳴り続くような放射線量であった。また、自宅付近のの軒下の放射線量は、 $20.5 \mu\text{Sv}$ 毎時であり、自宅庭の放射線量は $16.2 \mu\text{Sv}$ 毎時であった。(甲ニ共101)

令和元年6月24日時点では、原告番号17らの自宅は、床や畳が腐食したり、天井が破れ落ちたり、イノシシと思われる動物が玄関から入り込んで室内を荒らしていたりしており、のモニタリングポストの放射線量は、 $7.607 \mu\text{Sv}$ 毎時であった。(当審における原告番号17本人)

オ 既払額

原告番号17に対する既払額は、3417万6620円であり、本件で請求している損害に対応する金額は、別紙11損害額等一覧表の「原告番号17」の各損害項目の「既払額」欄記載のとおりである。

(2) 損害の検討

5 ア 居住用不動産（土地）

証拠（甲ニ17の23，17の24）及び弁論の全趣旨によれば，原告番号17は，本件事故当時，別紙15「原告番号17の不動産一覧表」1の「(1) 宅地（自宅）」欄記載の各宅地を所有していたこと，それらの平成22年度の固定資産税評価額は，同表記載のとおりであったことが認められる。

これに対し一審被告東電が損害として認める金額は，合計1135万8934円（571万9185円×1.43×72/72+222万4125円×1.43×72/72）であり，原判決の認定額も同額である。この点について，原告番号17は，当審において同額を超える主張をしないとしており，原判決認定の1135万8934円をもって相当と認める。

15 イ 居住用不動産（建物，太陽光発電設備を含む）

証拠（甲ニ17の15，17の25の各証）によれば，原告番号17は，本件事故当時，別紙15「原告番号17の不動産一覧表」記載2の「(1) 自宅（増築前・増築後）」欄記載の建物の共有持分8分の1を有していたこと，同建物については，原告番号18-2及び18番の夫が合計して共有持分8分の7を有していたこと，同建物の平成22年度の固定資産税評価額は同表記載のとおりであったこと，18番の夫は，平成22年11月頃，130万円の費用をかけて太陽光発電設備を設置したことが認められる。

一審被告東電が損害として認める金額は，建物の損害として合計3859万8638円（2761万2215円（412万1226円×建物係数6.7×72/72。1円未満切上げ）+1098万6423円（301

万8248円×建物係数3.64×72/72))に、太陽光発電設備の損害として124万8000円(130万円×建築物調整係数1.000×経年による価値の減少0.96)を加算した合計3984万6638円である。そして、一審被告東電の既払額は、原告番号17に対するものが53万5693円、原告番号18-2及び18番の夫に対するものが合計3560万1825円である。原判決の認定額は、上記一審被告東電が損害として認める金額と同額であり、原告番号17も、同額を超える主張はしないとしているから、原告番号17の持分(8分の1)に相応する損害としては、498万0830円をもって相当と認める。

ウ 農家住宅等

証拠(甲ニ17の20)及び弁論の全趣旨によれば、原告番号17は、本件事務当時、別紙15「原告番号17の不動産一覧表」記載2の「(2) 農家住宅等」欄記載の建物を所有しており、同建物の平成22年度の固定資産税評価額は同表記載のとおりであったことが認められる。

これについて、原判決は、合計354万3123円を損害と認定したところ、原告番号17は、当審において同額を超える主張はしないとしており、一審被告東電も、原判決の認定について実質的な反証をしていない。原判決は、一審被告東電の賠償基準に従い、平成22年度の固定資産税評価額に建築年に応じた建築物係数を乗じて算定した評価額が上記建物の価値が全て失われたとして損害額を認定しているところ、その認定は相当である。

したがって、建物(農家住宅等)の損害は、合計354万3123円をもって相当と認める。

エ ■■■ (土地建物)

証拠(甲ニ17の20, 17の26~28, 17の50)及び弁論の全趣旨によれば、原告番号17は、本件事務当時、別紙15「原告番号17

の不動産一覧表」記載1の「(2) ■■■■■」欄記載の土地及び同記載2の「(3) ■■■■■」欄記載の建物をそれぞれ所有していたこと、■■■■■の建物は昭和26年7月11日に保存登記がされていること、■■■■■の土地の平成22年度の固定資産税評価額は同表記載のとおりであったこと、■■■■■の建物には、本件事故当時原告番号16（原告番号17の長女の夫）が居住していたことが認められる。

一審被告東電が損害として認める金額は、■■■■■の土地について合計1035万5130円（186万5647円（130万4648円×1.43×72/72）+848万9483円（593万6701円×1.43×72/72。1円未満切上げ））であり、■■■■■の建物についての既払額は、118万4680円（財物の先行払）である。

このうち、■■■■■の土地については、原判決の認定額は、一審被告東電が認める金額と同額である。この点について、原告番号17は、当審において同額を超える主張はしないとしており、原判決における認定額1035万5130円をもって相当と認める。

また、■■■■■の建物については、その床面積や築年数に加え、登記記録上の種類が店舗とされていること、固定資産課税台帳への登録が見当たらないことなどを考慮し、その損害額は、一審被告東電が既に支払った金額と同額の118万4680円をもって相当と認める。原告番号17は、■■■■■の建物は、利便性及び建坪数を考慮すると400万円を下回らないと主張するが、そのような評価の合理性を基礎付ける立証はされていないといわざるを得ない（甲ニ17の43及び82の写真からしても、本件事故当時400万円の価値があったとはうかがわれない）。また、原告番号17は、一審被告東電が平成24年7月24日に公表した賠償の考え方（甲ニ17の49）に従えば、■■■■■の建物の床面積（84.62㎡）に木造建物の平均新築単価を基礎とした単価（4万1200円）を乗じた額（3

48万6344円)に本件事故当時には原告番号16が居住していたこと等を考慮すると400万円の価値は十分にあったと主張するが、 の建物の登記簿上の種類は店舗であり(甲ニ17の28),居宅として利用されていたことをもって直ちに上記主張のとおり賠償基準が適用されるものとも言い難い。

よって、 の土地建物の損害額は、合計1153万9810円となる。

なお、一審被告東電は、福島県の土地収用手続きにより、 の建物及びその敷地の一部について、それらの不動産が有償であること(本件事故の影響がないこと)を前提に、建物移転料等の補償金を受け取っていることから、 の建物についての原告番号17の損害は認められないと主張するが、本件事故後に土地収用がされ、それに伴い建物移転料が支払われたことは、当該建物の損害をなかったものにするものでも、損害を填補するものでもないことは明らかであって、上記主張は採用できない。

オ 居住用建物所有目的貸宅地

証拠(甲ニ20,29)によれば、原告番号17は、本件事故当時、別紙15「原告番号17の不動産一覧表」記載1の「(3)居住用建物所有目的貸付宅地」欄記載の土地を所有しており、同土地を第三者に貸し付けていたこと、同土地の平成22年度の固定資産税評価額は同表記載のとおりであったことが認められる。

一審被告東電が損害として認める金額は、329万0345円(287万6175円×1.43×72/72×底地権80%。1円未満切上げ)である。原判決の認定額も同額であるところ、この点について、原告番号17は、当審において同額を超える主張はしないとしており、原判決認定の329万0345円をもって相当と認める。

カ 宅地(として貸付)

証拠（甲ニ17の20）によれば、原告番号17は、本件事故当時、別紙15「原告番号17の不動産一覧表」記載1の「(4) ■■■■■」欄記載の土地を所有していたこと、平成22年度の固定資産税評価額は同表記載のとおりであったことが認められる。

5 一審被告東電が損害として認める金額は、131万4349円（91万9125円×1.43×72/72）であるところ、原判決の認定額も同額である。この点について、原告番号17は、当審において同額を超える主張はしないとしており、原判決認定の131万4349円をもって相当と認める。

10 キ 雑種地

雑種地の損害が23万6487円であることについては原告番号17及び一審被告東電間に争いがなく、同金額を損害として認める。

ク 田及び畑

15 証拠（甲ニ17の20）によれば、原告番号17は、本件事故当時、別紙15「原告番号17の不動産一覧表」記載1の「(6) 田」及び「(7) 畑」欄記載のとおり田及び畑を所有していたことが認められる。

一審被告東電が損害として認める金額は、田について合計1226万6800円（状況類似地区ごとの評価額単価520円/㎡×地積合計2万3590㎡）、畑について合計94万6440円（状況類似地区ごとの評価額単価330円/㎡×地積合計2868㎡）である。

20 原判決は、一審被告東電が認める金額は、社団法人福島県不動産鑑定士協会が状況類似地区ごとに調査した結果に基づく評価額単価を基礎として計算されたものであって、一応合理的な評価額ということができるとして、同額を認定したところ、この点について、原告番号17は、当審において同額を超える主張はしないとしており、原判決認定の田の損害合計1226万6800円、畑の損害合計94万6440円、合計1321万3

240円を相当と認める。

ケ 山林、原野、保安林

証拠（甲ニ17の20）によれば、原告番号17は、本件事故当時、別紙15「原告番号17の不動産一覧表」記載1の「(8) 山林」、「(9) 原野」及び「(10) 保安林」欄記載のとおり山林、原野及び保安林を所有していたことが認められる。

また、平成23年分の評価倍率表によれば、 全域の山林原野については固定資産税評価額に4.5を乗ずることとされている（甲ニ17の19の1）。

一審被告東電が損害として認める金額は、山林について合計97万6470円（状況類似地区ごとの単価110円/㎡×地積合計8877㎡）に山林上の立木の価値84万1921円を加算した合計181万8391円、原野について合計207万6637円（状況類似地区ごとの単価110円/㎡×地積合計1万8878.51㎡。1円未満切上げ）に原野上の立木の価値66万5271円を加算した合計274万1908円、保安林について110万8910円（状況類似地区ごとの単価110円/㎡×地積1万0081㎡）に保安林上の立木の価値100万8100円を加算した合計211万7010円である。

なお、各土地上の立木の価値については、人工林であれば100円/㎡と評価することについては争いがない。

原判決は、一審被告東電が認める金額と同額を認定したところ、この点について、原告番号17は、当審において同額を超える主張はしないとしており、原判決認定のとおり山林の損害合計181万8391円、原野の損害合計274万1908円、保安林の損害合計211万7010円、以上合計667万7309円をもって相当と認める。

コ 家財道具

一審被告東電の既払額は、合計345万円（定型賠償＋高額家財であることによる加算20万円）である。また、弁論の全趣旨によれば、一審被告東電は、原告番号18-2及び18番の夫に対し、家財道具の賠償として合計615万円を支払ったことが認められる。

5 また、証拠（甲ニ17の39）によれば、原告番号17の自宅には、大堀相馬焼の大皿や壺、骨董品の鎧と琴などがあったことが認められる。

本件事故当時、自宅建物に居住していたのは原告番号17及び原告番号18-2夫婦であったが、前記認定事実のとおり、原告番号17の妻及び母も同居していた期間があったこと、原告番号17の自宅は、床面積が合計298.74㎡と広いことからすれば、原告番号17は多数の家財を所有していたことがうかがわれることから、単身世帯を前提とする家財道具の賠償金額を基礎とすることは相当ではなく、上記各事情のほか、原告番号18-2及び18番の夫に家財道具の賠償がされていること、一審被告東電の賠償基準その他本件に現れた一切の事情を考慮して、原告番号17
10 の家財道具の損害額は500万円をもって相当と認める。なお、原告番号17は、同額を超える主張はしないとしている。

一審被告東電は、原告番号17が主張する家財は、管理不能により直ちに価値を喪失するものではなく、これらの家財を含めて既払額を超える財物損害が発生したことの立証はされていないと主張するが、原告番号17
20 の自宅は、帰還困難区域にあり、放射線による汚染の激しい地域であるから、本件事故後長期にわたり移動させることもできず放置せざるを得なかった家財について、喪失したものと同様に扱うことは合理的である。

サ 農機具等

証拠（甲ニ17の16）によれば、原告番号17は、本件事故当時、農機具として、トラクター（昭和60年12月購入、250万円）、乗用田植機（平成6年3月購入、140万円）、コンバイン（同年7月購入、3
25

90万円), 乾燥機(昭和63年10月購入, 120万円), 籾摺機(平成8年9月購入, 55万円), バックメイト(平成8年9月購入, 30万円), スチーム発芽機(平成3年3月購入, 14万円), 精米器(平成13年3月購入, 18万9000円), アグリストッカー(同年9月購入, 36万7500円)及び管理機(平成8年4月購入, 25万6600円)を所有していたことが認められる。

また, 証拠(甲ニ17の39)によれば, 原告番号17は, 本件事故当時, ビニールハウスを所有していたことが認められる。

一審被告東電が損害として認める金額は, 上記農機具の損害として合計298万7058円(上記各購入金額に, 購入年に応じた帳簿価額係数を乗じて簡易帳簿価額を求め, それらに償却資産係数を乗じたものの合計額)である。

原判決は, 上記の一審被告東電が認める金額を相当とした上で, さらに, ビニールハウスの損害については, 本件事故後の新規購入価格の立証しかない(甲ニ17の58)ことを踏まえ, 5万円を損害と認めた。この点について, 原告番号17は, 当審においてこれを超える主張はしないとしており, また, 一審被告東電も, ビニールハウスの損害額が不相当であることについて, 積極的な主張立証をしていない。

以上を総合すると, 農機具等の損害は, 原判決認定の合計303万7058円をもって相当と認める。

シ 庭木, 外構・構築物等

(ア) 庭木

証拠(甲ニ17の17)によれば, 有限会社浪江緑化は, 平成25年3月に, 原告番号17の自宅内の庭の樹木及び修景物の調査を行い, 同年6月5日, それらの価値を合計778万2000円と見積もったことが認められる。

他方で、一審被告東電は、一審被告東電の依頼を受けて作成された査定書（乙ニ17の1）を根拠に、庭木の価値は472万9000円を超えるものではなく、上記の原告番号17の提出に係る見積もりが時価を表したのではないと主張するが、原告番号17が提出した見積書は、
5 浪江町所在の有限会社浪江緑化が平成25年3月に現地調査をして作成されたものであり、より本件事故に近い時点での見積もりであるということが
10 できる。確かに、一審被告東電が主張するように、樹木の価値は手入れの状況によって左右されるものであり、また、植栽するに当たって係る費用と、現に庭に存在する樹木の価額とが一致するものではない
15 が、他方、一審被告東電が提出した査定書は、いつの時点の時価を査定したものか判然とせず、東大和市所在の会社が平成27年8月11日付けで作成したもので、現地調査を経ているか疑問がある。以上を総合考慮すると、庭木の価値については、原告番号17が提出した見積書の金額を採用することが相当であるから、庭木の損害については、778万
20 2000円をもって相当と認める。なお、原告番号17は、当審において、これを超える主張はしないとしている。

一審被告東電は、上記見積もりにはガス灯籠や景石が含まれているところ、これらは全損とは評価できないと主張するが、これらの所在する地域の実状に照らすと、前記コの家財道具と同様、これらを全損と扱う
20 ことは、合理的である。

(イ) 外構・構築物

証拠（甲ニ17の39、43）によれば、原告番号17の自宅の敷地には、石積擁壁、塀、フェンスで囲まれた池、カーポート、氏神の社殿、原告番号17の父の句碑等が設置されていたことが認められる。

25 外構・構築物の損害について、一審被告東電が損害として認める金額は、賠償基準により402万9465円であるところ、原判決の認定は

同額であり、原告番号17も、当審において、同額を超える主張はしないとしている。したがって、外構・構築物の損害は、上記金額をもって相当と認める。

(ウ) 小括

5 そうすると、庭木及び外構・構築物の損害は、1181万1465円
 (778万2000円+402万9465円)となる。なお、一審被告
 東電は、構築物及び庭木の賠償名目で、18番の夫に対して624万1
 947円、原告番号18-2に対して104万0265円の合計728
 万2212円を支払っていることが認められる。

10 ス 合併浄化槽

 証拠(甲ニ17の44の各証)によれば、18番の夫は、平成14年頃、
 浪江町の自宅に合併浄化槽を設置したこと、設置に際して浪江町から補助
 金41万1000円が支払われたことが認められる。

 一審被告東電は、合併浄化槽の損害として5万6000円を認める(4
15 4万8000円×原告の持分割合1/8)ところ、原判決の認定額も同額
 である。この点について、原告番号17は、当審において同額を超える主
 張はしないとしており、原判決認定の5万6000円をもって相当と認め
 る。

セ 避難生活に伴う慰謝料

20 一審被告東電の慰謝料としての既払額は、1452万円(平成29年5
 月末までの月額10万円の75か月分+避難所への避難による加算分2
 万円+避難長期化による慰謝料700万円)である。

 原告番号17は、本件事故により、住み慣れた浪江町の自宅から突然に
 避難を余儀なくされ、原告番号16が迎えに来るまで、避難所での不
25 便な生活を強いられた。原告番号17は本件事故当時80歳と高齢であり、平
 成18年頃から持病の高血圧を抱え、常に薬を欠かせない状態にあったの

であるから、避難所での生活は相当に過酷なものであったといえる。原告番号17は、平成26年10月には、18番の夫及び原告番号18-2が横浜市内に購入した自宅に転居しているが、原告番号17の浪江町の自宅が帰還困難区域内にあるため、いかに強く望んでも浪江町に帰還することはできない状態が継続した。これらの事情を考慮すると、原告番号17の避難生活に伴う慰謝料は、937万円（避難所への避難による加算分2万円+月額11万円×85か月）を相当と認める。

ソ 避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する賠償

原告番号17の自宅は、帰還困難区域内にあり、今なお自由に立ち入ることができず、放射線量も依然として高い状況が続いている。本件事故により長期間にわたって帰還することが困難となり、その目処も立たない状態になったことにより、原告番号17は、浪江町の自宅での暮らしや長年かけて耕作してきた農地、近隣住民とのつながり、文化的伝統等の生活環境をその基盤から失ったものであり、そのことによる精神的苦痛は大きいといえる。特に、原告番号17の家系は、先祖代々[]の土地で生活し、その歴史を築いてきたというのであるから、原告番号17がその歴史を引き継ぐことを断念せざるを得なくなったことによる精神的苦痛には極めて大きなものがあるといえる。その他本件に現れた一切の事情を考慮して、原告番号17の上記精神的苦痛に対する慰謝料は、1000万円を相当と認める。

(3) 弁済の抗弁（既払額等）について

ア 以上によれば、原告番号17の損害額及び一審被告東電の既払額は、次のとおりである。

(ア) 居住用不動産（土地）

損害額 1135万8934円 既払額 0円

(イ) 居住用不動産（建物、太陽光発電設備を含む）

	損害額	498万0830円	既払額	5.3万5693円
	(ウ) 農家住宅等			
	損害額	354万3123円	既払額	0円
	(エ) 権現堂 (土地建物)			
5	損害額	1153万9810円	既払額	118万4680円
	(オ) 居住用建物所有目的貸宅地			
	損害額	329万0345円	既払額	0円
	(カ) 宅地			
	損害額	131万4349円	既払額	0円
10	(キ) 雑種地			
	損害額	23万6487円	既払額	0円
	(ク) 田及び畑			
	損害額	1321万3240円	既払額	0円
	(ケ) 山林, 原野, 保安林			
15	損害額	667万7309円	既払額	0円
	(コ) 家財道具			
	損害額	500万円	既払額	345万円
	(サ) 農機具等			
	損害額	303万7058円	既払額	0円
20	(シ) 庭木, 外構・構築物等			
	損害額	1181万1465円	既払額	728万2212円
	(ス) 合併浄化槽			
	損害額	5万6000円	既払額	0円
	(セ) 慰謝料			
25	損害額	1937万円	既払額	1452万円
	(ソ) 既払額を控除した損害額合計			

6845万6365円

イ 原告番号17について、一審被告東電が他の弁済の抗弁として明示的に主張している弁済はない。

(4) 弁護士費用

5 本件事故と相当因果関係のある弁護士費用相当の損害は、684万5636円と認める。なお、一審被告国との関係では、当審における請求額に鑑み、391万4532円とする。

(5) 認容額

10 以上によれば、原告番号17の認容額は次のとおりとなる。なお、当審においては、一審被告国に対しては、財物損害の一部について損害賠償請求をしていないため、一審被告国に対する認容額が一審被告東電に対する認容額より少額となっている。

ア 一審被告東電に対する認容額

7530万2001円

15 イ 一審被告国に対する認容額

876万4532円

第6 福島県双葉郡双葉町の一番原告ら

1 双葉町の状況

20 証拠（甲イ2、乙ニ共127の2、128の各証、130、131の5、131の9）のほか、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

25 双葉町は、平成23年3月11日午後9時23分の福島第一原発から半径3キロメートル圏内の避難指示を受け、防災行政無線で住民に避難を呼びかけ、避難を実施した。同月12日午前5時44分の福島第一原発から半径10キロメートル圏内の避難指示を受け、10キロメートル圏外も含め、町全域に対して川俣町に避難するよう避難指示を出した。その後、双葉町は、同年4月22

日、全域が警戒区域に指定され、平成25年5月28日、避難指示区域の見直しにより、全域が避難指示解除準備区域又は帰還困難区域に設定された。

本件事故時点における原告番号5-1及び5-2（以下「原告番号5ら」と総称する。）の住居は、福島第一原発から直線距離で約4.3キロメートル地点
5 に位置し、帰還困難区域内にある。

本件事故時点における承継前原告番号9-1の住居は、福島第一原発から直線距離で約3.7キロメートル地点に位置し、帰還困難区域内にある。

双葉町の平成23年3月11日時点の住民登録人口は7140人であったが、平成27年5月1日時点での避難者数は、6997人（県内4030人、県外
10 2967人）であった。また、本件事故後の双葉町の18歳未満の県内及び県外への避難者数は、平成24年4月1日時点において1130人（県内472人、県外658人）、平成27年4月1日時点において967人（県内497人、県外470人）と把握されている。

双葉町では、同年5月20日から環境省の特別地域内除染実施計画に基づき
15 除染作業が行われており、同年8月31日時点での除染実施率は、宅地が11%、農地が4%、森林が1%であり、道路の除染は実施されていなかったが、平成28年3月31日をもって、帰還困難区域を除き、宅地97件、農地100ヘクタール、森林6.2ヘクタール、道路8.4ヘクタールを含む面的除染が完了している（乙ニ共226）。

平成27年9月7日時点の双葉町の環境放射線量測定結果は、最高値が山田
20 多目的集会場付近の6.79 μ Sv毎時であり、その他は0.14～04.38 μ Sv毎時であった。また、同年10月13日午後11時00分時点の原告番号5らの自宅付近のモニタリングポストの空間線量測定結果は、2.478 μ Sv毎時、同日午後11時10分時点の承継前原告番号9-1の自宅付近の
25 モニタリングポストの空間線量測定結果は、0.532 μ Sv毎時であった。
その後の平成29年3月2日時点では、帰還困難区域に所在する山田多目的集

会場付近の5.48 μ Sv毎時が最高値であり、浜野公民館の0.08 μ Sv毎時が最低値となっていて、測定地点の3分の2が1 μ Sv毎時を下回っている。(乙ニ共200)

5 双葉町では、復興を目指し、平成25年6月に「復興まちづくり計画(第一次)」を、平成28年12月に「復興まちづくり計画(第二次)」をそれぞれ策定し、双葉町への帰還に向けた環境整備を進めることとし、帰還困難地域内に設定される復興拠点を整備する計画を策定していくなどとしている(乙ニ共227の1, 2)。

10 もっとも、平成30年8月31日現在の避難者数は6902人(県内4074人、県外2818人)であり、平成29年10月から11月にかけて実施された住民意向調査では、「戻りたいと考えている(将来的な希望も含む)」が11.7%、「まだ判断がつかない」が26.1%、「戻らないと決めている」が61.1%であった(甲ニ共177, 178)。

15 なお、令和2年3月4日をもって、避難指示解除準備区域及びJR双葉駅周辺等の一部区域については避難指示が解除された(弁論の全趣旨)。

2 原告番号5ら

(1) 認定事実

証拠(甲ニ5の4, 5の6, 5の8~10, 原告番号5-2本人)のほか、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

20 ア 避難前の生活状況等

原告番号5-1(昭和3年[]生まれ)と、原告番号5-2(昭和11年[]生まれ)は夫婦である。

原告番号5-1は、双葉町の出身であり、[]に勤務し東北6県の各地を転居して生活していたが、定年後は双葉町での暮らしを望んでいた。そこで、原告番号5らは、昭和55年7月頃、双葉町[]
25 []に2階建ての自宅を購入し、昭和59年10月3日、同所に転居した。

原告番号5-1は、定年退職後、双葉町の[]を務めるなど地域に貢献していた。原告番号5-1は、平成19年頃、脳梗塞に罹患し、後遺障害により要介護2に認定されたが、その後のリハビリにより、本件事故直前には、自力歩行ができるようになるなど、日常生活に支障はない程度に回復していた。

原告番号5-2は、[]を開き、本件事故直前には9人の弟子と共に稽古等を行っており、また、[]でボランティア活動を行っていた。

イ 避難の状況

原告番号5らは、平成23年3月11日、着の身着のまま自宅から近隣の小学校に避難し、同月12日午前10時頃に、バスで浪江町の小学校に移動し、さらに同日午後7時頃に福島県川俣町の[]小学校の体育館に避難した。原告番号5らが避難先の体育館に到着したときには、既に多くの避難者がおり、体育館の出入口付近にマットを敷き、毛布一枚で寒さをしのいだ。避難所では、おにぎり等の差し入れや菓子パンの支給が行われた。原告番号5-1は、体育館とは別の棟にある洋式トイレを使用していたが、体育館からは距離があり、双葉町職員の同行も必要であったことから、次第に水分を控えるようになり、脱水症状により自力で歩行することが困難になった。そこで、原告番号5らは、同月18日、避難所を訪れた原告番号5らの娘（以下、この2項において、単に「娘」と表記する。）と共に千葉へ避難することを決意し、タクシー、飛行機を利用して千葉県八千代市まで移動した。同日、原告番号5-1は、[]の救急外来で脱水症状との診断を受け、点滴治療を受けた後、同市内の[]病院に入院した。[]病院では、1週間の避難所生活で、脱水、リハビリテーション中断による筋力低下が出現していると診断された。原告番号5-2も、医師の勧めで点滴治